



# 農家林業に関する調査研究 (I)

昭和42年7月



02000-00130296-5

農林省林業試験場東北支場

は し が き

この報告書は、当支場経営第2研究室が発足して以後に始められた「農家林業に関する調査研究」にもとずいた一連の実証研究のうち、これまでに公表していない実地調査の結果を事例的に考察してとりまとめたものである。

この調査研究は「東北地方の農家林業が経営構造的にどのような特色をもっており、それを経営史的観点で整理するとどうなるのか」を明らかにすることを目的として進められてきたものである。しかし、収められたレポートは調査年次もまちまちであり、しかも考察視点も首尾一貫していない。それは東北地方の農家林業が僅か数年で著しい変貌を示しているということではなくて、実証研究についての研究者の考え方が調査研究を進めてきた過程で変ってきたためである。

この調査研究は、主として当支場経営第2研究室員安ヶ平精三技官がとりまとめたものである。この調査研究に着手してまだ日も浅く、このレポート自体にも多くの問題点や見当違いのことがあると思う。農家林業に関心をもたれる関係者各位のご批判をいただければたいへん幸いである。

最後にこの調査研究にご協力をいただいた市町村、森林組合、農林事務所、それに心よく調査資料を提供していただいた農林家の方々に深甚の謝意を表する次第である。

昭和42年7月

農林省林業試験場東北支場  
経営部長 寺崎康正

正 誤 表

頁 行	誤	正
目次, 2枚目, 上9	宮守村・S家の事例	T
5, 表-2	田川村の人工林保有林家率, 3~5階層106	100
6, 上12	個別調査でも	は
37, 上6	土地所有	保
40, 下3	などによりみて	(削除)
55, 下4	戦後出征	時中
61, 上10	生糸価格は交易条件に	の
73, 下4	多い場合に	割
75, 上8	備著的に……家敷林	蓄……屋
77, 上13	地域では(……	も
92, 脚注	(横井功稿)	梶
94, 上1	任ねる	委
95, 下1	……るが,	か
101, 上3	経営とともに 経営……	(挿入) に
107, 下2~	しかし……高くはない,	(削除)
108, 上1		(青森, 岩手県, 境を入れる)
114, 東北全図		(挿入), 造
132, 上11	人工林	採草地
137, 表の凡例	採草地	乏
142, 上6	之	(挿入) 門
148, 下9	育林部 以外	(挿入) に
148, 下2	とともに 注目	と
150, 表の上欄	労働者の消……	

## 目 次

### 田川林業地の階層的特質——センサス資料による現状分析

1. はじめに	2
2. 造林の進展度	3
3. 商品生産の進展度	8
4. 林木資産の形成度	10
5. むすび	12

### 出稼山村における育林労働の組織化の方向

1. はじめに	15
2. 雇用労働に依存する階層	16
3. 育林労働者の階層的特質	19
4. 当面の対策——むすびにかえて	22

### 農家林業の経営史的研究(1)

#### 宮城県白石市小原地区・H家の事例

I 課題と方法	32
II 調査村の概況	33
III 調査農家の性格	37
1. 経営諸要素の構成と運営	37

2. 農家経営収支の構造	41
3. 発展類型よりみた林業生産部門の現段階	42
IV 林業生産部門の発展要因の史的分析	43
1. 萌芽期 大正末期～昭和7年	43
2. 停滞期 昭和8年～昭和22年	51
3. 後退期 昭和23年～昭和29年	57
4. 発展期 昭和30年以後	63

## 農家林業の経営史的研究(2)

### 岩手県上閉伊郡宮守村・S家の事例

I 開題と考察の視点	67
II 調査村と調査農家の概観	68
III 戦前における沈滞要因の考察	74
1. 自家山製炭・馬産時代の林野の役割	74
2. 消費圧の重圧	75
3. 昭和不況下における兼業指向化	75
4. 交通条件の未発達	80
5. 凶作	80
IV 戦後における造林活動の誘発・発展要因の探索	82
1. 木材価格の高騰	84
2. 農産物価格の安定化	85
3. 普及制度の滲透	86
4. 釜石線の開通と猿ヶ石川護岸工事の竣工	87
5. 消費圧の軽減	88
6. 「家」内での和と責任分担制の確立	89

7. 畜種の交替による林野利用の変容	91
8. 畜種の交替による労働力利用の変容	93
V 結びにかえて——のこされた問題点	94

## 記録による農家林業の経営変遷に関する研究(1)

### 記帳農家の概要

I 研究目的	100
II 研究方法	101
1. 記帳様式	101
2. 記帳農家の選定	104
III 記帳農家設定地域の概要	104
1. 都南村乙部地区	104
2. 紫波町長岡地区	108
IV 記帳農家の概要	112
1. S家	112
2. F家	121
3. O家	133
V 記帳農家の特色——総括	145

田川林業地の階層的特質——センサス資料  
による現状分析

## 1 はじめに

林業基本問題の答申と林業基本法の制定を契機として、林業の一方の担い手としての小規模私有林業、就中、農家林業に対する施策が着々軌道に乗りつつある。おりしも、1960年農林業センサスは、東北農家林業のおくれをまざまざとわれわれに提示してくれた。しかし、熊崎実氏の分析<sup>(1)</sup>によれば、後進的な東北農家林業の中にあつて、岩手県南部と福島県を結ぶ太平洋沿岸、それに秋田県南部と山形の日本海沿岸を結ぶ一帯には、けつして西日本諸府県の育林先進地に劣らないようなまとまつた育林業地帯を形成しているとされる。

因みに、その先進的特質の一端を示せばこうである。先ず、造林の進展度の現状を示す指標として、人工林保有林家率を見れば、都府県では62%であるのに対して、西田川郡旧田川村では実に94%である。また、1960年の植林林家率は都府県で19.2%、旧田川村では45.3%である。以上は属人的にみた造林の進展度であるが、属地指標でも同様で、田川林業地の先進的側面がうかがわれるのである。すなわち、人工林率（樹林地に占める人工林の割合）は都府県では37.4%であるのに対して、旧田川村では62.6%である。一方、1カ年（1960年）の拡大造林率を見れば、都府県で59.3%であるのに旧田川村では11.2%である。このことは、田川林業地においては林転の時代を一応終り、再造林を軸とした育林業が高い水準に達していることを物語っている。そのことは林産物の販売林家率の高いことでも裏書きされる。すなわち、1カ年（1960年）に林産物を販売した林家の割合は、都府県では15.3%であるのに対して、旧田川村では44.2%となつている。

このような先進的側面をもつ田川林業地は、いかなる要因で形成されたのであろうか。東北地方のおくれた大多数の農家林業を相手にしているわれわれにとつては、きわめて興味ある課題である。しかし、ここではそのような形成要因を探るための接近の仕方として、まず田川林業地の現状、とくに育林生産の階層的特質を探ることを企図している。

用いる資料は1960年センサスである。資料としては若干古いきらいがあるが、「人」としての林業生産活動を統一的にとらえた資料としては唯一のものである。

なお、掲げた表をみる場合、センサス統計は申告調査であるため、数値が過少になつてゐることに注意していただきたい。あえて、零細規模での階層区分を細く区分しているのもその理由による。

田川林業地の概況の説明は省略した。これについては「田川林業地の地域的特質——アンケート調査による現状分析」（林試東北支場年報 No. 7, 1966）を参照していただきたい。

## 2 造林の進展度

まず、今までの人工林化の進展度を明らかにするために、人工林保有林家率が階層毎にどのようになつてゐるか、からみることにしよう（表-1）。一見して明らかのように豊浦、田川両村ともに、しかも全階層にわたつて人工造林の普及が高い水準に達していることがしられる。因みに1~30町歩の保有階層をとつてみると、人工林保有林家率は最低で97.4%（田川の1~3町歩階層）であり、3町歩以上の階層では100%である。ところがセンサス統計の都府県合計<sup>(2)注(1)</sup>では69.3%（1~3町歩階層）~94.0%（20~30町歩階層）であり、田川林業地の林家のほとんど大部分が人工林を面積の多少にかかわらず保有しており、その水準が他に比して非常に高いということが瞭然としている。

このことは、人工林率、つまり保有山林の中で既に造林された面積の割合をみても同様である。すなわち都府県合計では37.4%であるのに対して田川は62.6%であり豊浦は田川より5%高く67.6%である。これは都府県の約2倍にも達するハイレベルである。

表-1 造林に関する指標 (1)

(%, ha)

	人工林保有 林家率		人工林率		1960年									
					植林 林家率		植林 面積率		1戸当 植林面積		拡大造林 林家率		拡大造林 面積率	
1~3反	59.5	82.3	24.0	62.9	6.3	11.8	1.8	7.1	0.06	0.11	25.0	50.0	23.7	45.4
3~5	81.1	86.9	53.5	66.9	9.3	21.7	2.4	4.8	0.01	0.08	—	20.0	—	25.0
5~1町	91.2	90.0	59.5	53.5	14.3	5.0	2.0	3.7	0.09	0.13	13.4	50.0	65.0	75.5
1~3	99.5	97.4	58.0	63.6	35.9	43.6	4.5	4.6	0.19	0.13	31.2	35.2	22.7	28.8
3~5	100.0	100.0	65.7	61.7	68.4	65.0	6.6	6.1	0.35	0.35	53.7	23.0	26.5	21.0
5~10	100.0	100.0	76.0	62.6	100.0	62.5	6.2	3.4	0.41	0.39	20.0	10.0	9.0	10.2
10~20	100.0	100.0	88.7	57.0	91.1	83.5	5.3	3.6	0.76	0.58	25.0	65.4	11.8	5.7
20~30	100.0	100.0	58.6	70.2	100.0	87.5	4.9	4.2	1.00	1.21	50.0	—	25.0	—
30~50	100.0		67.4		100.0		2.8		0.93		33.3		14.3	
50~100	100.0		62.2		100.0		1.4		1.00		—		—	
計	86.7	94.0	67.6	62.6	32.5	45.3	4.2	4.1	0.35	0.41	29.5	20.6	16.8	11.2

左欄 豊浦 右欄 田川

階層別には豊浦では5~10町歩階層と10~20町歩階層で若干高くなつてゐるが、とりたてるとの階層差はみとめられない。総じて全階層にわたつて都府県合計の水準をはるかに上廻つてゐることが知られる。

つぎに、最近の造林動向を見よう。<sup>注(2)</sup> 1960年1カ年の植林林家率、植林面積率、1戸当植林面積を見られたい。植林林家率は保有規模が大きくなるにつれて高まるが、豊浦では5~10町歩階層以上になるとほとんどの林家が植林しているのに対して、田川では3町歩階層以上になつてはじめてほぼ50%以上の農家が植林しており、豊浦より若干低目である。植林面積率、つまり保有山林面積に対する1カ年間の植林面積割合は階層間にめだつた差はみとめられないが豊浦の3~5町歩階層(6.6%)と5~10町歩(6.2%)、田川の3~5町歩階層(6.1%)で相対的に高くなつてゐる。この階層は農家林業を代表する階層であるが、最近の人工林化の動向にこのような傾向が見られることは十分に注目しなければならない。

さらにまた、1960年1カ年間の1戸当の植林面積は、植林林家率と同じように、保有階層が大きくなるにつれて高まるが、豊浦、田川両村ともに3~10町歩階層の農家では1年に約3~4反ずつ植林している。この程度の植林だと農業との兼営で家族労働を基礎において年々植林を持続的に行い示している。

拡大造林の動向に目を転じよう。拡大造林林家率は、豊浦では1~5町歩階層、田川では5反~3町歩階層で高い値を示しており、また、保有規模の大きい階層でも高い。同じように拡大造林面積率、つまり全体の人工林面積に対する拡大造林面積の割合は小規模階層において高いことが知られる。

以上のような田川林業地の統計上にあらわれた先進的特質を育成林業の後進地域の階層的特質と対比して、育成林業の発展構造、なかんずく造林投資の展開構造の問題に接近することが必要である。いま、後進的特質を端的に示している岩手県安代町の例<sup>(3)</sup>と対比してみよう(表-2)

表-2 造林に関する指標 (2) (%)

	人工林率		人工林保有林家率		拡大造林林家率		拡大造林面積率	
0.1~1ha	57		78		12		83	
1~3	67	35	97	80	35	27	29	80
3~5	62	26	106	91	23	38	21	72
5~10	63	26	100	92	10	61	10	82
10~20	57	24	100	97	65	70	6	99
20~	70	24	100	100	-	78	-	88
計	63	27	94	85	20	34	11	87

左欄 田川村, 右欄 安代町

表-2は、育成林生産活動の投入面における水準と速度を比較したものである。田川村では、人工林率は各層とも50%以上であるが、安代町では3町歩階層以上で20~30%、1町歩階層以下では30%をこえている。また人工林保有林家の割合も各階層ともに田川より10%内外低い。安代町の最も造林の進んだ部落での調査において、74%の農家が植林をはじめたのは『昭和に入ってから』と

答えていた。こうした造林投資の歴史の浅いことが前表にあらわれている。

1960年1カ年間の拡大造林林家率と拡大造林面積率を対比してみるときわめて対蹠的である。すなわち、拡大造林林家率は田川村では保有規模が低い階層で高いのに安代町では保有規模が大きい階層で高い。しかし、拡大造林面積率にはめだつた階層差がみとめられない。ごく大胆な推測が許されるとすれば、地域地域の育成林業を形成させる前駆的担当者は上の階層であつて、それを発展させる動因は農業生産と林業生産の調和的展開であり、それが両地域の差としてあらわれているのである。田川村が明治末期に到達した階梯に安代町が、いま1歩踏みだしたのである。

わが国の農業経営は家族労働力の使用を基本的特質とする。農家の1生産部門を構成する育成林生産部門の労働力構成もその例外でありえない。さて、われわれの個別調査でも田川の雇用労働比率の高いことが知られたのである。そこでセンサス資料を用いて労働力構成よりみた田川林業地の階層的特質を見ておきたい。もちろん、昭和35年以降の異状なまでの高度経済成長は農村労働力市場の変革を惹起し、現在は60年センサス当時とはかなり異つた状況であることに留意する必要がある。

まず、雇入労働のあつた林家の割合(雇用労働林家率)からみてみたい。一見して保有規模の大きい階層ほど高く、地域別には豊浦の方が平均10%高い。各階層に立入つてみると豊浦では3町歩階層以上で、田川では10町歩階層以上で2戸に1戸の割合で雇用労働を入れている。

つぎに、全投下労働に対する雇用労働の割合(雇用労働比率)はこれも保有規模が大きくなればその比率は高くなるのは当然としても、10~20町歩階層における比率は豊浦59%、田川20%であり、田川林業地の特質的な1側面を如実に語るものである。

植林投下労働に対する植林雇用労働の割合(第4欄)にも同じような傾向として、大規模階層での高比率、相対的には豊浦の高い比率が知られる。

表-3 労働力構成に関する指標

(%, 人)

保有層	雇用労働林家率		雇用労働比率		植林に雇用した労働比率		人工林1町歩当植林手入労働	
1~3反	7.8	5.9	5.6	7.5	7.1	7.5	21.7	41.5
3~5	25.0	4.4	12.3	1.0	16.3	2.0	15.1	28.0
5反~1町	19.7	20.0	8.2	14.5	7.3	10.5	11.4	31.4
1~3	37.0	23.0	14.6	9.5	10.5	10.5	9.7	24.1
3~5	57.9	25.0	22.0	15.0	18.3	18.5	7.7	12.6
5~10	60.0	31.2	28.8	19.0	28.5	20.0	12.4	7.4
10~20	100.0	55.5	58.6	19.5	54.5	25.0	7.5	6.8
20~30	100.0	50.0	54.8	58.2	52.3	61.2	8.7	6.0
30~50	100.0		76.4		81.2		9.6	
50~100	100.0		83.1		85.9		14.5	
計	33.1	24.2	28.2	21.5	45.0		9.4	9.6

家族経営の類型<sup>(4)</sup>は、自給経済的家族経営、附随的自給的家族経営、商品生産的労働型家族経営、商品生産的資本型家族経営の4つに理想型化され、この4つの類型は家族経営の発展類型をも示している。資本型家族経営はアメリカの中規模以上の家族経営や西欧諸国の比較的大規模な農民経営にみられる例であつて、そこでは家族労働力を基礎とする点ではなお家族経営の範囲に入るとしても、固定資本の比重が高く、労働生産性も高く、かつまた高度に商品生産化され、労働型家族経営にみるような経済計算上不合理な自給生産部門は農民

注(1) 都府県合計の諸指標はすべて  
紙野伸二著『農家林業の経営』  
第3章より引用

注(2) 都府県合計および東北では次の  
とおり

(無階層)

	1960年の 植林林家率	1960年の 植林面積率	1960年の1戸 当植林面積
都府県	18.8%	3.17%	3.6反
東北	20.3	2.75	3.6

の嗜好以外は行われぬ。田川林業地、とりわけ中、大規模層での雇用労働の多い点は前の分析で明らかであつた。しかし、家族経営の1生産部門を構成する林業部門はもともと農家の遊休的な家族労働力の農家経営内での収益化を意図して存在するものであつて、企業的な利潤追求の理念を基礎においているとはいいがたい。いつてみれば家族経営の発展類型よりみた田川林業地の現段階は高度の商品生産的労働型家族経営に位置づけられるであろう。

### 3 商品生産の進展度

林産物の市場向けの生産が、地域別に階層別にどのように伸びてきているかを分析する。

表-4 産出に関する指標

(%, m<sup>2</sup>, 千円)

	林産物生産		自家用生産		林産物販売		用材販売		保有山林ha		1960年			
	林家率	林家率	林家率	林家率	林家率	林家率	林家率	当販売量	当販売量	保有山林ha	販売林家1戸当販売額	販売林家1戸当販売額	販売林家1戸当販売額	販売林家1戸当販売額
1~3反	40.6	5.9	40.6	0	-	5.9	-	5.9	-	4.5	-	0	-	0
3~5	62.5	25.1	62.5	8.7	9.4	21.8	9.4	13.0	4.8	7.0	33	42	143	71
5~1町	66.0	25.0	46.2	15.0	3.6	20.0	1.8	15.0	3.5	4.2	32	28	130	98
1~3	86.0	25.6	85.0	8.2	22.3	25.6	18.5	17.9	2.1	3.2	14	28	127	188
3~5	100.0	65.0	100.0	15.0	36.8	65.0	36.9	60.0	2.0	5.9	17	36	178	205
5~10	95.0	81.2	85.0	18.8	75.0	81.0	75.0	68.6	3.7	3.4	23	24	200	212
10~20	100.0	100.0	100.0	41.2	91.0	100.0	91.0	94.5	2.9	2.8	19	18	291	244
20~30	100.0	100.0	100.0	37.5	100.0	100.0	100.0	100.0	2.0	2.5	24	17	500	424
30~50	100.0		100.0		100.0		100.0		2.0		13		453	
50~100	100.0		100.0		100.0		100.0		2.8		16		1,288	
計	72.5	46.6	70.7	15.5	24.2	44.2	19.5	38.5	2.5	3.2	17	22	229	224

前表の第1欄を見られたい。これは最近1カ年に保有山林から林産物を生産したことがある林家の総林家に対する比率である。表より明らかなように、林野の保有規模が大になるにつれて高まり、10町歩階層以上になるとすべての林家が林産物を生産している。しかし、林家総数の平均でみると豊浦の方が遙かに高い。なお、都府県合計では20～30町歩階層においていちばん高く77.3%であり、総数平均でも49.6%であるので、これに比較して田川林業地、とりわけ豊浦の高いことが知られるのである。

一方、最近1カ年に林産物を販売した林家の総林家に対する比率（林産物販売林家率）は、田川での3～5町歩階層、豊浦での5～10町歩階層でいちだんと高まる。また、総数では田川44.2%、豊浦24.2%である。これは都府県合計の3～20町歩階層でいちばん高く56%、総数15.3%であることと較べると、きわめて対蹠的である。

つぎに、林業生産活動でより商品生産的段階である用材の販売状況を知るために、用材を販売した林家数の販売総林家に対する比率（用材販売林家率）を用いて説明を加えてみたい。これも前に見た林産物販売林家率の傾向とほぼ同様の傾向を示している。すなわち、田川では3町歩以上の階層で、豊浦では5町歩以上の階層でいちだんと高くなっており、しかも用材生産＝用材販売を中心にして林業生産が営まれていることを如実に示している。しかし、土地生産性の指標ともいえる単位面積当りの販売量、および販売額には明瞭な地域差、階層差をみとめることができない。このことは育林生産、なかんずく育林技術は第1義的には自然条件に制約され、農業技術の組立にみられるような集約度概念をとりいれることが現在の技術段階ではあまり意味がないことを裏書きしているといえよう。したがって販売林家1戸当りの販売額は大規模階層ほど大きいのである。

いずれにせよ、1町歩当りの販売量 $2.5 m^3$ 、 $3.2 m^3$ は都府県 $1.34 m^3$ に比してきわめて高い値であることは田川林業地の先進性を端的にあらわしているのである。

#### 4 林木資産の形成度

すでに見てきたように人工林率は豊浦67.6%、田川62.6%であり、1町歩以上の階層ではとりたてるほどの階層性はみとめられなかつたが、人工林の林令別構成について見るとかなり異つた階層性がみとめられる。すなわち、10年生以下、11～20年生の保育対象令級の面積比率は小規模階層程高く、主間伐対象令級である21～30年生、および31年生以上の面積比率は逆に中規模階層で高くなっている。地域別に見てもこの傾向がつかぬかたれている。先に見た1960年1カ年の植林林家率も両村ともに大規模階層で高くなつていたが、人工林率には明瞭な階層性はみとめることができなかった。これらの3つの指標で見ると、小規模階層における最近の盛んな造林投資が看知されるのである。その造林誘因は木材価格の上昇などに極言される経営外部条件の好転によるのか、それとも田川林業地の小規模階層における幼令令級への構成的偏りは造林投資の歴史の浅さを示すものか、あるいは従来小規模層ほど林地の利用度が高く、集約的技術を基礎においているため必然的に伐期が短いというのか、等々のいわゆる要因分析はセンサス統計だけでは分析できない。ただ、生産面で明らかな地域差がみとめられないのに、令級構成では田川の方がたとえば31年生以上の構成比で10%位高くなっていることを見落してはならない。達観的にいえば基底的には林野の所有構造の地域差に起因し、加えて、育林生産部門の農家経営内での経営的機能の差が反映していると考えられる。

表-5 人工林の林令別面積比率

(%)

	伐跡地		10年生以下		11~20年生		21~30年生		31年生以上	
1~3反	0.9	—	53.9	64.1	35.0	33.3	10.2	2.6	—	—
3~5	0.1	6.2	42.7	62.7	38.1	28.4	14.9	2.7	3.2	—
5~1町	—	5.3	34.4	48.7	38.7	26.4	22.7	17.4	4.2	2.2
1~3	3.9	3.6	43.6	42.8	30.4	32.3	18.2	14.2	3.9	7.1
3~5	2.1	7.6	30.7	38.7	24.7	21.9	20.6	14.7	21.9	17.1
5~10	2.3	7.0	36.5	23.7	22.6	19.0	20.6	17.9	19.0	32.4
10~20	5.2	6.9	31.3	27.0	20.6	16.9	20.2	20.2	22.7	28.4
20~30	2.1	5.8	43.8	27.1	25.0	10.6	16.6	19.9	12.5	36.6
30~50	0.4		31.7		28.1		20.6		19.2	
50~100	2.0		33.0		20.3		14.2		10.2	
計	3.1	6.3	35.6	30.0	25.2	17.6	19.3	18.6	16.8	27.5

表-6 保有山林広狭別戸数および面積比率

(%)

	戸数		面積	
	豊浦	田川	豊浦	田川
1町歩未満	51.0	37.5	8.2	3.5
1~3町	30.5	24.2	19.4	9.0
3~5	6.3	12.4	9.5	10.2
5~10	6.0	9.9	16.1	15.8
10~20	3.7	11.1	18.7	33.5
20~30	0.6	4.9	5.0	28.0
30~50	1.0		13.3	
50~100	0.3		9.8	
計	100.0	100.0	100.0	100.0

## 5 む す び

田川林業地の育林生産活動における階層性について、投入と産出の両面で考察を加えてみた。いままで述べてきたことをいたずらに反復する事は避けるとして、主要な点だけについて要約しておきたい。

先ず、投入活動において、都府県のそれと比較して、全階層を通じてその水準はきわめて高いことである。家族経営の範囲をどれくらいの階層におくかは問題があるが、いまかりに5町歩以上の階層における投入活動を見れば、すでに投入の段階はほぼ完了し、再生産を基軸とした再生産構造が完成しているとみられるのである。このことは、属人的にみても、また属地的にみても貫かれていると思われる。しかし、5町歩以下の階層における最近の造林のテンポはかなり早いのである。

次に、雇用労働の割合がきわめて高いことである。とくに、豊浦地区では10町歩以上、田川地区では20町歩以上において、雇用労働が自家労働を上廻っていることに注目しなければならない。

一方、産出活動においては、5町歩以上の階層では60%以上の林家が用材を販売しており、その販売額も20万円以上に達しており、5町歩以下の階層においてもほぼ10万円以上に達している。

さらに、このように高い生産水準を支えている林木資産の形成度に目を転ずれば、小規模階層において要保育対象面積が大きく、これに対して中規模階層における主間伐可能対象面積が大きいことが知られる。

統計上で概観される階層性は以上のように要約されると思うが、もともと、センサス資料は過去の生産活動の結果を示すにすぎず、これをもつて、田川林業の形成要因を究めることはできない。また、周知のように、田川林業は焼畑造林を中核として資産蓄積がなされたところである。これらのことについては、後日の調査にゆずりたい。

(昭和39年10月)

文 献

- 1) 熊崎実稿 「後進地林業の諸問題」  
P 93 ~ 100 (昭和39年)
- 2) 紙野伸二 「農家林業の経営」  
P 94 ~ 102 (昭和37年)
- 3) 熊崎実, 安ヶ平精三 安代町農業総合  
調査所収 P 103~108 (昭和39年)
- 4) 磯辺秀俊 「家族農業経営の変貌過程」  
P 13 ~ 18 (昭和37年)

出稼山村における育林労働の組織化の方向

## 1 はじめに

工業を中心とする超高度の経済成長は東北農山村の就業構造の変貌をもたらした。それは一口でいえば、これまでに経験したことがなかつたほどの労働力の流動化の進行である。農業を職業として選ぶ新規学卒者は近年著しく減少し、一方、壮年層は出稼ぎなどにより農業を離れる者が目立つて多くなってきた。農閑期の東北農村では父親の顔を見ることがまれである村さえあるという。出稼ぎにでた父親が行方不明になつたという悲話もある。

このような農業就業人口の減少が育成林業形成発展にどのような作用を及ぼすであろうか。

この報告では、労働力流出が育林生産を規制する重要な因子であるという見解に立ち、その育林労働の特質を明らかにし、あわせてその対応策について、事例的に考察しようとするものである。

調査地、東由利村は東北日本海側の農家林業の先進地帯に隣接するいわば中進的な特色をもつところであるが、近年、農業就業人口が減少し、農林業の生産力が低下してきているといわれる。

造林の進展度も近年停滞的である。因みに、森林組合の属地調査によつて、昭和36年度を100とした造林面積の増減状況を見れば、37年90、38年101、39年98、でありその進展度は停滞的である。同様に、われわれの属人調査(39戸)によつて見ても、37年95、38年94、39年81、であつてその進展度は停滞どころか、むしろ低下しているとさえ見られるのである。

これが実態であるとするれば、われわれに重大な問題を提起することになる。というのは、東北農家林業の大多数は育林の歴史が浅く、昭和27、28年の経済発展期を契機として、ようやく育林生産の投入活動が芽萌え、しかもそれは林業部門以外の生産性の向上に支えられていたのだと思われるが、それが労働力の流出によつてわずか10年にして壁につきあたつたといわなければならないからである。

われわれは以上の考え方から、とくに収穫の多い秋田県東由利村をえらんで、以下、考察してみることにする。

## 2 雇用労働に依存する階層

周知のように農家林業における育成段階での総投下労働量に占める雇用労働量の割合はきわめて高い。

東由利村ではどれだけの雇用労働が入っているであろうか。資料が若干古くなるが表-1(17頁)はその事情をみたものである。ここでいう収穫労働とは自給用、販売用を問わず、素材生産および製薪炭のために雇入れた労働をいい、植林・手入労働とは地拵から除伐までの一切の雇入労働を指すが、ここでは植林・手入労働に注目したい。これを階層的にみれば当然のことながら経営規模の大きな階層ほど雇用労働を入れている農家の割合、その労働量の割合がともに高くなる。そして、その割合が一段と高まるのが10ha以上からである。したがって、労働力流出が育林生産を阻害している要因であるとすれば、これらの階層ではより深刻な労働力不足問題が生じているであろう。もちろん、ここに掲げた資料は34年度の実績にもとづいているので、その後の労働力流出の進行と家族労働力それ自体の減少が顕著であるので雇用労働力に対する依存度はさらに高まっているものと思われる。なお、参考までに日本海側の最も先進的農家林業地帯である山形県鶴岡市豊浦地区の雇用労働の割合も併記しておいた。東由利村の場合をこれと対比して見れば、雇用労働割合はむしろ高いようである。しかし、注意しなければならぬのは豊浦地区は田川林業地のなかで、もつとも産出水準の高いところであり、したがって、その投入活動はその高い産出水準に支えられているのである。これに比して東由利村では昭和28年ころ以降、投入活動は継続されているものとみられるが、産出活動はいまだ間断的であつて、育成林業の発展段階からいえば中進的なところである。それだけに支払労働

賃は主要部門である稲作部門—はつきりいえば水田面積—に基礎をおいている。

表-1 雇用労働農家率と雇用労働率

山林規模	雇用労働農家率		雇用労働率		植林・手入※
	収 穫	植林・手入	収 穫	植林・手入	
3町歩未満	3.3%	9.1%	11.9%	16.2%	%
3 ~ 5	9.3	26.8	69.2	36.0	18.3
5 ~ 10	25.0	35.0	32.6	30.8	28.5
10 ~ 20	22.2	50.0	17.4	63.0	54.5
20 ~ 30	28.6	64.2	53.5	81.5	52.3
30 ~ 50	12.5	50.0	5.1	69.2	81.2
50町歩以上	45.4	81.7	67.0	91.0	85.9
計	(55戸) 8.7	(122戸) 19.0	(1,524人) 26.6	(6,295人) 51.7	45.0

資料 60年センサス

※ 山形県旧豊浦村 前掲7頁参照

ともあれ、育成段階だけについていえば、東由利村の10ha以上の階層では50%以上の農家が雇用労働に強く依存しており、その雇用労働の延人員比は60%におよんでいるのである。

つぎに林家は1年にどれだけの労働量を投入しているかを階層別に見ることにしよう。

表-2(18頁)を見られたい。これは'60年センサスから集計したものであるが、自家労働の投下量には明瞭な階層差は認められない。雇用労働には階層差があるようである。すなわち、前にも指摘したように10ha以上では雇用労働量が50人以上に達し自家労働をはるかにオーバーしている。

そして、育林雇用労働は農業雇用労働と同様にその作業の季節性に左右されて、自家労働の不足をカバーするかたちで入ってくることだろう。だとすれば、農業の経営技術水準が現段階のままに低迷する限り、自家労働の育林部門への平均的な投下限度は30~40人であるといえそうである。

表-2 育林労働投下量 (1戸平均)

山林規模	自家労働投下		雇用労働投下	
	農家数	平均投下量	農家数	平均投下量
3町歩未満	252戸	10人	38戸	12人
3～5	60	17	23	16
5～10	52	17	21	19
10～20	28	23	18	61
20～30	10	18	9	86
30～50	1	34	4	108
50町歩以上	9	29	9	294

資料 60年センサス

ところで、季節出稼者が急増してくるのは昭和36年頃以降である。したがって、労働力不足問題がより深刻になるのはこの頃からであつたであろう。そこでわれわれはいくつかのサンプルを選び育林労働の実態を知るために聞き取り調査を行なつてみた。それを整理したのが表-3, 表-4 (19頁)である。サンプルは保有山林30ha以上7戸, 10~30ha 16戸, 5~10ha 9戸, 5ha未満7戸, 計39戸である。ここでは階層による差は無視するがこの二つの表よりのことが読みとれるであろう。すなわち、第1に自家労働と雇用労働の割合は6対4であること。第2に年令別には50才以上が多いこと。これを自家労働の員数比で見れば50才以上が全体の40%, 同様に稼働日数比でいえば63.6%である。第3に自家育林労働者とその家庭における「地位」からみれば79.7%が世帯主であること。要するに「農家」における育林労働は高年令層によつて担われていることを意味し、したがつて普及指導の対象をこの層まで広げなければならないことを物語つている。また、こうした育林労働の高令化は戦後農村の家族関係の直系化とも無関係ではない。すなわち、直系的小家族構成に移行したことにより、主要部門(この地方では稲作)は青壮年令層の分担となり、必然的に老令層は「山」に向わざるをえなかつたものと考えられる。もち

もちろん、このような家族労働力の老令化は高度経済成長期における基幹労働力の農外への流出が原因していることのあらわれでもある。

表-3 育林自家労働の年令別構成

年令	員数	比率	延日数	比率
60才以上	16人	24.6%	848日	40.8%
50～59	10	15.4	475	22.8
40～49	12	18.5	326	15.7
30～39	12	18.5	222	10.7
20～29	14	21.5	198	9.5
19才以下	1	1.5	10	0.5
計	65	100.0	2,079	100.0

聞き取り調査による。

表-4 育林自家労働の「地位別」構成

地位	員数	比率	延日数	比率
世帯主	36人	55.5%	1,656日	79.7%
跡継	13	20.0	234	11.2
その他	16	24.5	189	9.1
計	65	100.0	2,079	100.0

聞き取り調査による。

### 3 育林労働者の階層的特質

労働力の構成割合より見て、10ha以上の階層では雇用労働の依存度がきわめて高いことが前節で確認された。このことは言葉を換えていえば、育林生産と被雇用者群は林野所有者と同様にその地域の育林生産の一方の担い手であるということである。そこで、つぎに育林生産の一方の担い手である被雇用者層に目を転ずることにしよう。

65年中間農業センサスの資料を用いて東由利村の農家を類型化すれば次のよ

うになるのであろう。すなわち、第1のタイプは水稻作に中心をおく専業農家群である。これに属する農家は水田規模1.5ha以上の階層であつて、全農家の約25%がこれに属する。第2のタイプは家族内の1人以上が臨時的な賃労働に従事している農家であつて、これは全体の50%である。水田規模でいえば0.5~1.5ha階層に多く、その職種は特定のでないが、村外への季節出稼ぎと村内での人夫・日雇が大部分である。のこりの第3のタイプは職員または恒常的賃労働に従事するものが1人以上いる農家であつて水田規模は0.5ha以下の階層に多く、この階層の74%の農家がこのタイプに属している。職種は多岐に分れている。

表-5 育林労働者の出ている階層

耕地規模	第2のタイプ	第3のタイプ
0.5町歩以下	4人	6人
0.5~1.0	30	5
1.0~1.5	45	1
1.5~2.0	16	1
2.0~3.0	9	-
3.0町歩以上	-	-

資料 65年中間農業センサスによる。

れであつて、その多くは村内の土建、農業日雇に従事すると同様に水稻作では家計を維持できない中規模階層以下の間断就業的な労働によつて担われているのである。しかし、最近、超高度の経済成長は農村労働力を都市部へ引き出し、労働力不足さえ惹き起している。それは、新卒者の村外就職による流出と季節出稼の形態をとりながらあらわれてきており、農業の近代化を阻害しているばかりでなく、農業生産をも低下させているとさえいわれている。

表-6 (21頁)は最近5カ年の中学卒業者の進学・就職をみたものである。高校を卒業後、農業を継いで村に残るものはこのうちの何人であろうか。かりに10人いたとしても農業労働力の補充率はきわめて低いといわなければならな

い。39年度はとくにいちじるしく、この年の中卒者のうち約半数が村外(そのほとんどが京浜地方)に就職し中卒後そのまま農業に従事しているものは僅か

表-6 中卒者の進学・就職状況

年次	卒業者数(1)	進学(2)	農業へ(3)	(3)/(1)
昭和35年	195人	33人	44人	22.6%
36	165	48	30	18.2
37	248	83	48	19.4
38	251	96	62	24.7
39	236	117	19	8.1

東由利村教育委員会調べによる。

に19人、全体の8%に過ぎない。「青年学級の運営が困難である」(職業安定所のアンケート調査より)と村当局が嘆くのもあながち誇張ではなさそうである。いわんや、1人だけ「家」に残つた跡取りが唯一の収入源である稲作

を女子労働にまかせて育林作業に専念するという余裕はなさそうである。

つぎに出稼ぎの状況を見よう。由利郡下の最近10カ年の出稼ぎ者数の推移をみたのが表-7であるが出稼ぎ者が急増したのは昭和36年からである。就業先はおおむね関東地方であり、土建業に従事するのが大部分である。また、東由利村における出稼者の実態を示したのが表-8(22頁)である。この表はわれわれが林業労働者の不足とその老令化を指摘したことを如実に裏書きしている。すなわち、出稼者の出ている耕地規模階層は2haまで及んでおり、その年齢は20~49才のいわば壮青年労働者層で占められ、その大多数は跡継および世帯主である。さらにまた出稼日数は2カ月以上にわたっている。家への送金額は村当局の話しによれば月3万円は下らないであろうということである。

表-7 出稼者の推移(由利郡)

年次	実数	29~31年を100とした増加率	年次	実数	29~31年を100とした増加率
昭和29年	710人	100.1%	昭和34年	?人	?%
30	614	87.2	35	902	128.1
31	787	101.2	36	1,889	268.0
32	687	97.5	37	2,320	330.0
33	928	131.8	38	3,758	392.0

資料:秋田県統計課による。

表-8 出稼者の実態（東由利村）

耕地規模		年令		続柄		出稼日数		実収入(月)	
0.5町歩以下	25.8%	20才未満	15.3%	世帯主	38.6%	2ヶ月以内	14.0%	2万円以下	49.0%
0.5 ~ 1.0	51.7	21 ~ 29	25.2	跡継	52.0	2 ~ 3	64.8	2 ~ 4	42.7
1.0 ~ 2.0	22.2	30 ~ 39	37.4	その他	9.4	4 ~ 6	21.2	4 ~ 6	8.3
2.0 ~ 3.0	0.3	40 ~ 49	17.3						
3.0町歩以上	-	49才以上	4.8						
計	100.0	計	100.0	計	100.0	計	100.0	計	100.0

資料：昭和39年12月1日現在・東由利村役場調べによる。

もともと東北地方は古くから出稼者の多いところであつた。とりわけ水田単作地帯に多いようであるが、それは水稻作の作業の季節性に原因していることである。この地方はきわめて積雪量が多く、したがつて現在でも冬季間の交通機関は1日数回の本荘市へのバスの便があるにすぎない。冬季間の屋外での作業はきびしい制約をうけ、出稼が格好の働き場であるのである。最近では田植終了後から稲の収穫期までの期間出稼きに出るものが増えてきた。この起動因は工業中心の超高度の経済成長が農村労働力を半農のかたちのままで「引出」し、それとともに都市的な生活様式が農村の隅々まで波及し、農家の消費欲を刺激していつたことにある。

#### 4 当面の対策 —むすびにかえて—

農業就業人口の変化は、増加の原因としては出生、就業、非農業部門からの農業への転職の3つであり、減少原因としては、死亡、退出、離職の3つである。この変化要因のうち出生、死亡は多分に生理現象の性格（自然増減）をもち、これに対して就業、転出、離職の3つは社会経済状態のいかんにより影響（社会増減）をうける。巨視的に見た最近の農業就業人口の年々の減少は後者の社会的原因に発しているものである。すなわち、経済の全般的成長過程にお

ける非農業人口の絶対的増加と農業人口の絶対的減少とが相伴つて発生しているという動き方である。しかも現在の農業既就業者と新規学卒者の非農業部門への移行現象は、単に産業部門だけの移動ということだけではなく、それは労働力の地域的な移動を伴う過渡的現象と理解しなければならない。

われわれの前節までの考察はいわば巨視的立場で労働力流出の現象をとらえるにすぎなかつたが、林業労働力の流出現象とそれの対応策はそうした巨視的視点だけで取扱つていたのでは、個別経営計画を樹てる際の労働力不足対策といつたような現実的な問題に接近することにはならない。従来、林業の地域計画、個別経営計画樹立のために、数多くの農家実態調査が行われてきたが、過去の調査の多くは「現状を知る」ことに主たる問題意識がおかれ、「将来を知る」ということを目的とした農家個別調査の例が少なかつたようである。

以下での考察では農家および農業者が外から社会的・経済的変化を与件的に受けながら、「農家」なるものが「家」として、動くもの、変るものという基本的認識に立つて、個別経営計画との関連で事例的に考察してみようとするものである。

それではどれくらいの山林保有規模が望ましいであろうか。いろいろ議論のあるところであろうが、一応、10haを1セットとして考えてみよう。そして現在の林分構成は表-10（25頁）に示すような状態を仮定しよう。すなわち10haのうち2.5haは人工林であり、残りの7.5haは天然広葉樹である。そして将来の年当植林面積は過去数年間の実績にかんがみ20~30aが可能であるとしよう。さらに次のような前提をおくことにしよう。

- i) 人工林はすべてスギとする。
- ii) 伐採令は35年とする。
- iii) 保育必要労働量は地区担当林業改良指導員よりの聞き取り資料をそのまま用いることとし、次のようにする。

表-9 保育必要労働量

(10a当, 人)

作業名 経過年数	地 拵	植 栽	下 刈	雪 起 し	備 考
1 年 目	7~8人	2人	人	人	この地方における慣行的育林作業の時期は次のとおり 地 拵 8月下旬 植 付 11月(まれに12月初旬) 下 刈 7~8月(9月上旬) 雪 起 し 4月下旬~5月上旬
2 "			1	2.5	
3 "			2	2.5	
4 "			2	2.5	
5 "			2	2.5	
6 "			1	2.5	
7 "			1	2.0	
8 "			1	1.0	
計	7~8	2	10	15.5	

以上の仮定にもとづいて年間20a, 1分期1ha ぐらいづつ林種転換を進めたとすれば, それに必要な労働量およびその結果の林分構成は表-10(25頁)のように推移するであろう。もちろん, 林種転換のテンポを早めれば用材林8haといた目標もそれだけ早く達成されるであろうが, もし仮りに家族労働のみでおこなうとすれば相当の無理が生じてくるだろう。

そこでつぎにこの必要労働量が家族労働力のみでねん出が可能かどうかを検討することにしよう。

家族構成はどのような変化をたどるであろうか。<sup>\*</sup>ここでも近代的な「家」の動きを想定し, 次のような前提をおく。すなわち,

- i) 現在の家族構成は父(67才), 経営主(40才), 妻(37才), 長男(13才), 長女(10才), 次男(7才), 次女(4才)の7人世帯とする。
- ii) 平均寿命は70才と仮定する。

<sup>\*</sup> 以下の説明は紙野伸二氏「農家林業の経済分析」(林試研報No.106)で述べられていることによる。

表-10 林分構成と必要労働量の推移

(ha, 人)

	林分構成の推移								必要労働量		
	I	II	III	IV	V	VI	VII以上	計	薪炭林	5ヶ年計	平均
現 在	1.00	0.72	0.26	0.20	0.16	0.08	(0.08)	2.50	7.50		
5 年後	1.08	1.00	0.72	0.26	0.20	0.16	(0.08)	3.50	6.50	332	66
10 "	1.08	1.08	1.00	0.72	0.26	0.20	(0.16)	4.50	5.50	332	66
15 "	1.16	1.08	1.08	1.00	0.72	0.26	(0.20)	5.50	4.50	353	71
20 "	1.20	1.16	1.08	1.08	1.00	0.72	(0.26)	6.50	3.50	363	73
25 "	1.26	1.20	1.16	1.08	1.08	1.00	(0.72)	7.50	2.50	379	76
30 "	1.22	1.20	1.20	1.16	1.08	1.08	(1.00)	8.00	2.00	368	74
35 "	1.00	1.22	1.26	1.20	1.16	1.08	(1.08)	8.00	2.00	311	62

( )はその分期に伐採される面積

iii) 男子は26才, 女子は23才で結婚し, 長子以外は高校卒業と同時に他出する。

iv) 子供は3年間隔に男女各2名づつ出生し, 途中死亡することはない。

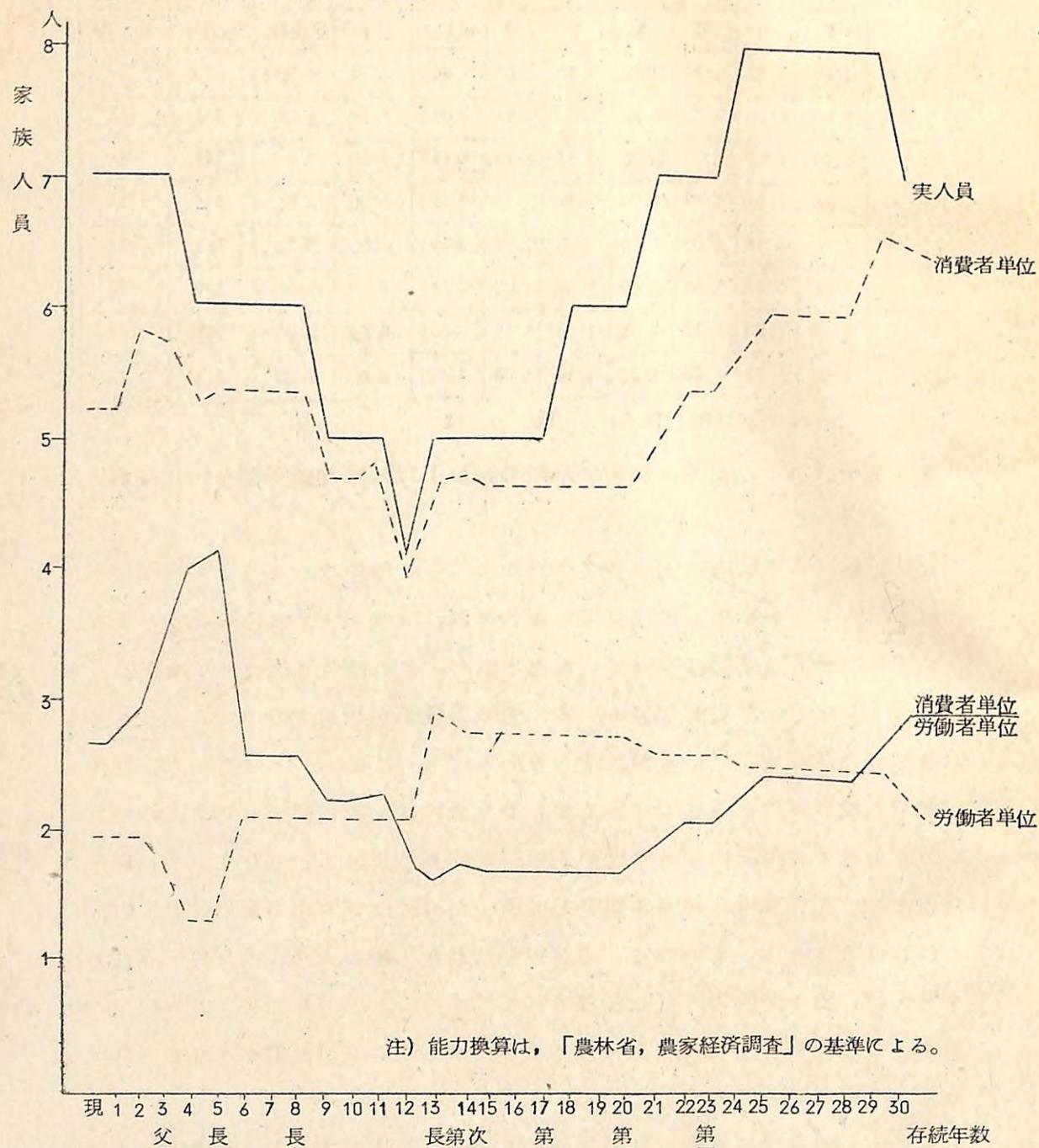
以上のような前提をおけば将来の家族構成は図-1(26頁)の通りとなる。

つぎに図-2(27頁)を見ていただきたい。これは今まで述べてきたことを前提とした場合の必要労働量と, その充当の様子が想定されている。(もちろん農業および林業の技術水準は変らないものとしてある)。すなわち, 現在は年間37人余の労力が不足しているが, 5年後には父死亡により112人の不足となり, 今後5カ年間の平均では61人の不足が見込まれる。したがって, 現在の技術水準で現在規模の経営を維持してゆくためには60人余の雇用労働に依存しなければならない。もちろん, 標準労働日数を下廻る6月, 9月に下刈, 地拵を行えば, 若干労働力不足は緩和されるであろう。いづれにせよ, 水田1haの農家が今後用材林を現在以上に拡大するには相当の雇用労働を入れなければならないことを示している。

しかし, 10年後(実際には6年後より)には長男が働くようになり, 不足労働量は26人に減少する。また15年後(実際には13年後)には長男が嫁を迎え,

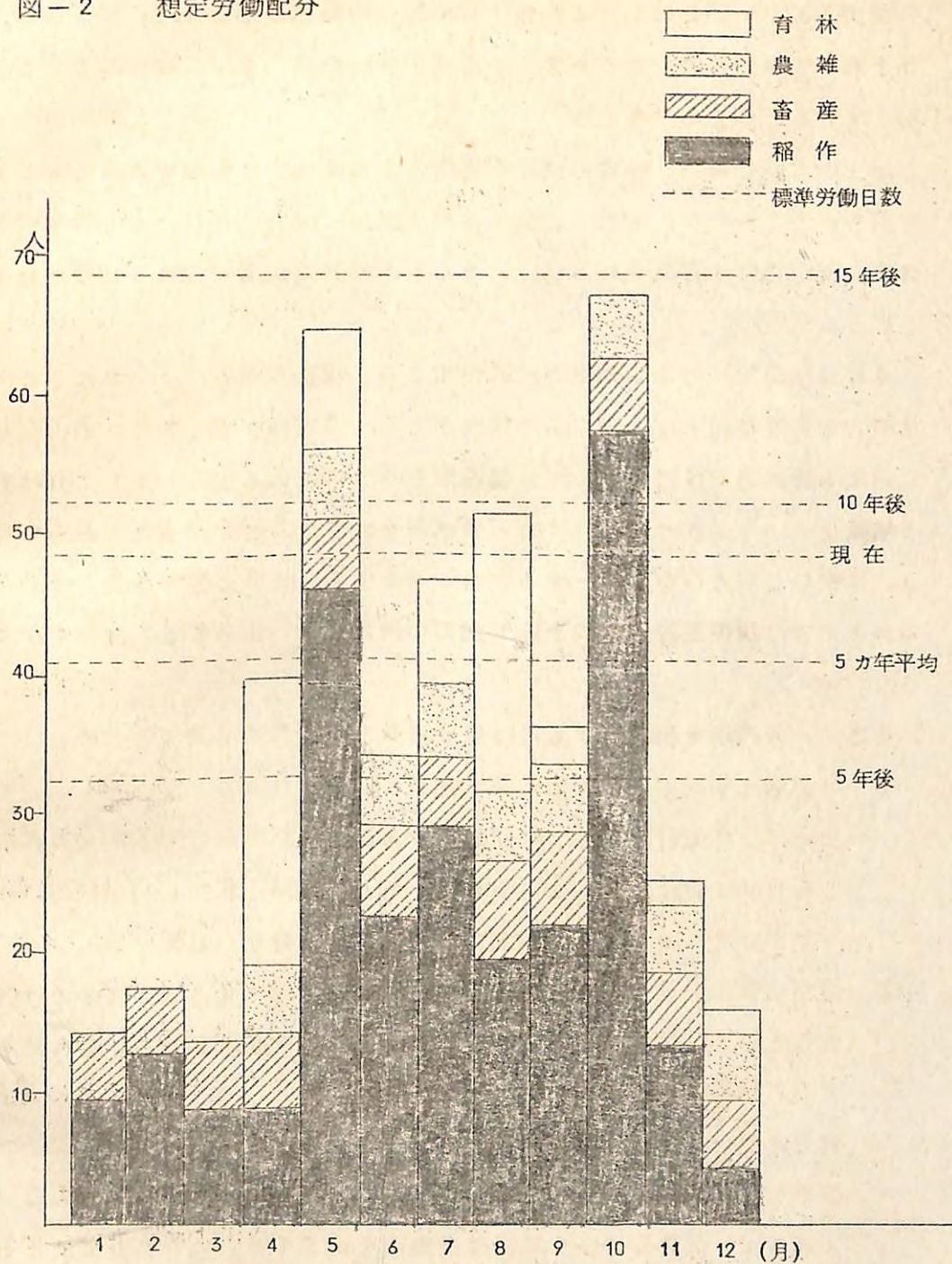
家族労働力のみで現在規模の経営が可能になるであろう。

図-1 家族構成の長期変化



注) 能力換算は、「農林省、農家経済調査」の基準による。

図-2 想定労働配分



注) 水田1ha 山林10ha 和牛1頭とし、これは将来とも変わらないものとする。労働節約的な経営技術進歩もないものとする。

要するに、いづれにしても水田1ha以上の農家が年間20～30aづつの造林を進めてゆくには、かなり多くの雇用労働に依存しなければならないことを示しているといえるであろう。

以上の考察の結果、林業労働は不特定なかつ偶発的なものであることがすでに明らかとされたが、労働力の農外への流出がはげしい今日、もし育林部門を農家の安定部門に育成されるには、なんらかの対策が構えられる必要があると思う。

それは結論的にいえば労働の組織化である。現在全国的にみられはじめた森林組合を推進母胎とする労務班の編成がその1つのゆき方である。東由利村においても労働力不足に対応して労賃協定をもうけているが、しかしこれは労働の組織化というよりは、上昇する労賃水準をおさえることが主たるねらいであり、従来の過剰人口を背景とする対策の域をでていないようである。それだけのかまえでは現在進展しつつある労働力の流出をくい止めることは不可能であろう。

そこで、労務班を組織化するには最低限度次の条件が必要であろう。

- ① 労働者は年間を通して恒常的な就業が保障されることが望ましい。そのためには林業部門だけで年間雇用することは不可能であるので農業部門と組合せて組織化することが必要であり、農協、森組、村当局のタイアップが望まれる。林業部門も育林、林産の組合せが必要である。
- ② 労務組織の最低人員はその機能を最大限に発揮できるようにしなければならない。具体的には、1作業工程の機械を1セットとし、それに対応する人員で組織したらどうだろうか。
- ③ 賃金は出稼による所得額が目安となるであろうが、要は労務者がその賃金を加えることによつて生活が保障されるかどうかによつて決めるべきであつて、従来のような賃金の最高額をおさえるということではなく、最低額をいくりにするかが問題とならなければならない。
- ④ 賃金支払いは上記の農協、森組、村当局を1本にした窓口で行うのが望

ましい。支給日も定めたほうがよいと思われる。

⑤ もちろん、労務班の移動の調整も1つの窓口で行う必要がある。

原則的に以上のことがらが貫徹される限り、労働力は緩和され、労働者の生活も安定し、少なくとも夏季出稼だけでも阻止することができるであろう。

(昭和40年10月)

農家林業の經營史的研究 (1)

宮城県白石市小原地区・H家の事例

## I 課題と方法

東北私有林業が後進的であるということは、それがいかなる規定によっても、それはもとより相対的な概念である。R・ヌルクセは後進国を規定し、その主要指標を所得の低水準に求め次のように図式化して「貧困の悪しき循環」と呼んでいる。

低所得水準→低貯蓄能力→資本蓄積の低位性→低生産性→低所得水準

または

低所得水準→低購買力→低投資誘因→投資低位→低生産性→低所得水準

ところで、従来、東北農林業の停滞論の多くは経済発展性の欠除ならびに停滞性を基礎づける諸要因の分析にのみ終始し、停滞をして停滞をまねくところの循環のメカニズムの論理をもちえず、専ら経済ないし生産力の停滞を問題とし、自然的社会的ないし制度的諸要因の分析にその基礎を求めていた。それらの諸要因が停滞を可能ならしめる前提となりえても、はたしてその停滞そのものの存続を強制し、循環せしめたのか否かについての分析はきわめて乏しかつたといわなければならない。したがって、東北私有林業の後進性ないしは停滞性を分析しようとする以上は、そのような外的諸要因の分析とともに、それに対応するところの経営主体、つまり農家経済の内部循環のメカニズムの分析と論理が中心課題となるべきである。本報告は以上の立場を前提として、個別経営を歴史的にたずね、その時代時代における林業生産の特質を明らかにすることによつて、各時代を通して見られる経営の発展的態様を跡づけ、個別経営の変遷過程が育林経営の形成にいかなる関連を与えたかを探索することをねらいとする。

ここでいう農家林業の発展とは次のことを意味する。周知のように家族経営が支配的経済単位であるわが国の農業経営は、その経済単位には生産部門と消費部門とが同時にふくまれており、互に影響しあう。林業生産部門もその例外でありえない。しかも農業経営は経済的与件の変遷を反映しつつ、つねに動い

ているのである。故に、林業生産部門が個別経営の中で果たしてきた機能はその時代時代の農家経営の要請を受動的に受けてきたのである。

林野が農業的利用に終始していた時代には、農業生産資材、あるいは自給薪炭材を得るような天然更新重点の経営で十分その機能を果たしたであろう。こうした自給的・農業的林野利用から、農業が商業的農業に移行するにつれ、また、木材そのものに商品価値を生ずるにつれて、林野は木材生産の場として、育林経営が成立し、発展してきたのである。われわれのいう農家林業の発展とは薪炭林経営から育林経営への移行をさし、さらに育林部門が農家の生産部門のうちで重要な生産部門にまで成熟した経営を発展の頂点とする。ただし、無条件に育林経営（生産）即経営発展の頂点とはしない。なぜなら、育林生産部門が主要生産部門となった結果、それが農家所得を安定的に向上させるに寄与するということが前提とならねばならない。以下の論述で人工林面積の拡大＝薪炭林面積の縮小をもつて発展と規定する裏にはそうした前提が満足されている。

経営発展におよぼした諸要因は資料の許す範囲内にとどめ、次の事項とした。

経営外的要因……林産物および農産物の市場条件および価格条件の変化。

経営内的要因……農業生産部門の変化（農業経営組織、農業所得）。

家族構成の変化。

林木資産構成の変化。

## II 調査村の概況

1. 調査地区は現在白石市に合併（昭32）され、白石市小原地区と呼ばれている。面積285.94平方軒、白石駅からバスにて約30分で中心集落の塩ノ倉に到達する。東下する白石川に沿って国道が走り、西は山形県上の山市に通ずる。南方は福島県伊達郡に接している。経済交流は白石市を通じて福島市、仙

台市と結びついている。国道開設以前、すなわち、藩政時代には奥羽の藩の諸大名が参勤交代の際に通った街道は隣村七ヶ宿から入り、村の中心部よりやや西方に位置する下戸沢村を至て南下し、上戸沢部落を至て、山越して伊達郡に通じていた。

2. 気候的には温帯ブナ帯に位置するが、奥羽脊梁山脈に深く切り込んでいるため、一般に寒冷である。

表-1 気象表

種別	年間	4月～9月	備考
平均気温	12.1℃	18.8℃	初霜 10月中旬 晩霜 4月下旬
平均湿度	65.9%	66%	初雪 12月上旬 晩雪 4月上旬
降水量	1,406mm	750mm	最積雪量 380mm

観測値：小原中学校

基岩は大部分第三紀層凝灰岩で構成されているが、一部の山岳地帯には石英粗面岩、または安山岩、集塊岩が分布する。

土壌は植質壤土の所が多く、峯部を除いて一般にその深度も深く、適潤の所が多い。

3. 土地総面積8,063ha、そのうちおよそ79%の6,407haは林野である。耕地に恵まれず、総土地のおよそ4%にすぎない。

表-2 経営耕地別面積（60年センサスより）

種別	農家数	面積	比率	所有農家一戸当り
水田	355戸	144.16ha	49.1%	0.41ha
果樹園	60	8.87	3.0	0.15
桑園	213	47.84	16.3	0.22
普通畑	412	92.77	31.4	0.23
その他	30	0.62	0.2	0.02
計	418	294.26	100.0	0.70

農家1戸当りの経営耕地面積は0.70haとみなされる。水田と畑地は略半々である。多くの農家は製炭や用材生産に強く依存している。しかし、林野所有には階層差がみとめられる。

林野の所有と耕地の所有には強い関係がある。保有耕地規模は1.50ha以下の各階層に分散しているが、保有山林規模は5.00ha以下に偏している。これら両者の関係は保有耕地が上層に属する農家ほど保有山林規模にもめぐまれているという山村における林野所有の一般的傾向がみとめられる。

表-3 保有耕地規模と保有山林規模の関係

保有山林規模 保有耕地規模	保有山林規模							
	なし	0.01 ha ~1.00	1.00~ 5.00	5.00~ 10.00	10.0~ 20.0	20.0~ 50.0	50.0~ 100.0	計
0.01~0.30 ha	55戸	14戸	8戸	3戸	1戸	戸	戸	81戸
0.30~0.50	20	40	10	1	2			73
0.50~0.70	9	47	37	3				96
0.70~1.00	6	29	51	8	3			97
1.00~1.50		3	34	20	7	2	1	67
1.50~2.00			1		2	1		4
計	90	133	141	35	15	3	1	418

60年センサスより

さらに、山林の所有構造にもう少し立入ってみよう。

森林組合調べによるものと、60年センサスによるものとは約1,000haの開きがあるが、この差は林業統計にはたびたびみられることである。いずれにせよ、私有林が約3,500haあることが知られる。しかし、注意を要するのは、これには他町村共有林約1,000ha、他町村個人有林約300ha、町村内共有林約700haが含ま

表-4 所有別林野面積

	森組資料	60年センサス
国有林	1,403 ha	1,739 ha
官行造林地	340	
県行造林地	360	
公有林	573	972
他町村	72	
私有林	4,542	3,696
計	7,290	6,407

れていることである。したがって残りの約2,000ha前後が村内の個人有林に該当すると推定される。

4. さいごに、人口動態と産業別の就業状況についてふれておきたい。

表-5 戸数および人口の推移

年次	戸数	人口
明 19	329戸	2,062人
30	380	2,527
大 10	465	3,297
14	482	3,322
昭 5	546	3,136
10	511	3,199
15	509	3,170
20	716	4,251
25	621	3,738
30	595	3,594
35	580	3,251

注. 戦後は世帯が単位となる。

表-6 産業別就業状況 (昭35.10.1現在)

産業別	男	女	計	同比率
農業	557人	485人	1,042人	70.8人
林業	45	19	64	4.3
鉱業	1		1	0.1
建設業	22		22	1.5
製造業	22	6	28	1.9
卸小売業	44	44	88	6.0
金融・保険・不動産業	2		2	0.1
運輸通信業	25	2	27	1.8
電気・ガス・水道業	21		21	1.4
サービス業	80	75	155	10.5
公務	21	2	23	1.6
計	840	633	1,473	100.0

役場資料による。

最近の新卒若年労働者の急傾斜な他出現象は農山村全般にみられるところであるが、小原地区もその例外ではない。明治以降の人口動態は表-5の如くであるが、現在の人口数は大正10年ころよりやや下るとみてさしつかえなからう。土地包容力の限界よりみて、また、近年の都市産業の発展が今後もなお続くものとすれば、今後の人口動態はますます減少していくであろう。

### Ⅲ 調査農家の性格

#### 1. 経営諸要素の構成と運営

##### (1) 経営土地

水田 0.50 ha

畑地 0.75 ha

{ 桑園 0.50  
 普通畑 0.10 (コンニャク0.03)  
 飼料畑 0.15

山林 12.50 ha

土地産業は土地所有が不可欠の条件であるので、経営土地の増減についてふれておきたい。まず、耕地についてみると、増加としては大正12年ころ山林開墾による畑地増0.20 haが記憶されている。一方、減少としては、昭和8年弟の分家贈与として水田0.30 ha、畑地（ほとんどが桑園）0.40 haの減少をみている。つぎに、山林についてみると、すでに明治初期の土地改革終了時において3~4 haの薪炭林を所有しており、その後、明治中期から後期にかけて先代が購入につとめ、現在規模に達していた。要するに、H・H家の経営土地の増減の特徴は昭和8年分家贈与による耕地減はあつたが、山林所有も早い時代に安定していたとみられる。農地改革の影響は全く受けなかつた。

##### (2) 大家畜と大農具

昭和35年、和牛に替えて乳牛の仔を飼いはじめ、現在搾乳牛1頭をおく。これは長男の希望が強く働いている。主なる大農具は、耕うん機1、脱穀機1、動力カッター1、動力ふんむ機1などであり、一応、完備しているとみてよからう。

##### (3) 家族構成

表-7 家族構成

(昭38.8現在)

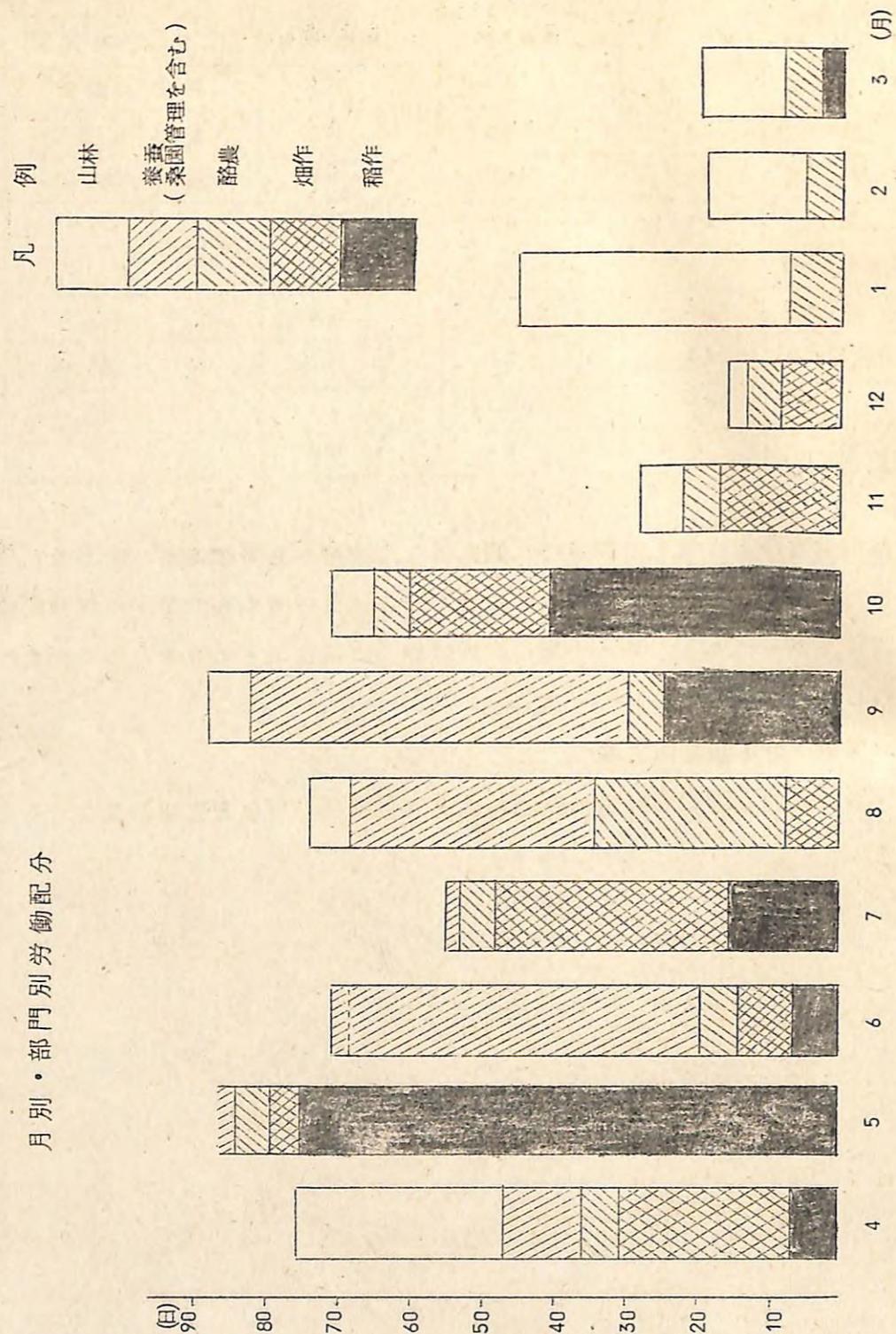
続柄	年齢	能力換算労働力	能力換算消費力	主な従事部門
世帯主	63才	0.7	0.9	林主, 農従
妻	63	(0.5)	0.7	家事 (農)
長男	31	1.0	1.0	農主, 林従
妻	31	0.8	0.9	" "
同長男	6		0.4	
同長女	1		0.4	
世帯主の六女	28	0.9	0.9	農主, 林従
"母	83	(0.3)	0.6	
計	8人	3.4	5.8	

家族構成と農業経営との関連は二側面からの理解が必要である。もしも、経営土地の広さ、生産力が与件とされるならば、消費経済からの要求が作目編成を決定するからである。H・H家の家族労働力は現在のところきわめて恵まれた条件にあるとみられる。

##### (4) 労働配分と現金販売額

H・H家の農業経営の経営組織的特色を労働配分と現金販売額によつてみておきたい。

月別・部門別労働配分



イ) 図より次の点がうかがわれる。第1に季節により繁閑の差が大きく、家族労働力利用としては不合理性がみとめられる。酪農をのぞいて季節性のはげしい作目によつて編成されていることにもよるが、とくに冬期の遊休労働が多いように見受けられるのは36年度より自営製炭をとり止めたためである。第2に育林作業と労働力が競合する月は8月、9月である。下刈作業と夏秋蚕との競合である。その点、10月以降の保育作業は自営製炭のとりやめによつて生じた労働力燃焼の機会としては当をえたものと思われる。第3に家族労働力供給限界を月70~80日とすれば、4・5・8・9月がこれを上廻っている。第4に部門毎に家族労働の投下量(能力換算しない実数)をみると次のようになつており、育林部門の比重もかなり高いことが知られる。

酪農	202日	25.1%	なお、雇入労働は養蚕に3人(6月)あつただけである。
稲作	170	21.2	
養蚕	157	19.5	
畑作	131	16.3	
山林	131	16.3	
その他	13	1.6	
計	804	100.0	

ロ) 現金収入額

部門別現金収入額は次のとおり。

米	69(千円)	8.1%	米、まゆ、用材の販売額を合せる
まゆ	163	19.2	と全体の62.6%に達し、とくに
用材	300	35.3	用材販売収入の多いことが指摘さ
その他	318	37.4	れる(後述)。
計	850	100.0	

以上、生産諸要素の結合、および、所得構成などによりみて、H・H家の農業経営は水稻作を主要部門とし、養蚕、山林、酪農を副次部門とする田畑複合経営であるとみてさしつかえなからう。

## 2. 農家経営収支の構造（林業所得の役割）

H・H家は昭和32年度より、農家経済調査（林業を兼業とする経営として）該当農家に指定されている。以下の考察はその「農家経済の概要」にもとづくが、経営内部における生産諸要素の交流、結合関係の考察にはたえることができない資料であることを断つておく。

表-8 農家経済と林業所得 (千円)

種 別 \ 年 度	昭 3 2	3 3	3 4	3 5	3 6
農 業 粗 収 益(A)	262	250	295	346	396
経 営 費	134	133	149	154	212
所 得	128	117	146	192	184
農 外 粗 収 益(B)	434	145	456	239	384
経 営 費	10	8	21	12	15
所 得	424	137	435	227	369
林 業 用 材 販 売 額(C)	300	85	270	119	300
(現金) 造 林 支 出	10	8	21	12	15
農 家 所 得	552	254	581	419	553
租 公 負 等	24	26	20	21	26
税 引 所 得	528	228	561	398	527
被 扶 等	5	72	53	58	65
不 可 処 分 所 得	533	300	614	456	592
家 計 費	383	417	481	502	480
経 済 余 剰	+ 150	- 117	+ 133	- 46	+ 112
(C) (A) + (B)	43.9%	21.4	36.0	20.3	38.5

過去5ヶ年を通じて買われている林業所得の農家経済に占める役割は次のように理解される。

- ① 林業所得が連年あげられていること。用材販売収入は最高の年で30万円、最少の年で8万5千円というように、収入額は毎年一定していないが、

ともかく継続してあげていることに注目しておきたい。

- ② 林業所得の農家所得に占める比重がきわめて高いこと。すなわち、農家所得を農業、林業、その他の3部門に分けてみると、用材販売収入額の最も少かつた昭和33年度においても、その比率は21.4%を占め、32年、36年のごときは実に40%前後を占めている。33年、35年度は農家経済収支は赤字となつている。つまり、用材販売収入が20万円以下であつた年度は赤字であつたのである。このことは将来の林業部門の所得目標を30万円としていることとも符号し、改善計画樹立の際の目標設定のチェックとなることである。

さらに、家計費が農業所得を上まわる。というのは、林業所得を切離した農家経営は考えられない。農業所得だけでは經常家計費を賄いきれず、林業部門に依存しなければならないことを示唆している。いかに林業所得が農家経済を支えているかが知られる。

- ③ 以上のように林業部門は必要欠くべからざる所得部門であるが、その所得額は安定していない。それは、林業部門は農家経済の穴埋の機能から完全に脱却していないためではなかろうか。ちなみに、林業所得の使途内訳は家計費へ50%、農業改善、家屋修理等へ50%となつている。もちろん、林木資産の構成状態が連年伐採にたえる状態でないことが産出を規制していると思われる。

## 3. 発展類型よりみた林業生産部門の現段階

経営改善の問題を模索する手続として、紙野氏は農家林業の発展的類型概念を次のように整理することを提示されている。(1)

- |      |    |      |                     |
|------|----|------|---------------------|
| 目的類型 | 1) | 目標類型 | 自給的目的→予備的目的→取引的目的   |
|      | 2) | 機能類型 | 従属部門→副次部門→主要部門      |
| 構造類型 | 1) | 規模類型 | 林木資産の装備状況           |
|      | 2) | 組織類型 | 投入・産出が間断的→投入・産出が継続的 |

上の発展類型にH・H家の現状をあてはめると、「取引的目的（目標類型）— やや主要部門（機能類型）— 用材林面積 5.03 ha（規模類型）— 投入・産出が継続的（組織類型）」となる。地域的にもH・H家の経営はトップクラスに位置している。しかし、改善計画の必要性はないわけではない。広葉樹林には林転可能地は少い（岩石地が多い）。したがって、今後用材林面積の拡張を計るとすれば用材林適地の購入、もしそれが制約されるとすれば、現在の用材林で土地生産性を増進するような生産技術の採用が他生産部門の発展方向との関連で考慮されなければならない。

(1) 紙野伸二 農家林業の経営 P 150 ~ 156

#### IV 林業生産部門の発展要因の史的分析

小原地区における農家林業の発展過程は、自給的林野利用から木炭の商品化へ、さらに、より資本的な商品化へという道をたどってきた。用材の商品化が進むにつれ、製炭の縮小という発展過程が一般的であるが、小原地区では完全に薪炭林経営より脱皮しているわけではない。

以下の論述では用材林面積の増加具合を主たる発展指標とするが、用材林経営への移行が農家所得をより安定的に向上させるという意味でのみ発展と解することはいうまでもない。便宜上、次のように時代区分を行う。

萌芽期	大正末期 ~ 昭和7年
停滞期	昭和8年 ~ 昭和22年
後退期	昭和23年 ~ 昭和29年
発展期	昭和30年以後

##### 1. 萌芽期 大正末期~昭和7年

この期の用材林の令級構成は次表のとおりである。

表-9 用材林令級別面積

年次	10年生以下	11 ~ 20	21 ~ 30	31年生以上	計	21年生以上 計
昭和元	1.44 ha	0.06 ha	ha	0.15 ha	1.65 ha	9.1 %
2	1.44	0.06		0.15	1.65	9.1
3	1.40	0.26	0.04	0.15	1.85	20.2
4	1.47	0.26	0.04	0.15	1.92	10.0
5	1.47	0.26	0.04	0.15	1.92	10.0
6	1.84	0.26	0.04	0.13	2.27	7.5
7	1.98	0.24	0.06	0.13	2.42	7.9

戦前、戦後を通じて最も用材林化の進んだのは昭和30年以後とこの期である。この期の用材林の増加は、1.14 ha である。再造林カ所が12カ所におよんでいる。しかし、全林に対する人工林面積比率は僅かに19.5%にすぎず、しかも、10年生以下の林分が全人工林の82%を占めていた。また、用材林の伐採は0.02 ha (昭8年、弟分家) にすぎなかつた。

次表の現金販売収入内訳によつて知られるように、用材販売額は僅小である。

表-10 部門別現金販売額 (昭5)

ま	ゆ	木炭	用材	計
508 円		62 円	40 円	610 円
83.4 %		10.0 %	6.6 %	100.0 %

(註) 販売量に価格を乗じて算出した。まゆは東京市場相場春蚕上、まゆ価、木炭価は日銀価格指数より算出。H・H家の実際の手取額はこれより下まわる。

営農類型の差異により主要作目は異なるが、昭和初期から戦前にかけては、小原村での商品経済の浸透は米、まゆ、木炭の商品化を通じてなされてきた。しかし、米の商品化は上層農家に限られ、中層以下に及んでくるのは戦後の農地改革終結以後である。H・H家でも米の販売が軌道にのるのは戦後になつてからである。この期の換金作物は大部分がまゆであつた。これに次ぐのが林業部

門であつたが、木炭と用材を合せても100円前後にすぎず、全販売収入の16.6%を占めていた。

製炭は低位な農業所得を補完するという意味で、また、農閑期遊休労働の収益化という意味で農家経済を支えるに不可欠であつた。しかも、農村経済の好不況を敏感に反映して、その生産推移は波状のはげしいものであつた。これは原木確保が可能であれば生産を早速再開できることにもよるが、反面、新たに農家経済にプラスするような作目が導入されたり、または、農業外への就業機会がますます条件が与えられれば即座に廃止されるためである。したがつて製炭規模は農業経営規模、なかんずく、農業所得水準および農外就業機会の有無などにより規定されるとみてよい。

木炭の生産構造は原木購入資金の調達、販売代金の決済などいわゆる流通機構までを含めて把握するとすれば、それは前近代的な焼子製炭から近代的な農協出荷というように千差万別である。しかし、製炭過程にのみ限定するならば、原木をどこから求めているかによつて自営林原木供給製炭とそうでない製炭形態に分けられる。この両者は家族労働の収益化ということでは共通的に理解されるが、薪炭林・耕地の所有状況によつて規定される。その関係をわれわれの調整資料で示しておこう。

表-11 経営土地と部門別現金販売の状況(昭37~38)

農家	経営耕地	経営山林	用材林	部門別現金販売比率(%)							計
				耕種	養蚕	畜産	果樹野菜	用材	木炭	その他の兼業	
T·K	1.41 <sup>ha</sup>	7.26	3.14	22	32	32	4		10 <sup>㊟</sup>		(464千円) 100
H·H	1.25	12.42	5.03	16	18		4	61			(490) 100
S·S	1.24	13.34	2.83	46			5		28 <sup>㊟</sup>		(384) 100
V·S	1.23	6.11	2.57	16	3		9	25		公務員 47	(1,007) 100
T·E	1.22	8.69	3.01	49				41	10 <sup>㊟</sup>		(245) 100
H·K <sup>*</sup>	1.17	33.39	9.86	17	9	11		23	14 <sup>㊟</sup>	商業 25	(435) 100

K·T	1.10	8.81	1.63	77			7		15 <sup>㊟</sup>	賃労 <sub>2</sub>	(301) 100
G·S <sup>*</sup>	1.10	2.97	1.86	23					67 <sup>㊟</sup>		(300) 100
H·S	1.03	1.21	1.21		83	15				" 2	(144) 100
H·I	0.90	2.31	0.91		45		7		48 <sup>㊟</sup>		(220) 100
O·Y <sup>*</sup>	0.81	3.91	2.33				9	9	14 <sup>㊟</sup>	" 68	(220) 100
O·T	0.76	4.65	4.00		18	12	15	12	43 <sup>㊟</sup>		(340) 100
V·T <sup>*</sup>	0.46	5.36	1.65					37	58 <sup>㊟</sup>	" 5	(410) 100
N·A <sup>*</sup>	0.14	3.47	1.40						100 <sup>㊟</sup>		(200) 100

㊟は原木自給製炭, ㊟は原木購入製炭, \* 山間地集落

すなわち、経営耕地1ha以下、とりわけ水田面積の狭少な農家ほど製炭収入の割合が高くなり、しかも、原木をすべて他人より求めていることが知られる。こうした農家の原木給源は共有林であつたり、国有林であつたりするばあいが多い。原木自給可能な農家は山林保有にめぐまれたごく僅かの農家に限られる。さて、昭和初期の原木は共有林、国有林から求めていたであろう。大正4年の村産業統計にその事情が詳述されている。「本年度木炭産額の前年に比し数量に於いて減収を見たるは近年林野らん伐の結果薪炭原料に不足を来たしたるによる。従業者数減の減じたるは国有林払下数量僅少となりし故にして此等に対する救済策なし。然れども価格を騰貴せしめ相当の利益を見たり。村内中最も産額の多きは下戸沢、上戸沢、赤坂、明戸、小久保平にして之等は国有材払下及び民有買付け従業するものなり」と。

H·H家の造林投資はこうした木炭生産の盛んなこの期に、すでに芽ばえつつあつたのであるが、その投資はいかなる要因によつて誘発されたものであろうか、その誘因を経営の外からと内からみることにする。

#### (1) 経済、農業および林業の一般的情勢

この期は第一次大戦後の恐慌と慢性不況の経過を経て、日支事変前後(昭和

12年)までの農業問題の深化の時代であつた。農産物価格は表-12により知られるように大正8年の水準を回復せず、むしろ悪化の路を下りはじめ、昭和6・7年はその底をついた。とくにアメリカ市場の条件に左右されるまゆ価の下落傾向が甚しかつた。しかも、農産物価格は一般物価より、さらに低い水

表-12 米とまゆの価格の動向

年次	米(一石)	まゆ(一貫)
大正8	(100.0) 45.49円	(100) 11.93円
昭和元	(74.4) 33.85	(77.8) 9.28
2	(75.7) 34.42	(60.2) 7.18
3	(64.9) 29.51	(57.7) 6.88
4	(62.5) 28.41	(63.5) 7.57
5	(54.8) 24.93	(33.5) 4.00
6	(39.1) 17.77	(25.8) 3.08
7	(46.9) 21.33	(21.3) 2.54

準にあつたので、価格面からの農家経済の圧迫は窮迫販売を激化させ、ますますシェアを拡大していつた。加えて、東北地方は昭和6年に凶作を受けている。窮迫化は倍加されたであろう。

さて、林業関係はいかなる情勢下におかれたであろうか。明治初期の地租改正に伴う森林原野の所有、占有、用益関係等いわゆる官林整備を至て、さらに明治中期の荒廃地復旧、治水事業を中心とする民有林行政への着手等々を至て、この

期は林業共同施設奨励規則(昭元)、水源涵養造林補助規則(昭2)、造林奨励規則(昭4)、木材関税法改正(昭4~8年まで毎年)、さらに、農山村経済更生事業(昭7~9年)、簡易委託林制度(昭7)などにみられるように、ようやく私有林行政に乗りだした時代である。しかし、概して山林地主層を対象とした政策に終始し、わずかに経済更生事業と簡易委託林制度が不況に対処するものとして目新しい施策であつた。したがつて、小私有林での育林業の発達をみたのは藩政時代から市場と直接の結びつきで発展してきた地域に限られ、それらを模倣して、随所に育林業の芽萌えをみるのである。

(2) 林産物価格の動き

明治30年代から木材需要が急激に拡張するが、木材価格指数が一般物価指数を凌駕するのは大正後期である。このように需要の伸びと価格の上昇とが必ずしも対応しないという事情は木材の価格形成の特殊性に起因されるためである。(2)

この期の木炭価格はつねに総平均物価指数を上廻る。逆に木材価格は総平均物価指数を下廻る。しかし、昭和7年には木炭価格が総平均物価を下廻るのである。すなわち、大正後期に急騰をみた木材価格は昭和期に入り下降し、昭和5年を界にして次第に一般物価に近づく。一方、短期的に急激な上昇、下降をくりかえしてきた木炭はこの期に入り下降線を辿り、ついに昭和7年には一般物価、木材価格を下廻るのである。故に、この期の木材価格の上昇は造林投資を誘発するという点では好ましい条件であつたとみることが出来る。H・H家の造林投資を刺激したことはうたがいない。

表-13 諸価格の動向 (昭9~10年を100とする)

年次	総平均物価指数(A)	木材価格指数(B)	木炭価格指数(C)	木材価率(B/A)	木炭価率(C/A)	まゆ価格指数(D)	まゆ価率(D/A)
大正8年	152.6	136.0	160.7	89.1	105.3	314	206
9	167.8	205.3	222.0	122.4	132.3	200	120
10	129.6	176.2	191.9	135.9	148.1	198	154
11	126.7	160.8	187.9	126.9	148.3	290	228
12	128.9	158.7	188.4	123.0	146.2	300	232
13	133.6	143.4	174.0	107.3	130.2	194	145
14	130.5	120.1	157.2	92.0	120.4	297	226
昭和元	115.7	107.4	149.1	72.8	128.9	244	210
2	109.9	103.2	155.5	93.9	141.5	189	172
3	110.6	100.5	141.6	90.9	128.0	181	163
4	107.5	94.2	128.9	87.6	119.9	199	184
5	88.5	72.5	98.8	81.9	111.6	105	118
6	74.8	72.6	88.6	97.0	118.4	81	137
7	83.0	80.4	78.3	96.9	94.3	67	102

資料 (A), (B), (C), 日本の森林資源  
(D), 日本農業要覧(春蚕上まゆ)  
いづれも東京市場

(3) 農家経済の動向

昭和5年のH・H家の現金販売額は前述の如く、610円でその80%はまゆ販売収入であった。これより農家経済の機構を知ることはできない。「農家経済調査」より一般的傾向値をうかがってみたい。次表はその概況を示すが、調査農家は概して上層農家であったことに注意しなければならない。

表-14 農家経済の動向

(単位円)

年次	農業収支		所得			家計費	剰余	赤字農家の比率(%)
	収入	支出	農業	農外	計			
大正14	2,667	1,270	1,396	492	1,888	1,531	357	18.5
昭和元	2,473	1,299	1,174	423	1,597	1,383	214	29.0
2	2,260	1,164	1,096	326	1,421	1,320	101	38.6
3	2,215	1,168	1,047	347	1,394	1,297	97	39.3
4	2,131	1,145	986	379	1,366	1,271	95	42.0
5	1,440	860	580	258	837	919	-82	58.6
6	790	311	478	163	641	631	10	55.0
7	851	30	544	159	703	632	71	30.2

大内力 日本資本主義の没落 I. II. IIIより引用

不況の深化によつて農家所得が縮小し、ついにそのどん底であつた昭和5年には家計費が所得を上廻る赤字農家が50%以上現出するのである。前記H・H家の現金粗収入610円はどの程度の水準にあつたかは分らないが、おそらく農家経済の悪化は激しかつたことが推察される。もつとも、東北農業はより遅れて日本経済の影響を受けたということは、東北農業の後進性の特殊性として指摘されているが<sup>(3)</sup>、加えて、昭和6年の凶作は東北農業の痛手を一層深刻なものにしたであろう。ともあれ、この期の農業恐慌は養蚕農家の多かつた小原村をより深刻なものとし、その立直りを遅らせ、昭和9年の大凶作、さらに大

(3) 木下影 日本農業構造論

平洋戦争突入によつてますます深化していくのである。

(4) 家族構成の変化

この期の家族構成は表-15のとおりであつた。

表-15 家族構成

年次	家族数	労働者単位(A)	消費者単位(V)	(V)/(A)	備考
昭元	7人	5.1	6.5	1.28	
2	8	5.1	6.5	1.28	弟結婚
3	8	5.1	6.5	1.28	甥出生
4	9	5.1	7.3	1.43	三女出生
5	10	5.0	7.7	1.54	姪出生
6	12	5.0	8.9	1.78	四女出生死亡
7	11	5.0	8.5	1.70	長男出生

三夫婦が同居していた。労働者単位はきわめてめぐまれていた。すなわち、昭和5年の家族労働者の年令と主たる従事作業は

父	47才	山林
母	50才	農, 山林
主人	30才	農
妻	30才	農
弟	27才	農
妻	24才	農

であつた。ともかく、消費者単位も多かつたが家族労働人口6人というのもきわめてめぐまれた条件であつたとみられる。耕種・養蚕部門には主人夫婦、弟夫妻、父は専ら自営製炭と育林部門に従事していた。もちろん、冬期間は父以外の者も製炭を応援したことはいうまでもない。なお、この期の人工林令級配置より知られるように、保育面積は1haをこえ、昭和6, 7年には1.5ha以上に達していた。故に、この期の造林投資(労働形態として)を推進したのは山林部門への労働投下を容易にした内発的な家族労働力の豊富さに支えられたことである。しかも、一年を通して作業分担がいくぶん明確になつていた点が

有利な条件として指摘される。もちろん、H・H家は農外に就業機会を求めえなかつた環境下におかれていたことも見落してはならない（国道より距つている）。ところで、昭和初期にはまゆ価が大暴落したが、H・H家はむしろ生産量を増加することによつてこれに対処したのである。昭和5年頃最も収蒔量多く、100メ以上あげている。これを可能ならしめたのは保有桑園にめぐまれていた（分家前0.70 ha）ことにもよるが、飼養を可能ならしめた第2の好条件はやはり家族労働にめぐまれていたことによるのである。

## 2 停滞期 昭和8年～22年

この期の人工林面積は殆ど増えていない。

表-16 用材林令級別面積

年次	10年生以下	11～20	21～30	31年生以上	計	21年生以上 計
昭8	1.48 ha	0.75 ha	0.06 ha	0.13 ha	2.42 ha	7.9 %
9	1.30	0.93	0.06	0.13	2.42	7.9
10	1.18	1.05	0.06	0.13	2.42	7.9
11	0.79	1.44	0.06	0.13	2.42	7.9
12	0.79	1.44	0.06	0.13	2.42	7.9
13	0.59	1.40	0.26	0.17	2.42	17.8
14	0.54	1.47	0.26	0.17	2.44	17.6
15	0.54	1.47	0.26	0.17	2.44	17.6
16	0.20	1.75	0.33	0.04	2.32	15.9
17	0.06	1.91	0.31	0.04	2.32	30.6
18	0.17	1.24	0.97	0.04	2.44	42.2
19	0.17	1.18	1.05	0.04	2.44	44.6
20	0.17	1.18	1.05	0.04	2.44	44.6
21	0.17	0.79	1.44	0.04	2.44	60.6
22	0.17	0.79	1.44	0.04	2.44	60.6

昭和8年2.42 haであつた人工林が、昭和22年に2.44 ha, 僅かに0.02 ha

増えただけである。林分構成は保育面積が漸次少くなり、反面、収穫可能な21年生以上の林分の比率が相対的に高くなつていつた。林分構成状態の成熟ということでは発展と規定すべきかもしれない。しかし、それは労働力投下を伴わない、もつぱら自然力によるものである。この期を停滞期と呼ぶのは、このように人工林面積の増加がみられないという意味である。したがつて本期の分析課題は造林投資の低滞要因の分析が中心となる。

### ① 農村経済をとりまく一般的情勢<sup>(4)</sup>

昭和5年、農業恐慌が全国農村をおそつて以来、農産物価格の大暴落を招き、満州事変（昭6）、満州国建国、上海事変（昭7）を経て、東北農村のみならず、日本資本主義は戦時統制経済体制を強制していくのである。農業においても諸般の統制法が施行され、資本の矛盾は農村のすみずみまで深化の色彩を濃くして行くのである。

林業においては農業と同様に、農村不況の打開策として農山村更生事業が昭和9年まで継続されたが、木材資源の枯渇は一層はげしくなつたのである。戦時産業への原料供給を円滑にするため、木材価格統制法などの制定などによつてこれに対処した。

### ② 昭和9年の大凶作

東北農業はそれがもつ自然的な劣悪条件に由来する幾度かの凶作をうけてきた。記録に残るものだけでも明治2年、17年、30年、35年、38年、大正2年、昭和6年、9年をあげることができる。とりわけ、昭和9年に東北全域をおそつた大凶作（冷害）はかつてなかつたほどの大惨禍であつた。帝国農会の調査報告<sup>(5)</sup>による刈田郡の水稻被害状況は次のようであつた。

#### 水稻被害状況（宮城県刈田郡）

作付総面積	2,373町歩
収穫皆無	208

(4) 大内力 農業史第5章

(5) 帝国農会 東北地方農村に関する調査（凶作篇） 昭10. P 35

7 割 以 上 減 収	319 町歩
5 ~ 7 割 減 収	754
3 ~ 5 割 減 収	850
3 割 未 満 減 収	242
減 収 見 込 数 量	24,716 石
前 5 年 間 の 平 均 年 収 穫 量	47,270 石
同 上 減 収 割 合	52 %
減 収 見 込 価 額	667,332 円

小原村は山間水田地が多い。H・H家では、ほとんど収獲皆無に近かつたということである。この大凶作による農家経済への打撃は次のように要約される。①、農家収入減は一戸当り254円に見積まれた。②、地主制生産のもとでは小農層は生産物を担保とする現物金融によって収穫期になつて、はじめて米穀商や地主に対して肥料代や借用飯米を返済していたのであるが(青田売り)、昭和9年の凶作は、返済すべき、あるいは販売すべき農産物を農家から奪つたのである。③、小作米の見返りのなくなつた地主層や、借金見返りのなくなつた商人は貸付金や利子および各種の未払代金の取立てを急ぎ、債権執行を強いる地主、商人が各地に続出し、その結果、土地所有権の移動が頻発した。④、病人がでて医師来診となると少くとも10~20円を必要とし、食糧事情の悪化がさらに疾病の発生に拍車をかけ、衛生状態は極度に悪化した。⑤、凶作は次年度の農作業を遅延させ、技術の後進性の悪循環をまねいた。⑥、ついに、商品作物を全く手中にもたなくなつた農家は肉親の婦女子の身売さえせざるをえなくなつた。

H・H家の商品化作物はまゆであつたので、凶作の打撃は飯米喪失であつたが、昭和6、9年の凶作はその後数年間その痕跡を残すことになるのである。昭和15年に用材を、1,500円相当分販売したのは、凶作の影響を受けて、つもりもつた借金返済にあてたのであつた。

### ③ まゆと林産物の価格の動き

表-17 林産物およびまゆの価格変動

(昭和10~11年を100とする。)

年次	総平均物価指数(A)	木材価格指数(B)	木炭価格指数(C)	まゆ価格指数(D)	(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)
昭7	83.0	80.4	78.3	67	96.9	94.3	102
8	95.1	93.1	96.2	165	97.9	101.2	174
9	97.0	93.9	101.7	66	96.8	104.8	68
10	99.4	100.8	93.9	100	101.4	94.5	101
11	103.6	105.1	104.2	133	101.4	100.6	128
12	125.8	132.6	117.3	135	105.4	93.2	108
13	132.7	166.4	150.1	126	125.4	113.1	95
14	146.6	213.9	167.9	267	145.9	114.5	182
15	164.1	279.8	200.9	271	170.5	122.4	165
16	175.8	313.3	217.4	218	178.2	123.7	124
17	191.2	314.0	221.9	222	164.2	116.1	116
18	204.6	320.6	221.9	276	156.7	108.5	135
19	231.9	375.2	265.0	334	161.8	114.3	144
20	350.3	505.8	500.1	736	144.4	142.8	45
21	1,627.1	1,618.2	2,262.7		99.5	139.1	
22	4,815.2	6,646.5	7,494.1		138.0	155.6	

木材価率は昭和10年以後、つねに100以上を示し、昭和16年がそのピークであつた。木炭価率は小さな振幅をもちながら、昭和12年によりやく昭和5年の水準まで回復し、戦時中は石炭、石油の代替燃料とし工業に供せられ徐々に価格の上昇をみたのである。このように相対価格指数で見ると、この期を通じて総平均物価指数よりも優位であつたにもかかわらず、造林投資が進展しなかつたという事情は、前述の農村経済の悪循環と次述の経営内部的要因により制約されたためである。

一方、まゆ価は一度も大正末期の価格水準に回復することができなかつた。

アメリカ生糸市場の喪失にその根本原因があつた。こうして、まゆ価は生産費以下の水準におさえられ、蚕糸業統制法(昭16)によつて生産の規制措置をとつたり、奨励金を与えて桑園の田畑への転換をすすめたのである。

表-18 繭価と繭生産費 (単位円)

年次	繭価 (A)	生産費 (B)	(A)/(B)
昭 12	5.15	4.73	1.098
13	4.79	5.04	0.950
14	10.15	5.90	1.720
15	10.31	7.23	1.426
16	8.31	8.37	0.993
17	8.42	9.38	0.898
18	10.52	9.44	1.114
19	12.71	20.78	0.616
20	28.00	36.36	0.773

大内力 農業史 P 290より

#### ④ 家族構成の変化

この期は弟分家(昭8)、長女死亡(昭13、17才)によつて、前期より労働力は減っている。戦後出征による労力減はなかつたが、父は老衰し、基幹労働は主人夫婦と次女の3人であつた。昭和中期以後、家族構成状態はやや安定し、家族数7人、労働者単位3.3人、消費者単位6人前後、であつた。家族の流出はまったくみられない。

表-19 家族構成の変化

年次	家族数	(A)	(V)	(V)/(A)	備考
昭 8	12	4.9	8.9	1.82	弟分家, 三女死亡(3才)
9	7	3.0	5.8	1.93	五女出生
10	8	3.0	6.2	2.07	六女出生
11	9	3.0	6.7	2.24	五女死亡(2才)
12	8	3.7	6.3	1.71	
13	8	3.1	6.3	2.03	長女死亡(17才)
14	7	3.4	5.5	1.62	
15	7	3.9	5.9	1.51	
16	7	3.4	5.7	1.68	
17	7	3.4	5.7	1.68	
18	7	3.9	6.0	1.54	
19	7	3.4	6.0	1.76	
20	7	3.3	6.0	1.82	
21	7	3.3	6.0	1.82	
22	7	3.3	6.2	1.88	

家族労働力が比較的豊富であつたのに造林投資が殆ど伸展しなかつたのは次のように理解される。第1は父の老令化による。前期の拡大造林を支えたのは、四季を通じて父が山林部門の作業に専念できたことによるが、この期は、前期の造林箇所の下刈りをするのが精一杯であつた。第2は自営製炭規模が拡大され、林転を見合せたことである。農家所得の第一部門であつた養蚕は価格条件の悪化によつて、その地位を徐々に失いつつあつた。製炭によつてその減収を補う必要があつたのである。木材価格の急騰は拡大造林の刺激材料とはなつたが、農家は30年あとの生活の安定よりその日の生活を考えなければならなかつたのである。

表-20 部門別現金販売額

(単位円)

年次	部門	米	まゆ	木炭	用材	計	用材/計
昭10		—	(65メ) 650	(200俵) 118	60	828	7.2%
15		—	(60) 600	(270) 334	1,500	2,444	61.5
20		530	(58) 1,600	(300) 980	5,000	8,110	61.5

## ⑤ 林業所得の役割

この期になつてはじめて用材生産部門(広葉樹用材も多く含まれていたが)が農家経済の主要な位置を占めるようになった。しかし、計画的な伐採はなされず、農家経済の赤字補填という位置であつた。昭和15年の用材販売はすべてスギであつたが、これは積み積つた負債処理であつたことは前述した。このころより木炭を含めた林業部門よりの所得が農家経済のなかできわめて高い比重を占めるようになった。

総じて、この期の停滞要因は次のように要約される。すなわち、林産物価格、とりわけ木材価格は異状なまでの上昇をみたが、昭和初期の農業恐慌は農家を戦時経済体制にまきこむことによつて、農村諸物価の高騰を伴い、加えて、昭和9年の大凶作がのちのちまで農家経済を悪循環の中におちこませていつたのである。H・H家の経営は養蚕中心であつただけに、その立直りが容易でなく、農家経済の回復がおくれたのである。

## 3 後退期 昭和23年~29年

人工林面積は、昭和22年2.44haであつたが、昭和29年には2.27haに減つている。人工林面積が減つたという意味でこの期を後退期と呼ぶのである。令級構成は表-21のとおりであるが、この期になつて、ようやく大正末期~昭和初期に植栽された林分が伐採可能となり、その面積は1.5ha以上、全人工林の約80%以上に達していた。

表-21 用材林令級別面積

年次	10年生以下	11~20	21~30	31年生以上	計	21年生以上/計
昭23	0.29ha	0.54ha	1.20ha	0.21ha	2.24ha	62.9%
24	0.22	0.54	1.27	0.21	2.24	66.1
25	0.22	0.54	1.20	0.28	2.24	66.1
26	0.26	0.19	1.55	0.28	2.28	80.3
27	0.26	0.05	1.64	0.28	2.23	88.2
28	0.17	0.17	0.99	0.95	2.28	85.0
29	0.62	0.17	0.93	0.55	2.28	65.2

以下、この期の後退要因を分析する。

## ① 経済と農業の変化

日本経済が大平洋戦争によつてうけた被害は、直接的なものとしては総額およそ497億円(終戦時価格)、工場設備はほぼ戦前の30~50%が失われたとみられている。加えて、戦時中に生じた工場設備の老朽化、木材、石炭の乱伐、乱堀による荒廃、農業における掠奪的生産、等々よりうけた間接的被害は膨大な額にのぼるのである。

さて、戦後日本の経済発展は大体3期に分けられる。第1期は終戦~22年までの混乱期である。この期の経済活動はまひ状態に停滞し、国民の生産活動、消費活動ともに混乱していた。その中でひとり農村だけは、徐々にあつたが、古い農村秩序が解体され、ヤミ米の値上り、加えて食糧、住居事情が都市に比してめぐまれていたので、この期の農村は日本で最もめぐまれた地位におかれていた。しかし、戦時中の掠奪生産状態から完全に脱却することはできず、単純再生産の段階より脱していなかつた。第2期は昭和22年~25年の朝鮮動乱勃発までである。この期は戦後日本経済の第一次の回復期であるが、占領軍による基幹産業への重点的再建策が中心に行われ、財閥解体、財界追放の線も弱められ、一方では2.1スト中止令、低米価供出などによつて、労働者、農民

による社会主義化を阻止する体制が強化された。物価統制は鉄のヤミ価格を基準とするもので(公定価格制),すべてが基幹産業中心の政策がうちだされたのである。食糧,原料材の輸入が増加し,その影響をうけて昭和25年には農産物価格が値下りしはじめ,逆に農業用品は統制撤廃によつて高騰し,25年には赤字農家が増加している。ちなみに米価は23年=158円(一升),24年=143円,25年=99円と下落している。第3期は朝鮮動乱勃発から終結までの昭和25年~28年までの期間である。この期の日本経済は成長に転ずる。しかし,その成長過程はサンフランシスコ講和条約,安保条約,MSA協定に代表されるようにアメリカの軍時政策と結びついたものであつた。特需依存による貿易制約,アメリカ過剰資本の輸入強制,軍事費の膨張等が顕現化するようになるのである。当然,その帰結として,独占的大資本の支配が強められ,日本の産業構成の高度化がすすむのである。農業に対しては概して好影響をおよぼし,25年後半から農家経済は黒字に転じた。これは兼業収入の増大にもよるが,都市の消費力が向上し農産物価格が有利に進展したこと,シャープ税制改革によつて農家の租税負担(とくに所得税)が軽減されたこと,食料増産政策によつて米価が抑制米価から増産奨励のための支持米価にかわつたことなどがあげられる。もちろん,こうしたいわゆる小農保護政策にのつとつた増産政策の背後には朝鮮動乱の長期化を予想し食料自給体制の強化をねらつたことにもよるが,支持米価,補助金,低利資金融資等々に代表されるところの小農保護政策は占領軍の権力低下にともなり保守勢力の政治(選挙)的配慮によるところもあつたのである。第4期は朝鮮動乱終結以後,現在までの期である。この期にはアメリカの景気変動に対応して小さきみの不況,好況がくり返される。農業は不作であつた28年,29年の沈滞を経て,30年の豊作で農村景気の上昇をとりもどしたかに見えたが,このころよりいわゆる日本農業のまがり角といわれる「構造的沈滞,衰退」の問題が顕現化するようになった。概観して30年以降,農業は下り坂をたどつてきている。

② 林産物価格の動き

この期の林産物価格は概して不利な条件におかれた。木材価格は戦後復旧の22年1時的に高騰をみるが,23,24年には下落しはじめ,25年にはついに戦後最低を示し,一般物価水準を大きく下廻る。そして,朝鮮動乱勃発を契機として25年後半よりふたたび上昇に転ずる。さて,木材と木炭の相対的価格(価率)の推移は異つたパターンを歩んでいる。すなわち,戦後,常に木炭価率は木材価率を若干上廻りながらほぼ同様に推移していたが,昭和26年に互いに接近し,28年にはついに木材価率が木炭価率をしのごようになる。

表-22 諸価格の動き (昭9~11=100)

年次	総平均物 価指数(A)	木材価格 指数(B)	木炭価格 指数(C)	まゆ価格 指数(D)	木材価率 (B)/(A)	木炭価率 (C)/(A)	まゆ価率 (D)/(A)
昭22	4,815.2	6,646.5	7,494.1		138.0	155.6	
23	12,729.6	14,391.0	19,474.4	2,520	112.5	152.2	197
24	20,876.4	20,435.2	27,242.3	2,250	97.9	130.5	107
25	24,680.7	23,174.8	28,813.3	3,070	93.9	116.7	124
26	34,253.1	34,271.9	35,806.6		100.0	104.5	
27	34,921.5	39,644.5	41,043.4		113.5	117.5	
28	35,157.3	51,937.6	49,277.3		147.7	140.2	
29	34,920.8	56,521.5	50,228.1		162.1	143.8	

こうした木材価率の上昇傾向は木材関連産業の発展にともなり林産物の需要構造の変化に負うところがおおきい。すなわち,戦前の木材の需要は建築材料が中心であつたが,戦後は工業的需要が主体となつてきたことである。戦後,経済が回復するにつれ,パルプ資本の再編が強化され,また技術の進歩もてつたつて,アカマツ,広葉樹材もパルプ原料に向けられるようになった。ちなみに,パルプの生産量は昭13=130英トン,昭21=24,昭25=116,昭28=148,というように,27,28年ごろようやく戦前の水準に回復したのである。また,石炭産業も28年に戦前水準に回復し,坑木消費単位量も増加している。この他に,合板工業,輸出向ベニヤ工業,繊維板工業,削片板工業等々

の発展が広葉樹材の利用のみちを開き、ひいては木材価格をつり上げたのである。要するに、資本による林業生産への要請が価格の上昇に反映したのである。木材価率と木炭価率が逆転したのは以上のような林産物の需給構造の変化によるのであるが、相対的に木炭価格が不利な条件におかれ、ますます木材価格との格差を広げる傾向にあるのは、木炭の消費構造の変化によるのである。国民経済が形式的に向上し、家庭燃料は石油、電気にかわつてきつつあるからである。

### ③ 農産物価格の動き

農家はまゆ価に対しては、ほとんど受動的な立場に立たざるをえない。まゆ価は生糸価格は交易条件に影響される。したがって、他の農産物にくらべ著しく変動がはげしいのであるが、この期はいくぶんもちなおしてきている。これは蚕糸価格安定法(昭26)制定、アメリカ市場の再開、東南アジアなどへの輸出ののび、などがあつたためである。

米価は一般農産物価格に比べ相対的に高い水準が保証されていた。この安定化方向は米価政策は漸次価格支持に変わってきたためである。加えて、生産技術の進歩もあつた。地主制生産下での価格政策は上層農に有利であるように展開されるが、こうした価格支持政策は小農層の所得を高めるのにかなりプラスした。しかし、次第に需給関係が緩和してくるにつれて、むしろ、小農民の犠牲において低米価がすえおかれ、低賃金政策のテコ入の役目を果たしていることを忘れてはならない。

表-23 公定米価と米生産費 (石当り円)

年次	公定価格(A)	生産費(B)	(A) - (B)	指数	農産物価格指数
昭26	7,305	4,569	2,736	100	100
27	8,635	5,033	3,602	118	105
28	10,682	6,237	4,445	146	124
29	10,008	6,417	3,591	137	122
30	10,295	5,443	4,878	141	118
31	9,964	5,949	4,015	136	115
32	10,261	5,912	4,349	140	117
33	10,256	5,908	4,348	140	114
34	10,333	5,693	4,640	142	115

大内力 農業問題 P191より

最近では、米、まゆ以外にもこうした価格支持政策が広げられている。たとえば、麦類は「食糧管理法」のわく内で、イモ類、テンブシ、大豆は「農産物価格安定法(昭28)」で、テンサイは「てん菜生産振興臨時措置法(昭28)」で、牛乳は「酪農振興法」によつて、それぞれある程度保護されている。

### ④ 家族構成の変化

表-24 家族構成の変化

年次	家族数	(A)	(V)	(V)/(A)	備考
昭23	7	3.4	6.2	1.82	
24	7	3.4	6.2	1.82	} 長男不在(A)には含まず。
25	7	3.0	6.3	2.10	
26	7	3.0	6.2	2.07	
27	7	4.0	6.2	1.55	
28	7	3.7	6.2	1.68	
29	7	3.0	6.2	2.06	次女嫁入り

変動のおおきなものとしては、長男不在(昭24~26)と次女嫁入りによる労働力の減であつた。昭和23年における年齢構成は主人(48才)、妻(48才)、次女(25才)で男一人、女二人であつたのでそれほどぐままれていたとはいえない。昭和26年度までこの状態が続くのである。27年になり長男が帰郷し、また六女が成年にたつしようやく5人にふえ安定してきたかにみえる。この期の初期には全く余裕をみいだせなかつた育林部門への労働投下もこの頃になつてようやく可能になつたのである。故に、この期の造林投資の停滞要因として家族労働の不足にみとめることができる。次に、家族構成の変化と消費経済への影響であるが、生産経済でもそうであつたように、長男の不在期間(修学)は教育費分だけ家計費を膨張させたようである。加えて、戦後の経営立直しのため生産的支出も増額せざるをえなかつた。用材林のくいつぶし現象、製炭量の増などもそうした消費経済からの要求に答えるものであつた。しかし、育林部門は再生産構造の確立まで発展していない。

⑤ 林業所得の役割

この期の部門別の販売額は次表のとおりであった。

表-25 部門別現金販売額 (円)

年次	米	まゆ	木炭	用材	計	用材計
昭20	530	1,600	980	5,000	8,110	62%
25	11,000	56,000	46,000	80,000	19,300	41
28	19,000	59,000	81,000	100,000	259,000	39
30	28,000	58,000	73,000	530,000	509,000	69

H・H家で米が商品化されるのは戦後になつてからである。これは米価支持の政策と生産力の向上に負うところが多いが、販売額は水田面積の制約もあつて、全販売額の10%以下である。まゆの販売額はほぼ一定しており、その比率は20~30%位である。この期になつて、いよいよ用材販売額が増加しているのが顕著である。また、製炭は冬期遊休労働の収益化という意義は薄れていないが、製炭収入は農業所得を補填するクッションの役目をもつようになってきたのである。経営規模が零細で製炭収入を第1位とする農家とはおのずから異なるようである。

4 発展期, 昭和30年~現在

昭和期に入り最も用材林面積の増加をみるのはこの期である。その面積は昭和元年の3.5倍に達し、まもなく5.00ha(スギ)に達しようとしている。

表-26 用材林令級別面積

年次	10年生以下	11~20	21~30	31年生以上	計	21年生以上/計
昭30	1.69ha	0.17ha	0.93ha	0.55ha	3.34ha	44.2%
31	1.72	0.17	0.79	0.69	3.37	44.0
32	1.72	0.17	0.79	0.69	3.37	44.0
33	2.02	0.24	0.59	0.58	3.43	34.0
34	2.42	0.22	0.52	0.58	3.74	29.4
35	3.42	0.22	0.39	0.53	4.56	20.2
36	3.45	0.26	0.10	0.75	4.56	18.7
37	3.66	0.24	0.05	0.81	4.76	18.1

とくに増加のピークは30年と35年に集中するが、本期を発展期と規定するのは単に拡大造林が急進したのみではなく、薪炭林経営から脱皮し、育林経営の成立をみたこと、所得部門としての育林部門がその相対地位を高め、生産目標が臨時的目的から完全に取引的目的に移行したこと、などを指摘しておかなければならない。かかる育林経営の成立を可能にした発展要因は次のように理解される。すでにⅢで述べたことがらがおのゝいで、ここではその要点のみを指摘しておくことにしたい。

① 木材価率 木材価率は27~28年に逆転し、木材価率の優位性が展望できるようになつてきた。両者の開差はますます開いてきている。

② 低い水準ながらも、一応、米価とまゆ価は保障され、生産技術も安定化し、生産力も向上してきてきたこと。

③ 主伐および間伐可能林分が0.8ha~1.5haにも達し、伐採収入は経営改善、生活改善に充当したほか、一部が林業部門に再投資できるようになつた。

表-27 部門別現金販売額(千円)

年次 部門	昭30	31	32	33	34	35	36	37
米	28	28	24	26	42	36	82	60
まゆ	58	76	80	48	59	93	107	90
木炭	73	126	60	60	60	60	60	0
用材	350	100	300	85	270	120	300	300
その他	—	—	84	9	129	77	82	—
計	509	330	548	228	560	386	631	450
用材/計	69%	30	55	37	48	31	48	67

④ 生産部門ごとに家族労働力を固定化(作業の分担化)することが考慮されるようになった。すなわち、つい最近になつてからであるが、主人は山林部門専任、妻、長男夫婦は農業部門全般、六女は家事というようにそれぞれの部門ごとに専任体制をしいた点が特徴である。

表-28 家族構成の変化

年次	家族数	(A)	(V)	(V)/A	備考
昭和30	6	2.7	5.3	1.94	
31	7	3.2	6.2	1.94	長男結婚
32	7	3.6	6.2	1.72	孫出生
33	8	3.6	6.6	1.83	父死亡(75才)
34	7	3.1	5.5	1.77	
35	7	2.9	5.5	1.90	
36	7	2.9	5.4	1.86	
37	7	2.8	5.4	1.93	孫出生
38	8	2.8	5.8	2.07	母死亡(83才) 六女嫁入

⑤ ④とも関連することであるが、経営組織に方向性が与えられ、作目編成が計画的に検討されるようになったことである。

(昭和39年2月)

農家林業の経営史的研究(2)

岩手県上閉伊郡宮守村・T家の事例

## I 開題と考察の視点

ここでの課題は、後進的であるといわれる岩手県で事例をとりあげ、最近の林種転換の契機とそのテンポを探ることである。

ところで、育成林業が未発達であるということの別の表現は、林野の管理、利用構造が農業的ないし畜産の利用に低迷しているということになるのだが、岩手県の後進地帯もその例外ではない。

事例に選ばれた遠野盆地地域はかつての馬産の中心地であつた。林野の大部分は草地として利用され、それが馬産を支える重要な要であつたのである。しかし、馬産の衰退、これに替る酪農業の生成により、経営にシめる林野の意義と役割は変りつつある。

そこで、酪農の展開と林野利用の関係の論理を次のごとく仮定する。まず、乳用牛の導入の初期にはその飼料源は自然草地への依存から出発するだろう。次に、その飼料の効率を高めるためには、耕地への飼料作物の栽培が旧来の雑穀作中心の畑地の作付方式を駆逐するだろう。しかし、所有畑地は零細であるので、畑地だけでは飼料供給に限界があることからして、自然草地の草地改良が指向されるであろう。そして、旧来の粗放的な林野の管理、利用構造は再編成され、草地改良以外の林野の一部には人工造林することになりはしないか。

以下、個別経営の「歩み」をたどりながら、このような経営構造の変遷が育林投資の進展にどのような作用をしてきたのかを考察してみることにする。

分析の手法としては、育林投資の誘発要因または停滞要因を便宜的に外部的要因と内部的要因とに分ける。外部的要因とは経営者個人の能力（たとえば体力、知力、人格）だけでは克服できないものを指し、たとえば、生産諸要素や生産物の市場価格関係、天災、農林行政、諸制度などである。内部的要因とは経営者個人の能力によりある程度、克服が可能であるものを指し、たとえば資産の量とその形状、経営者と家族の能力などである。しかしこの分け方はあくまでも便宜的であることに留意されたい。なぜなら、内部的要因が因となつて外部的要因をかえていく場合もあるし、その逆の場合もあるからである。

さて、考察の過程で明らかになるように、T家の育林投資が芽萌えてくるのは数年前からである。したがって、育林投資が芽萌えなかつた時代にはその停滞の要因について、芽萌え以後はその誘発促進要因を分析することになる。

## II 調査村と調査農家の概観

官守村は釜石線の沿線にあつて、花巻市へは2.5 Km、遠野市へは2.1 Kmの地点に位置している。北方と南方は400~600 mの山々に挟まれているが、中央部を西流する猿ヶ石川流域には水田が開け、比較的平坦である。しかし、大部分は標高100 m以上であり、年平均気温9.7℃、年間降水量1,330 mm、根雪日数130日である。したがって、その気象条件は苛酷であつて、かつては冷害の頻発地であつた。

村の地目別土地面積および耕地の内訳は表-1、表-2、のとおりである。

表-1 地目別土地面積 (ha)

総面積	耕地	草地	山林	その他
16,677	1,243	3,880	10,056	1,498
100.0	7.4	23.2	60.4	9.0

昭和35年センサス林業地域調査より

表-2 耕地内訳 (ha)

計	水田	畑地	果樹園	桑園
1,193.5	669.5	472.8	47.6	3.6
100.0	56.1	39.7	3.9	0.3

昭和38年農業基本調査より

一戸平均の耕地所有規模が零細であるために、林野を活用した畜産依存の農家が多い。ところがその畜産部門は近年著しい変ほうを示している(表-3)。すなわち、馬頭数の凋落、乳用牛の増加が目立つ。しかし、肉用牛は繁殖目的

(仔取販売)が主体であり、また乳用牛も一戸当りの搾乳牛頭数は少ない。

こうした畜産の転換は従来の「ヒュー麦-大豆」という自給雑穀作中心の慣行耕作型をくずし、畑地の利用率を12.4%に高めた。

ともあれ、村の農業は水稻作、畜産を中軸にして展開しているといえるだろう。

表-3 大家畜飼養状況の動き

	戸数			頭数		
	乳用牛	役肉用牛	馬	乳用牛	役肉用牛	馬
昭30	45	74	617	51	89	945
33	252	253	390	417	302	574
35	332	232	299	561	281	427
38	397	355	140	856	473	187
30年を1とした38年の増加割合	8.82	4.80	0.23	16.78	5.31	0.20

村勢要覧による

林野の所有形態別面積は表-4の如くである。概して国有林野と公有林野は

表-4 所有形態別面積

	計	国有	公有	私有
林野	13,937 ha	2,817 ha	1,020	10,099
	100.0%	20.3	7.3	72.4
山林	10,056	2,817	1,020	6,219
	100.0	28.0	10.2	61.8

昭和35年センサス林業地域調査による

少ない。

センサス資料による事業体別所有面積で見れば、在村の個人林野は3,165 haであるが、そのうち、農家736戸で2,841 haが所有さ

れている。さらに、農家による山林の保有状況をみれば、表-5の如くである。

表-5 農家による山林保有の状況

(戸, %)

総農家戸数	山林を保有する農家戸数	保有山林広狭別農家個数					
		3 ha以下	3~5	5~10	10~20	20~30	30 ha以上
1,193	736	462	107	102	45	9	11
	100.0	62.8	14.5	13.9	6.1	1.2	1.5

概して所有規模は零細であるが、農家のうち山林を保有する農家の割合は62.5%であることが知られる。一方、林家総戸数は743戸であるので、林家に計める農家の割合は99%であることが確認される。つまり、在村の山林保有構造の特質は、林野利用の在り方と関連しているということを物語るものである。

林野利用は粗放的である。人工林率(人工林面積/樹林地面積)は僅か15.4%であつて、国有林の61%、公有林の68%に遙かに及ばない。

T氏の住む船渡部落は釜石線鱒沢駅より徒歩にて約20分の地点に位置している。国道は猿ヶ石川を隔てて対岸を走っており、交通条件は比較的めぐまれているといえる。

部落の総戸数は57戸、そのうち農家は55戸である。当部落の経営土地の地目別面積は、水田33.4ha、畑11.6ha、樹園地1.1ha、草地40.0ha、山林164.5haである。(以下、昭和38年農業基本調査による)

飼養家畜は肉用牛23頭(19戸)、乳用牛15頭(7戸)、馬2頭(2戸)、にわとり541羽(28戸)である。35年以降の乳用牛の導入によつて、畑地への飼料作物・牧草の作付(7.6ha、21戸)や水田に牧草を作付(5.5ha、18戸)する農家が増えてきた。

畜産部門が急速にかわりつつあるとはいえ、稲作依存の農家が圧倒的に多い。そこで、水田面積を基準にして、これに60年センサス資料、および63年の農業基本調査資料を参考にして、部落の階層区分をすれば次のごとくなるようである。

(a) 商品生産農家層

7戸。1ha以上の水田を保有し、あわせて2.5ha以上の草地と3ha以上の山林を保有している。人工林は2ha以上である。粗収入60万円以上、そのうち稲作収入が40%以上である。

(b) 半商品生産農家層

17戸。0.5~1haの水田と1ha前後の草地、および2~3haの山林を保有している。人工林は1ha以下である。粗収入が40万円前後、農業と兼業か

らの収入割合は半々である。兼業収入は約13万円であり、これは稲作収入に匹敵する。乳用牛導入に対して最も関心をもつ階層であるが、今後、酪農部門の拡張によつて上昇するか、もしくは兼業依存を強めることによつて下層農に転ずるかという問題をかかえており、最も経営の不安定な階層といわなければならない。

事例農家T家はこの階層に属する。

(c) 自給農家層

31戸。0.5ha以下の水田と0.3ha以下の草地、および1ha以下の山林を保有している。粗収入は30万円以下、それに占める兼業収入の割合は70%以上であり、飯米を自給する以外は賃金、俸給収入によつて生活が維持されている。農業経営の改善問題に関しては無関心である。植林は行われず林野は放置されている。

T家の経営のあらまは次に掲げる諸表のとおりである。

表-6 土地表

地目	面積	備考
水田	0.70 ha	3団地、最遠団地は自宅より25分、区画整理済0.23
普通畑	0.35	タバコ0.10 麦類0.03 豆類0.03 蔬菜0.05
飼料畑	0.62	牧草類0.50、採実類0.50(内0.40は冬作)
樹園地	0.05	リンゴ
草地	0.63	人工草地0.48
山林	6.94	用材林1.85

表-7 家族表

統 柄	年 令	消費能力	労働能力	備 考
父	63才	0.9人	0.1人	病弱, 昭15~31年林産物検査所勤務
母	57	0.9	0.6	
経営主	37	1.0	1.0	
妻	31	0.9	0.8	
長 男	11	0.8		
次 男	8	0.8		
妹	24	0.9	0.1	洋裁学校通学
妹	18	0.9		高3
計		(7.1)	(2.6)	

表-8 農機具表

農機具名	保有形態	購入年次	購入価格	使用延日数
耕耘機	個人所有	昭37	約22万円	39年度13日
発動機	"	28	20	10
脱穀機	2人共有	35	27	5
精米機	個人所有	28	15	4
糶摺機	2人共有	38	5	3
カッター	4人共有	38	4	4
草刈機	2人共有	38	5	3
サイロ	個人所有	33.38		

表-9 家畜表

畜 種	頭 数	備 考
乳用牛	4頭	搾乳牛2 導入年度 31年
鶏	200羽	" 37年

表-10 山林現状

樹種	令級					計
	10年生以下	10 ~ 20	21 ~ 30	31 ~ 40	41年生以上	
スギ	0.88 ha	0.13 ha	0.13 ha	0.32 ha	0.16 ha	1.62 ha
カラマツ	0.07	0.05				0.12
アカマツ					0.11	0.11
小 計	0.95	0.18	0.13	0.32	0.27	1.85
広						5.09
計						6.94

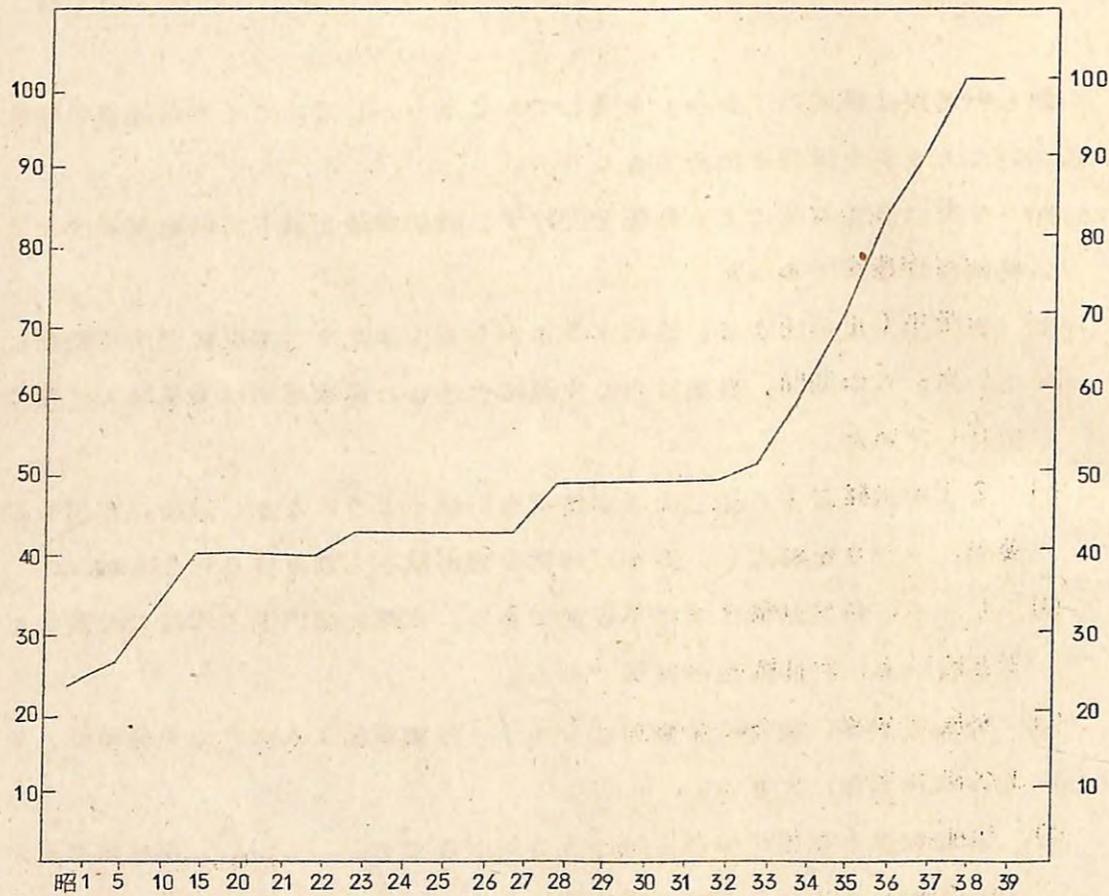
詳しい考察は後述の「歩み」を通しておこなうとして、ここでは経営の特徴について大まかな説明を加えておこう。

- (a) T家は農地改革による影響を受けず、戦前戦後を通じて耕地異動はなく、終始自作農家であった。
- (b) 世帯主(正司氏)は、昭和15年から31年度まで木炭検査所に勤務していた。この期間、農業は自給生産に低迷し、農家経済は兼業収入に強く依存していた。
- (c) 21年に経営主(礼三氏)が経営を引継ぐようになり、以後、乳用牛、養鶏、タバコを導入し、徐々に経営改善が試みられるようになる。
- (d) しかし、経営組織は未だ不安定であり、水稻作部門が主作目の位置にあるとはいえ、作目構成が複雑である。
- (e) 家族員が多い場合に労働力は少なく、労働単位1人当りの消費単位、および耕作面積は大きい。
- (f) 林種転換が急速に伸びるのは33年以降である。しかし、用材林率(用材林/樹林地)は27%であるにすぎない。

### Ⅲ 戦前における沈滞要因の考察

T家の育林投資の発展ないしは沈滞要因を探策する前に、いつ迄を沈滞時代と規定するのか、その時代区分をしておかなければならない。次図をみられたい。これは39年度末を100として、用材林面積の増加の様子をみたものである。一見して、林種転換の急速な伸びをみるのは34年度以降であることが

図-1 用材林面積の増加の推移



明らかである。そこで、33年度以前を沈滞時代、34年度以降を萌芽発展時代と規定してさしつかえなからう。それでは、かかる沈滞もしくは萌芽発展をもたらした要因はなんであつたらうか。

#### 1 自家山製炭・馬産時代の林野の役割

林野の管理利用構造は農家経営の在り方により規定される。この時代のT家の貨幣取得源は養蚕、犢馬、製炭、賃金であり、米は戦時中の強制供出と僅かの物々交換により商品化されたにすぎない。このうちで、林野利用と係りをもつものは犢馬生産と製炭とである。

まず、製炭であるが、これは原木自給というかたちで昭和15年、世帯主が恒常的に兼業にでるまで続けられる。その製炭量は50~100俵であつた。つまり、広葉樹林は冬期遊休労働の収益化としての機能をもつていたのである。したがって、植林は家屋新改築のために、備蓄的にせいぜい家敷林とか沢沿の湧水のでる土地条件の良いところに行われたにすぎない。

さて、馬産経営下での林野の役割はどうであつたらうか。いうまでもなく、この地方の馬産は犢馬生産だけが目的ではなかつた。気象条件の苛酷なこの地方では、稲の青立(未結実)を防ぐために多量の堆肥投入を必要とした。しかも、耕種部門の生産力は低かつたために、莖葉物に飼料の基盤をおく舎飼への移行は一般的に困難であつた。このような飼料構造のもとでは必然的に放牧強化の方向に進まざるをえなかつたのである。放牧を強化すればするだけ山野草への依存度を高めていつたのである。

かくして、この時代の林野の管理利用は、製炭原木給源地と飼肥料給源地として、きわめて粗放的な取扱いを受け、自給生産的農業を支える要となつていたのである。

#### 2 消費圧の重圧

小農経済の生産活動は家族構成の変化により強く影響を受ける。チャヤノフ<sup>(注)</sup>は一農家の家族構成の変化を理論的に追究して、労働者単位(A)と消費者単位(V)およびその商( $V/A$ )には周期性があることを指摘し、それが生産経済を規定するとした。ところで、わが国の農業では、一般に経営耕地の拡大は困難であるので、(A)が大きくなれば経営から離れて他に雇用機会を求めると、それが不可能であれば、多量の労働を投下して多額の収益を上げられる作目を拡大する方向に向うだろう。 $V/A$ が大きくなつた場合も同様であろう。

(注) チャヤノフ著 磯辺・杉野共訳「小農経済の原理」

さて、T家の家族構成はどのような変化をたどり、それが育林投資にどう作用してきたであろうか。(表-11)

表-11 家族構成の変化(1)

(A)

年次	世帯員数	合計消費単位(V)	合計労働単位(A)	$V/A$	備考
昭 1	5	4.0	2.3	1.7	
2	5	4.0	2.3	1.7	
3	5	4.0	2.3	1.7	
4	5	3.7	1.8	2.1	長男出生、母没
5	5	3.7	2.6	1.9	
6	6	4.1	2.6	1.6	二女出生
7	6	4.1	2.6	1.6	
8	6	4.5	2.6	1.7	
9	6	4.5	2.6	1.7	
10	7	4.9	2.8	1.8	二男出生
11	7	5.3	2.8	1.9	
12	7	5.3	2.8	1.9	
13	8	6.1	2.8	2.2	三女出生
14	8	6.1	2.8	2.2	
15	9	6.6	2.2	3.1	三男出生 世帯主県官吏となる
16	9	6.6	2.5	2.7	
17	10	7.4	2.5	3.0	四女出生
18	9	6.6	1.5	4.6	弟出征
19	10	7.6	2.5	3.1	弟復員
20	11	8.5	2.8	3.0	四男出生
21	10	7.5	2.9	2.6	長男旧中卒、弟他出
22	9	7.0	2.3	3.1	長女婚出
23	10	7.4	2.3	3.3	五女出生
24	9	7.0	1.8	3.9	二女婚出
25	9	7.0	1.8	3.9	
26	9	7.0	1.8	3.9	
27	10	8.0	2.5	3.3	長男結婚
28	10	8.4	3.5	2.4	二男他出、二女離婚
29	10	8.5	3.5	2.4	
30	10	8.4	3.0	2.8	孫(男)出生、三男他出
31	10	8.5	3.4	2.5	
32	9	7.6	3.7	2.0	三女婚出
33	10	8.0	3.7	2.2	孫(男)出生

まず、戦前の変化を見れば、この期の出生者は7、死亡者1、途中で労働力

に入ってきたもの2、同じく減じたもの1であつた。その結果、労働者単位一人当たりの負担消費者は2~3人台に推移するが、18年になると4.6人に増える。これはちょうど長男が15才になつたときである。まさにチャヤノフが指摘した「次代14年目には消費者単位対労働者単位は最大となり……その重荷は増し」た年であつたのである。指摘するまでもなく、世帯主が15年に兼業に転じたのは、その負担をいく分でも軽くしようとするものであつた。

さて、以上が育林投資の不活発であつた戦前における家族構成の変化であるが、それがたとえ有利な条件であつたとしても、育林投資を誘発しなかつたのは、経営外的諸要因、なかんずく、昭和不況、冷水害、戦時下統制経済などにより強く規制されたためであると考えられる。ただ、次の点だけは家族構成より生じた沈滞要因として指摘しておかなければならない。それは育林作業を担う老壮令労働力がなかつたことである。われわれの今迄の調査を通じて経験的にいえることは、育成林業が遅れている地域では(ほとんど例外であるが)すでに戦前においてかなりの林木資産を保持していたとみられる農家に遭遇することがある。これらの農家は大家族世帯の上農層であるばあいが多いが、共通して、先代か先々代が精農家タイプであつたという農家である。ところがT家は、先代はすでに大正中期に没しており、しかも家族関係は単純な直系家族であつた。加えて、15年になると世帯主は木炭検査員になり、農業は妻が担うことになつたのである。経営を指揮し、労働力の中心となるべき世帯主が兼業を強めることによつて、ますます戦時経済体制にはまり込み、自給的生産の中に沈下していつたのである。しかも、世帯主の仕事の性質上、薪炭林経営の残存には何んら矛盾を感じなかつたということである。こうしたことも育林投資をよび起しえなかつた一つの原因であつたと思われる。

次に、終戦後33年までの家族構成の変化とその育林投資への作用の仕方についてみることにしよう。

この期の世帯員数は9~10人、その消費者単位は7.0~8.5人であつた。これに対して、労働者単位は、27年までは2.0人程度に推移し、28年以後には長男の結婚により3.0人台に増加した。その結果、 $V/A$ は27年までは

3.0人台であつたのが、28年以降には2.0人台に低下したのである。したがって、27年度以前には消費圧が高かつたとみなければならない。28年度以降、その消費圧が軽減したにもかかわらず、育林投資が進まなかつたのは何故であろうか。それは、二男高校進学（27年まで）、二女入院病弱（25～27年入院、28年離婚、以後自宅療養）、三女洋裁学校通学（31年まで）などにより、現金支出額を増加させたばかりでなく、たとえば、26年を例にとつてみれば、三男、四男、四女、五女、計4人の發育盛りの幼令学童を抱えており、消費経済面から極端な窮迫化がすすんだとみなければならない。

このような条件のもとで、数10年後になつてはじめて見返りがあるという土地への投資が誘発される道理はないと思われる。

### 3 昭和不況下における兼業指向化

この時代の沈滞要因は内部的な要因というよりは、外部的な要因であつたものと思われる。

そこで、この時代の農村経済の情勢の一端を示す主要な農産物、林産物の価格の動きについて回顧してみるとしよう。（表-12）

周知の如く、昭和5年、農業恐慌が全国農村をつつみ、農産物価格は大暴落するのであるが、その後、農村経済は満州事変、上海事変の勃発などを経て日本経済は戦時下統制経済体制に巻込まれていくのである。

この時代の農産物および林産物の価格は次のような特徴をもつて変動したのである。

まず、農家経済に強い作用をもつ繭価は不利な動きを示したといわなければならない。すなわち、もともと蚕繭の加工品である生糸は奢侈品の性格が強く、したがって、この時代のアメリカ経済の不況が繭価をおし下げた最大の原因であつた。そのほか、アメリカではこの頃人絹が発達し、市場をせばめたことも繭価下落の原因である。昭和5年には、ついに大正8年の $\frac{1}{2}$ に暴落してしまう。政府は産繭処理統制法（11年）、糸価安定施設法（12年）を制定し、その安定をはかろうとするが、それはすでに焼石に水であつた。

このような農村不況の深化のもとに、T家はどのような行動をとつたであらうか。

当時を思い起して正司氏は次のように語っている。

「当時の現金収入のもとといえば、繭と製炭、それに賃金収入（育林労働）のいずれかでした。私はこれを全部やりました。蚕の飼う量も増やしました。朝暗いうちに私と弟とで桑をとつてきておき、あとは妻にまかせ、それからM氏の山仕事にでました。冬は私と弟とで自分の山で炭を焼きました。大体200俵位でした。」

この言葉は不況期における小農生産者の経済活動の特色を端的に表現している。すなわち、生産費以下に下落したにもかかわらず、生産量を増加していったこと。第二に、投下資本額が少なくてすむ自家山製炭に力を入れたこと。第三に男子労働力は兼業に従事することになるが、総体的には経営が多角化する傾向になつたこと、などがそれである。

次に林産物価格の動きを一般物価の動きとの関連（価率）

表-12 主要農産物の価格変動  
（昭9～10を100とする）

年次	米価率 (1)	小麦価率 (2)	木材価率 (3)	木炭価率 (4)
昭 1	1.05	2.10	0.93	1.29
2	1.13	1.72	0.94	1.42
3	0.96	1.63	0.91	1.28
4	0.94	1.84	0.88	1.20
5	1.00	1.18	0.82	1.12
6	0.86	1.37	0.97	1.18
7	0.89	1.02	0.97	0.94
8	0.79	1.74	0.98	1.01
9	0.93	0.68	0.97	1.05
10	1.04	1.01	1.01	0.95
11	1.02	1.28	1.01	1.01
12	0.89	1.08	1.05	0.93
13	0.09	0.95	1.25	1.13
14	0.88	1.82	1.46	1.15
15	0.92	1.65	1.71	1.22
16		1.24	1.78	1.24
17		1.16	1.64	1.16
18	0.80	1.35	1.57	1.09
19	0.77	1.44	1.62	1.14
20	2.86	0.45	1.44	1.43
21	1.23		0.99	1.39
22	1.38		1.38	1.56
23	1.17	1.97	1.13	1.52
24	0.79	1.07	0.98	1.31
25	0.89	1.24	0.94	1.17
26	0.76		1.00	1.05
27	0.85		1.14	1.18
28	1.05		1.48	1.40
29	0.98		1.62	1.44
30	1.04		1.49	1.36
31	0.95		1.49	1.35
32	0.97		1.67	
33	1.03		1.73	

資料(1)～(3)・・「日本の経済統計(下)」

239～243 P

(4)・・「日本農業要覧」より作成

で見れば、次のような趨勢をたどつたものとみられる。すなわち、木材価格が木炭価格に比して優位にあつた年代は、昭和10～20年、それに28年以降である。したがつて、価格市場条件が経営目標を決める要因であるとするれば、この2つの時代に育林投資が誘発されていなければならない。ところが実際にはT家がそうであつたように、この時代にはそれが進展しなかつた。それはT家の家族労働力の就業構造にみられるように、明日の経済的安定よりは今日の生計を維持するための収入が重視されたのであつて、たとえ価格条件が不利であつたとしても、手軽に現金化できる薪炭林保持を指向したのである。

#### 4 交通条件の未発達

交通機関の未発達は僻遠地であることからくる商品経済の滲透をより困難にする一つの要因である。因みにこの地方の交通条件の変遷をふり返つてみれば次の如くである。すなわち、藩政時代の河川交通は盛岡を起点とする北上川本流筋でかなり盛んであつたが、猿ヶ石川は流水量が少なく、かつ急流をなしていたために木材の流送は制限された。また、遠野、釜石を結ぶ県道が開設されたのは大正年代であるが、トラック運送が盛んになるのは終戦以後である。さらに、国鉄釜石線の構築着手は明治末期であるが、土沢までの開通が大正2年、宮守までが昭和20年、釜石まで全通したのが25年であつて、この間40年を費やしたのである。戦前までの産物の移出は駄載、馬車によつて行われ、したがつて、このような条件下では移出産物はこれの可能なものに制約されたとみなければならない。かくして、交通機関の未開発は馬の背運搬にたえ得る木炭生産を温存し、それが用材の商品化を遅らせたものと考えられる。

#### 5 凶作

東北地方は自然的経済的劣悪条件に由来する凶作を幾度となくうけてきた。これも育林生産を遅らせてきた一つの原因である。被害の大きかつた記録に残る凶作年を摘記すれば、明治2年、17年、30年、35年、大正2年、昭和6年、9年、などをあげることができる。とりわけ、昭和9年に東北全域を襲つた冷害はかつてなかつた程の大惨禍を呈した。

(注) 帝国農会、東北地方農村に関する調査(凶作篇)昭和10年2月

帝国農会の現地調査報告書<sup>(注)</sup>は、上閉伊郡下の農産物の被害減収状況について次のように報告している。

「水稻作付反別3,125町歩。そのうち収穫皆無48.9%,7割以上減収47.1%,5割以下減収4.0%,その他の主要畑作物の減収割合は大豆60%,稗58%,粟57%,小麦46%……」。

この未曾有の大凶作の原因は異常気象とそれを克服できなかつた技術的發展段階の低位性、さらにこれを制約する社会経済的諸関係の後進性に求められるであらう。

この大凶作により農家経済は次のような打撃をうけたものとみられる。

イ この地方の1戸平均の農業収入減額は314円と見積られた。

ロ このころの小農生産者はいわゆる「青田売り」と称される現物金融によつて、収穫期になつてはじめて肥料代金や借金を返済するのが通例であつたが、9年の凶作は返済すべき、あるいは販売すべき農産物を農家の手元に残さなかつた。

ハ この年の凶作は次年度の農作業を遅延させ、加えて当時の低位技術水準は農家経済と農業経営の悪循環をまねくことになつた。

ニ 小農生産者はついに商品化作物を全く手元にもたなくなり、家族労働力の窮迫販売が顕著になつていつた。極端なばあいには負債重圧解消と口べらしのための肉親婦女子の「身売り」がおこなわれた。

さて、当時、T家の現金取得源は養蚕、犢駒、それに育林労賃であつたが、凶作による直接的な農家経済上の打撃は飯米自給が困難になつたことと、相対的な労賃収入の減少であつた。すなわち、水稻の反収高は僅か6斗位にすぎず、しかも青米が大部分であつたので、世帯員6人を養なうのは翌年の5月までがやつとであつた。必然的に兼業収入に対する依存度を強めてゆかざるをえなかつたのであるが、この地方には雇用労働を必要とする上層農はすくなかつた。したがつて、就労機会を求める多くの小農生産者たちは、この地方唯一の大山林所有者M氏の育林作業に競つて集まるよになつた。その結果、労働力需給

のバランスがくずれ、労賃水準の低下をもたらすにいたつたのである。もともと労賃収入が重要な所得源である下層農家にとっては、労賃水準の低下は農作物の被害につぐ大きな打撃であつたとみなければならぬ。

6年、9年と続いた凶作はその年の農家経済を破滅寸前にまで後退させたばかりでなく、その痕跡を数年後まで残すことになるのである。T家は自給的農業に止まっていただけにますます兼業化の方向を強めていったのである。

このような条件のもとで土地への資本投下、育林投資が進む道理はみいだせない。かくして、戦前の育林投資の最大の沈滞要因は冷水害を克服できなかった個別経営の経済的技術的条件の脆弱性にあつたといえるであろう。また、戦時統制経済の体制的強化が農民経済の矛盾をますます深化させ、個別経営の土地への資本投下を阻害していったとみなければならぬ。

#### IV 戦後における造林活動の誘発・発展要因の探索

先に、34年度以降を投資活動面での萌芽発展時代と規定したが、要因分析を試みる前にその事実認識をしておきたい。

表-13はT家の林野利用の変遷を示している。また、表-14は植林の種類、いわゆる再造林か拡大造林かということを示している。この二つの表を一覧すればおよそ次のことが読みとれるであろう。すなわち、第一に植林が進むのは34年以降であつて、33年以前には1ha以下であつた用材林は38年にはその倍以上の1.85haに増えていること。第二にその年当りの植付面積はおよそ0.20haであること。第三に拡大造林の内容は草地への植林を軸としていることである。

そこで、以下の考察では、このような育林投資を誘発し、さらにこれを支えた要因はなんであるのかを「経営の歩み」を辿ることによつて明らかにしていきたい。

表-13 林野利用のうつりかわり

年次	林野	樹林地			草地		
		計	用材林	薪炭林	計	人工草地	自然草地
昭1	7.42 <sup>ha</sup>	4.88 <sup>ha</sup>	0.40 <sup>ha</sup>	4.48 <sup>ha</sup>	2.54 <sup>ha</sup>		2.54 <sup>ha</sup>
5	7.42	4.48	0.45	4.43	2.54		2.54
10	7.42	5.02	0.59	4.43	2.40		2.40
15	7.42	5.14	0.71	4.43	2.28		2.28
20	7.42	5.42	0.72	4.70	2.00		2.00
21	7.42	5.42	0.72	4.70	2.00		2.00
22	7.42	5.42	0.72	4.70	2.00		2.00
23	7.42	5.47	0.77	4.70	1.95		1.95
24	7.42	5.47	0.77	4.70	1.95		1.95
25	7.42	5.47	0.77	4.70	1.95		1.95
26	7.42	5.47	0.77	4.70	1.95		1.95
27	7.42	5.47	0.77	4.70	1.95		1.95
28	7.55	5.60	0.90	4.70	1.95		1.95
29	7.55	5.60	0.90	4.70	1.95		1.95
30	7.55	5.60	0.90	4.70	1.95		1.95
31	7.55	5.60	0.90	4.70	1.95		1.95
32	7.55	5.60	0.90	4.70	1.95		1.95
33	7.55	5.85	0.93	4.92	1.70		1.70
34	7.55	5.91	1.10	4.81	1.64		1.64
35	7.55	6.10	1.29	4.81	1.55		1.45
36	7.57	6.22	1.50	4.72	1.45		1.35
37	7.57	6.37	1.65	4.72	1.30		1.20
38	7.57	6.94	1.85	5.09	0.63	0.48	0.15
39	7.57	6.94	1.85	5.09	0.63	0.48	0.15

表-14 地目変更の状況

	昭32年 以 前	昭33年 以 後	計	
			筆 数	面 積
荒 廃 地 へ 植 林	0.13 ha	0.02 ha	2ヶ所	( 9.5) 0.15 ha
自 然 草 地 へ 植 林	0.32	0.73	12	( 66.5) 1.05
薪 炭 林 へ 植 林	0.05	0.20	3	( 15.8) 0.25
用 材 林 伐 跡 地 へ 植 林	0.13	—	1	( 8.2) 0.13
小 計	0.63	0.95	18	( 100.0) 1.58
草 地 改 良	—	0.48	1	0.48
草 地 を 放 置 ( 薪 炭 林 へ )	0.27	0.59	3	0.86

### 1 木材価格の高騰

木材価格は、21年、24年、25年に一時的に下落するが、朝鮮動乱勃発を契機に25年以後常に一般物価指数を上廻る。これを木材と木炭の相対価格（価率）によつてみれば、両者の動きは多少異なつたパターンを示している。すなわち、25年までは木炭価格の方が優位な条件に推移したが、それが26、27年には互に接近して、28年にはついに木材価格の優位性がはつきりしてきた。最近、その開差は大きくなりつつある（前掲表-12を参照）

周知の如く、こうした木材価格の高騰傾向は、戦後の木材関連産業の発達を軸とする林産物の需給構造の変化によつて起因されたものである。すなわち、戦前の木材需要は製材部門中心であつたが、戦後は工業的需要が飛躍的に伸びてきたためである。木炭価格の下落の原因は上記の林産物の需給構造の変化に影響された面も多大であるが、石油、電気などを中心とする燃料資源の代替品の進出により戦前に占めていた王座をしりぞかなければならなかつたのである。以上のような林産物価格の動きに対して、T家はどのような受けとめ方をしたであろうか。

T家は現在、5ha近くの薪炭林を保有している。これは昭和初期以来ほとんど変わらない。一方、製炭は15年に廃止しており、その後、原木のままで販売

したこともない。だから、15年以後の薪炭林の保有目的は家族労働力の収益化または貨幣取得にあつたのではない。それだけに、28年以後の木材価格の上昇、これに対して木炭価格の停滞は「林転した方が有利」という確証を与えたと思われる。げんにわれわれのこれまでの調査からいえることは、後進地域といわれる岩手県内陸部において、ほとんど局地的ではあるが、林転が芽萌えてくるのは大体27、28年頃からである。

かくして、木材価格の上昇は育林投資を誘発した重要な要因であるといえるであろう。

### 2 農産物価格の安定化

T家の主要な換金作物である米と繭の価格はどう推移したであろうか（表-12参照）

まず米価の動きをみれば、これは24～27年には一般物価水準以下におさえられていたが、その後、米価の算定方式が漸次、支持政策に移行してきたために、一般物価水準に見合う価格が支持されてきた。しかも、このころになると農地改革により小農層の自律的な経営意欲が高揚してきて、生産技術が高まり、その生産力は飛躍的に伸びてきた。また、冷水害に対する抵抗力も増してきた。

次に、繭価は昭和恐慌以来、生産費を割るのが実状であつたが、戦後、アメリカや東南アジアへの輸出が再開され、他方、蚕糸価格安定法（昭26）の制定等によつて、価格水準は幾分持直してきている。すなわち、これを繭価率の動きでいえば（昭9～11=100として）20年には45%に暴落したのが23年には197%、24年107%、25年124%、その後も大体130%台に推移している。加えて、この地方でも戦後稚蚕の共同飼育が普及したことにより、蚕作の安定と斉一化、および経費と所要労働量の節約がなされ、生産性が飛躍的に伸びてきている。

以上の如く、米価と繭価の動きは、戦後とりわけ朝鮮動乱勃発後、小農生産者の側からみて有利に展開してきたとみられるが、それが育林投資にどのように作用したかが問題である。それは結論的にいつて、農産物価格の安定化は経

営組織を純化し、労働配分の合理化を促進し、農家経済余剰をもある程度に高め、育林投資を推進する上でプラスの作用をしたとみられる。これをもう少し咀嚼していえばこうである。

第1の作用。農業所得が向上したといつても、これを他産業との関連で見れば、低位でありかつ不安定であるといわざるをえない。一方、農家は生活水準を切下げるといふことはなかなか不可能であつて、逆に都市的生活様式の浸透はますます生計費を増大させることからして、農家は所得向上を意図して一層集約化をはかるか、または兼業強化の方向を選ぶであろう。ところで、農家経営の発展過程においては、経営の柱となるべき作目が形成されるが、その場合、未利用地の薪炭林や採草地を保有していたとすれば、農家の保守的な気質からして、植林してそれを資産として子孫に残すという行動をとるのではなからうか。つまり、農家の貯蓄率と育林投資には相関々係があるものと思われる。

第2の作用。経営の単一化は各部門への労働力投下を合理化し、それによつて浮いてくる農閑期の余剰労働力は育林部門への労働投下をより促進するものと考えられる。

第3の作用。これは林野の利用構造の変容と係り合いのある問題である。詳しくは後に論及されるであろう。

### 3 普及制度の滲透

戦前における私有林業、なかんずく、中小規模森林所有者に対する林業の普及指導体制はまったく欠けていたといわなければならない。その体制が施策としてスタートするのは24年度以降である。しかし、その施策の発足当初の指導方針は国民経済的立場が重視され、いわゆる「国土緑化」の思想が優先し、試験研究機関の成果を普及に移すということが叫ばれたために、その普及指導は個別技術の押し売りという部分技術の伝達に終止し、せつかくのすぐれた成果は個別経営に受止められなかつたという欠陥をもつていた。

28～30年はこれらの反省に立つて、試験研究機関、技術者、山林所有者が一体となつて現地指導を強化していく、いわば林業を改良普及していこうとする気運が高まつてきた時代であつた。しかし局地的に林業研究会、青少年グ

ループの育成の実効はあつたものの、全般的には掛け声だけに終つたきらいがある。

普及制度がどうにか一人並に歩みだすのは31年度以降である。すなわち、31年度に1県1地区の改良普及推進地区が指定され、次いで32年度にはそれまでの欠陥を補う観点にたつて、農業との関連が重視され、濃密普及地区が指定され、その重点指導対象林家を小規模森林所有者として、生産性の向上、具体的には林転促進が重点指導方針として打ち出されるようになった。

岩手県では、34年度以来、農漁家振興対策事業の一環として、県独自の「農家林経営改善計画の樹立指導」にもとづいて、林業の地域性と営農類型に即応した改善計画がたてられ、すでに38年度までに延580戸のモデル林家の設置を行なつてきている。宮守村ではすでに6戸が指定され、T家は37年度に改善計画がたてられ、38年度より実行に移されている。

改善計画の樹立が育林投資を促進したかどうかといふことは、これをあまり過大評価することは発展要因の一面的な見方であろう。しかし、一生産部門の部門的計画であるという欠陥はあるとはいえ、この計画樹立を一つの契機として、いままでの不合理な点に気付き、農家経営に占める各生産部門の位置づけが明確になり、それぞれの経営目標と総合的な経営目標が確認され、農家自身が計画的な運用の習慣をつけたとすれば、これらは高く評価してよからう。

### 4 釜石線の開通と猿ヶ石川護岸工事の竣工

農家経営を安定化方向に導き、育林投資を誘発した外部的条件の好転として次の2つをあげなければならない。

その第一は釜石線の全通である。釜石線が柏木平駅（鱒沢駅の1つ花巻寄り）まで延びてきたのは昭和20年、その後、アイオン、カスリン両台風の襲来によつて工事が計画通り進まず、釜石市まで全通したのは25年秋であつた。この輸送機関の発達が生産物の商品化就中、育成的林業の進展にどのような影響を与えたかは、これを裏づける統計的資料はもつていないが、部落の古老が「鉄道開設以前は国有林材がトラックに積まれて村を通り過ぎる程度であつた。花巻などの製材業者が個人山目当に部落に入つてきたのはつい最近になつてか

らである。」ということから推察すれば、用材の商品化が進むのは鉄道開設以降といえるであろう。

付言するまでもなく、交通立地条件の便否は、その地域の産業経済の発展を規定する重要な因子であるということは改めて指摘するまでもなからう。経済立地条件の差異そのみが育成的林業のおくれとすすみを規制するファクターであるとはいえないが、岩手県北部の製炭地帯はおしなべて交通立地条件が不完全である。これに対して、比較的育成的林業の生成が早かった三陸南部沿岸地帯は共通して移出港の後背地に位置していた。伐出資本が入りこめないような経済立地条件のところには育成資本が入りこめないのである。

第2は河川堤防の竣工と区画整理事事の進展である。この地域の農業を不安定なものとしてきたのは冷害と水害、それを克服できなかった技術水準の低さにあつた。とりわけ、22年のアイオン台風、23年のカスリン台風のときには猿ヶ石川が大氾濫し、水田は流亡、或は埋没して稲作は多大の打撃をうけた。県は24～27年に猿ヶ石川の堤防構築に力を入れ、同時に耕地の区画整理、交換分合を推進することになる。さらに26年にはこの流域が北上川総合開発特定地域に指定され、この土木工事は急速に進展し、27年にはその施工をほぼ完了する。T家の23aの区画整理はこの時に行われたものである。かくして、水害の危険は少なくなり、機械利用の効率を高め、その結果、水稻作の生産性を飛躍的に高めたのである。

生産力と生産性の向上は前述の米価の安定と相まって、農家所得を高め、育林投資を推進する一つの要因となつたものと考えられる。

### 5 消費圧の軽減

34年度以後の育林投資が誘発された理由を家族構成の変化にも求めることができる。表-15を見ていただきたい。

この期の世帯員数、消費者単位は28～33年と同様の推移をたどるが、労働者単位が3.0人以上に増えた結果、その負担係数 $\frac{(V)}{(A)}$ は2.0人台を若干上廻る程度になる。したがって、その係数は大体均衡状態であつたとみてさしつかえなからう。また、33年度までのように消費経済面での窮迫化要因はみとめ

られない。要するにこの期の育林投資の誘発要因を家族構成の変化、つまり、消費圧の軽減といういわば経営内的条件の変化にその契機をみいだすことができるであろう。

表-15 家族構成の変化(2)

	世帯員 総数	合計消費 単位 (V)	合計労働 単位 (A)	(V) / (A)	備考
S. 34	9人	7.2人	3.5人	2.1人	四男他出
35	9	7.2	3.5	2.1	
36	9	7.2	3.5	2.1	
37	9	7.6	3.7	2.1	
38	9	7.7	2.9	2.0	
39	8	6.8	2.5	2.8	三女婚出

### 6 「家」内での和と責任分担体制の確立

長男礼三氏は21年に旧制中学を終えて、家業を継ぐことになるが、氏には農業を継ぐ意志はなかつたという。というのは、自分が中学へ通いえたのは父が定職についていたからできたのだし、農業のみで生活を維持していくことには疑問をもっていたからである。父に再び農業に戻ってもらつて、自分が勤めにでたいというのが本心であつたが、自分に替つて家業を継いでくれそうな弟もいない。結局「家」の将来に関しては長男である自分がその責任を果たさなければならないという半ば宿命感ともいべきものが氏を「家」に停まらせたということである。

そこで氏は覚悟を新たにして農業の将来について考えた。ただ漫然として、先祖伝来の田畑を減じまいということだけに骨身をすりへらして、もくもくと働くだけが能ではない。なんとかして、夢をもち、人並に生活がエンジョイできる農業にもつてゆけないものか、と。

段階的ではあるが、礼三氏が経営を指揮運用するようになって以後、T家の経営は徐々に変容していくのである。すなわち、経営の立直しに意欲をもつた地域の幾人かの若者達が機会ある毎に公民館に集り、地域農業の将来の在り方について議論を重ねる。そこで得られた結論は、稲作の生産力を現在以上に高めることには限界がある。といつて水田面積を外延的に拡張することも不可能である。だとすれば、畑地と林野を活用できる経営にもつていくことであろう。

それは酪農と造林であるということになった。馬にかわつて、肉用牛、乳用牛を導入する農家が徐々に増えてきた。あわせて地域的な協力体制も整つてきた。その一例をあげよう。動力農機具がこの地方に普及してきたのは26年頃からであるが、当初、導入の動機はたぶん隣近所に対する見栄という面がなかつたわけではない。ところが購入資金や管理維持費を多額に要する割に年間一戸当りの稼働日数はせいぜい2~3日である。これは不合理だということが話題になり、何人かづつが共同して購入し管理しようということになった。表-8に掲げておいたように、現在T家の保有している農機具のうち、脱穀機、カッター、草刈機、精米機は2~4人共有のものである。

こうして、部落の農事研究会を組織し、リードしてきているのがほかならぬ礼三氏なのである。

また、T家の家族内での互の信頼と協力、分担体制をも看過してはならない。乳用牛の導入の発案者は前述の如く礼三氏の意向によつてであつたが、経営組織の改編を通して、作業の責任分担制がしつくりいつていることについてふれてみよう。その1例をあげれば、養鶏部門と嫁さんのことである。養鶏を開始したのは37年であるが、その導入の発意者は長男の妻である。その事情はこうである。彼女達は若妻会を組織しているが、その会のある席上で見学旅行が計画された。ところが、その旅費が個人負担となれば、普段、小遣銭も持ちあわせていない彼女達にとつてはかなりの負担になる。「家」とつても同様である。あれこれ話合つた結果、せめて自分の子供に与える日常の小遣銭と若妻会を運営する程度の自分達の自由に使用できる額は欲しいものだという事になり、卵貯金をはじめようということになった。T家では幸い家庭内での了解をとりつけ、37年度の50羽からスタートすることになった。飼料の購入と卵の販売路は農協を通しておこなわれ、嫁さんが外に働きに出ている時には父がその飼養管理を応援することになった。38年100羽、40年150羽へと飼養羽数を増していったが、39年秋頃より濃厚資料費が値上りし、反面、卵の値段が安くなり、収支計算では赤字であるということに気付いた。たとえば、39年度の実績で大雑把な計算をしてみれば、粗収入32万円、これに対して

飼料などの現物購入代金が28万円、差引が約4万円となる。もちろん、費用には鶏舎の建設に要した資金やその減価償却費などは含まれていない。結局、労賃部分としては極く少額しか償なわれていないことになるのである。

この点にふれて正司氏は次のように語っている。

「割のあり仕事でないことはたしかだが、しかし、その僅かな収入はカツ子(長男の妻)には励みとなつているようだし、実質的には孫達の教育費に回つているようだ。またそれを見学旅行に使うということは間接的に経営にはね返ってくる。売る卵の値段にくらべて濃厚資料の値段が高いものだということが分つただけでもプラスだと思う。それに病身の私にはかつこうの働き口ですよ」経済ベースに乗らないということが判つても、嫁さんの発意を非難するどころか、その動機を十分認め、飼養管理に協力し、反省すべき点ははつきりさせていることなどは、大いに評価しなければならない。

養鶏部門の動きを例にあげて、長々と述べてきた理由は、こうした家庭内の信頼と責任分担体制の確立が、とりもなおさず育林投資を推進していく場合に必要な家族経営の基礎づくりに連なると考えたからである。

## 7 畜種の交替による林野利用の変容

拡大造林は草地への造林を軸としてなされてきたということは、すでにみたとおりであるが、しからば、こうした林野の管理利用構造を変質させた基底的原因は何かといえ、それは飼養家畜の交替にほかならない。

表-16 飼養家畜と草地利用の推移 (頭・ha)

	馬	乳用牛	役用牛	めん羊	草地	草地造林
21 ~ 30	1					0.05
31	1	(1)			0.95	
32	1	1			1.95	
33	1	1			1.70	0.03
34	1	1			1.64	0.06
35	1	1	1		1.45	0.19
36		(1) 1	1	1	1.35	0.10
37		(1) 1	1	1	1.20	0.15
38		(1) 2		1	(0.48) 0.63	0.20
39		(1) 2		1	(0.48) 0.63	
40		(1) 2				

乳用牛の( )は仔畜、草地の( )は人工草地

表-16は畜産部門の動向とそれを維持してきた草資源の利用状況の推移を見たものである。馬から乳用牛への転換、さらに、その搾乳牛が2頭に増えるにつれて、草地の管理利用構造が変つていく様子が十分読みとれるであろう。

それでは、畜種の違いによつて、どのような飼料構造を必要とするであろうか。梶井功氏<sup>注</sup>は飼料総量中に占める各飼料の比重をみることにより、その飼料構成の特徴を次のように述べておられる。繁殖用馬の舎飼期間だけについてみれば、山野草の比重が極めて高い(30.7%)。これに対して乳用牛の場合は逆に山野草及び藁稈類の依存度は低い(それぞれ15.2%, 23.5%)。このことは我々の調査によつても実証される。表-17は畜種の違いやその組合せの相異により、実際に利用している採草地面積がどれくらいであるかを見たものである。岩手町はかつて馬産の盛んなところであつたが、最近、肉用牛や乳用牛

表-17 畜種別にみた採草地利用の状況 (延戸数)

畜種	利用採草地	利用しない	0.5 ha以下	0.6~1 ha	1.1~2 ha	2.1~3 ha
乳用牛だけ5頭以上		2	1			
" 1~4頭		7	5	6	1	
乳用牛と肉用牛			2	1		
肉用牛だけ		3	4	2	1	1
乳用牛と馬		3	1	1	3	2
肉用牛と馬				1		
馬だけ					1	2

岩手県岩手町でのアンケート調査による。

へ変りつつある地域である。こうした畜種の交替は採草地の機能を変質させ、かつての広大な牧野の一部は草地改良され、残余の草地に植林するという事例が多くみられる。ともあれ、表より明らかのように、馬から和牛へ、あるいは乳用牛へという畜種の交替は、自然草地への依存度を漸次低下させていく傾向が看知されるのである。

さて、馬あるいは乳用牛の1頭飼養に要する自然草地の面積がどれだけあれ

注 「牧野の研究」 96~97P (横井功稿)

ば十分かという問題は、種々の条件の差異により一概に推算することはきわめて不可能であるが、表-17の数値や今回の現地での聞き取りなどを参考にすれば、馬の場合は一頭につき1ha前後を必要としたのではなからうか。乳用牛の場合にはこれまた畑地の所有規模、飼料作物の作付の進展度などにより自然草地の必要面積がきまるので、これを一概に推算することは不可能であると思われるが、ここではT家の畑地への飼料作物の作付および草地の改良がどう進展していったかを見るにとどめておこう。T家の普通畑地は全部で0.97haであるが、乳用牛導入後4年目の35年には0.18haに飼料作物が作付され、以後、36年0.24ha、37年0.40ha、38年0.62haに漸増している。一方、草地改良は38年に0.48ha行われた。

かくして、乳用牛の導入、拡大は林野利用の在り方を変えてゆき、これが草地造林を推進していった動因であるということが確認されるのである。

### 8 畜種の交替による労働力利用の変容

乳用牛飼養と馬飼養とでは、労働配分の季節性が相異しており、しかも、その必要労働総量には大きな開きがあると思われる。この分析にたえうる資料はもちあわせていないが、ここでは二つの調査事例をもとにして考察してみよう。

岩手県農林部が行つた農家経済調査<sup>注1</sup>によれば、乳用牛1頭に要する飼養管理一切の投下労働量は542時間であつた。一方、馬産経済実態調査<sup>注2</sup>による馬1頭の飼養管理に要した投下労働量は778時間、その内訳は採草労働256時間、飼育管理442時間、検査その他80時間である。要するに馬飼養労働の方が約1.4倍多くの投下労働量を必要とするのである。

さて、この地方の馬の飼養管理形態は、6~9月は県営種山牧場へ放牧し、他の期間は舎飼管理というのが一般的であつた。馬産維持の飼養労働のピークは9~10月の乾草採取期に集中した。また、初春から放牧前にかけての朝草

(注1) 36年度調査、宮守村10戸の平均、平均経営規模：農業労働力2.6人、耕地1.28ha、山林1.09ha、草地0.86ha、搾乳牛1.6頭

(注2) 渋谷佑彦稿「林野と農業経営」170P

刈の作業もきつい労働であつた。冬期間の飼料調整給与は婦女子の労働に任せられた。要するに、冬期間を除いて極めてきつい労働を強いていたといわなければならぬ。

これに対して乳用牛の場合は、秋期の飼料収獲調整期に多少の労働ピークがあるが、他の期における飼養管理労働は日々平均化されている。そしてこれらの労働は、従来の雑穀作・馬産労働が振向けられたものであつて、むしろ、全季を通してみれば、その労働総量を減じ、労働のピークをくずす役割を果たしたといえよう。

要するに、畜種の交替は林野利用を構造的に変えていったと同様に、労働力利用の面においても、育林投資を推進する有利な作用を及ぼしたといえるであろう。

## V 結びにかえて — のこされた問題点

周知のごとく、小規模森林所有者は農家である場合が通例であつて、したがつて、その労働力構成は家族労働力で組立てられているのが普通である。したがつて、育林労働が農業部門の労働と競合する経営では、しばしば林種転換が阻止される。

下刈労働を例にとつてみれば、東北地方においてはその植物学的な適期は6～8月とされているが、稲作型経営では7～9月に比較的閑期があるので下刈労働はうまくはまりこむことになる。つまり労働力利用の面に限つていえば、稲作部門と育林部門とは互に補合関係にあるといえるのである。

畑作型経営、たとえばタバコ作型経営では、8、9月に大きな労働のピークをもっている。養蚕型経営も大体これに似ている。つまり、養蚕タバコ型経営と人工林経営とではいずれかをはねのける、いわゆる競合関係にあるといえるであろう。

酪農型経営ではどうかといへば、その労働配分の型は他の作目に比べて、年

間を通して各月に平均化されるが、しいていえば、8～10月のサイロ詰込期に多くの労働を必要とする。したがつて、酪農と水稻作の複合型経営では、6月、7月の下刈労働の捻出が割合容易であるといえるであろう。

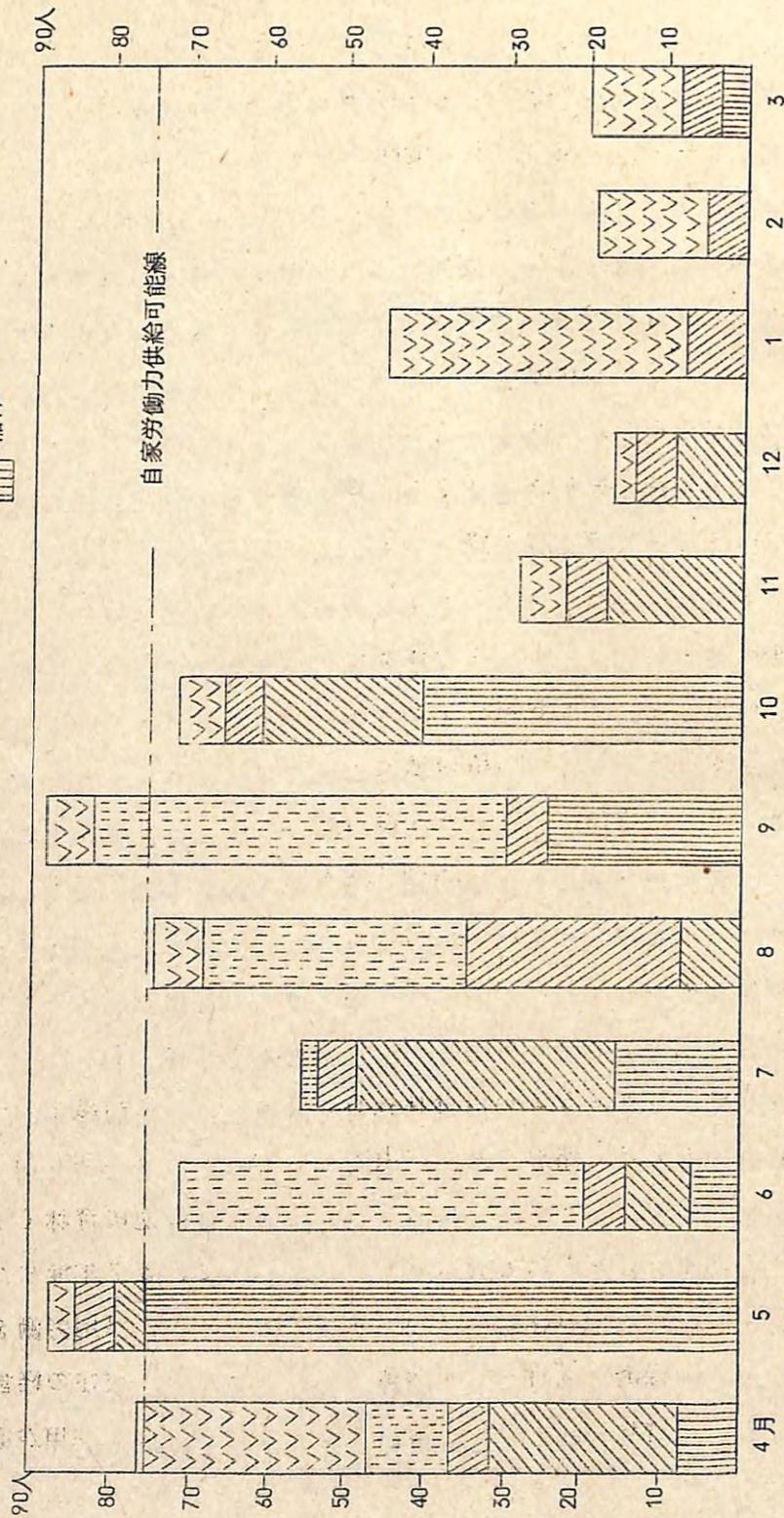
さて、図-2はT家の月別労働配分の状況を示している。一見して、4、7月を除く夏期は自家労働供給可能線(月62.5日)をはるかにオーバーしていることが知られよう。その原因は35年度に新導入したタバコ作に起因している。タバコ作付面積は、35～37年には5aであつたが38年より10aに増やした。よくいわれるようにタバコ作は、反当所得額は大きい、投下労働量を多く要するという性質をもっており、したがつて、あまり広い面積は作れない。労働報酬もそれほど高くない<sup>(註)</sup>。要するにタバコ作の魅力は手労働でこと足りることと、価格が支持されていることにあるのである。

もう一度表-13、14をみていただきたい。前に指摘したように、34～37年には年に約0.20haづつ林転を行つてきたが、39年にはまったく行われなかつた。これは38年にタバコ作付面積を10aに増やしたことと符合する。つまり、タバコ作付面積の拡大が林転をにぶらせた阻害要因とみられるのである。この事情について礼三氏の言葉をかりることにしよう。氏はいう。

「まったくその通りです。あの頃(35年)搾乳牛は一頭でしたので、小面積よりまとまった収入があるということが魅力ではじめた訳です。38年度より作付面積を倍にしましたが、一昨年頃より下刈面積がのべて2ha近くになりましたので、とても植林を増していきませんでした。」

要するに、33～37年の育林投資を誘発した経営組織上の一つの起動因は馬産雑穀作の駆逐、酪農の展開に由因する労働ピークの切り崩しに求めることができる。一方、38年度以後のタバコ作の展開は逆に育林(下刈)労力を押しつける作用をしたものと思われる。したがつて、37年度にたてた改善計画の年間0.30haづつの林転を遂行していくためには、雇用労働を入れるか、もしそれが農家経済的条件により困難であるとすれば、現在の経営組織を整理するが、または育林労働の競合を緩和させるような技術の採用が必要であろう。

図一 2 工家の月別労働配分図 (昭39)



注 T家の経営成果の推算結果は次のとおり。用いた資料は農家経済調査を基礎として今回の調査資料により補完した。39年度。

	粗収益 (A)	物財費及びその他の 農業所得的支出(B)	純利益 (A) - (B)	投下労働量 (C)	1日当家族 労働報酬
経営全体	894,000円	459,331円	434,669円	600日	724円
タバコ部門	93,000	10,000	83,000	159	522

(昭和40年3月)

記録による農家林業の経営変遷に関する研究

( I 記帳農家の概要 )

## I 研究の目的

東北地方の中小規模の私有林経営の多くは、その事業体の数で見ても、また中小規模所有者の所有面積で見ても、その経営主体のほとんど大多数は農家である。しかしそういう農家林はいわゆる農家林業として成熟していないといわれる。たしかに東北地方の農家林業は西日本の諸府県に比して数歩立ち遅れている。しかし、昭和30年代以降、林種転換造林の芽ができてきたよりである。

当支場では昭和36年度以来「農家林業に関する調査研究」の研究テーマにもとづいて、主として統計資料を用いて、東北私有林業の地域性の検出につとめてきた。同時にその研究を深める意味で実地調査による地域林業の経営構造の解明を行なってきた。東北私有林業の地域性の検出については一応の成果をあげることができた<sup>(註1)</sup>しかし、既存の統計資料による地域性の検出はいわば結果的・静態的な分析にとどまり、要因的・動態的な分析はのこされているといわなければならない。実地調査による実証的な調査研究はそうした限界を補強するという意味で要請される場所であるが、それにしてもこれまでの実証的研究は調査研究のねらいそのものの不明確さと、研究方法が不完全であったために、所期の成果を十分にあげてきたとはいえない。かりに研究の目的と方法が確立したとしても、それを遂行するに必要な予算的裏付けが欠けているために常に不完全なままに終つてしまふにちがいない。そうした過去6カ年の研究経過の反省によつて本研究を開始するわけである。

いま一つの本研究を開始する動機は、いわゆる農家林業の経営史的研究がいまだ未踏の分野だということである。われわれはすでに不十分ながら東北地方における農家林業の経営史的な研究に手掛けてきている。<sup>(註2)</sup>そこでは個別経営が全経済展開の中で、時時刻刻どのような経営をしてきたかが中心の課題であつたし、そこから経営活動の法則性を見いだすことが終局の目的である。ところがそういう課題に接近しようとしても経営変遷を客観的に把握できるような価値量的記録がきわめて乏しいのが実状であつた。また林業では農業におけるように経営診断の資料を提供できるような記録様式も確立されていないの





部地区は北上山系寄りに位置していて水稻作と畑作の複合的な農業生産が行なわれている。乙部地区はいわば山つきの都市近郊的な農山村であるといえる。

以下、乙部地区の農業経営の特色を見ることにしよう。

まず、総農家戸数は539戸であるが、専業農家が193戸、第1種兼業農家が272戸、第2種兼業農家が74戸となっており、兼業化傾向が強い。このことは兼業の種類を見るといちだんとはつきりしている。すなわち、やとわれ兼業者が多いこと、しかも恒常的な事務職員と賃労働者が多いこと、人夫・日雇いでいる農家もかなり多いことである。一方、自営兼業では大工、左官などいわゆる職人的な固定的兼業者が多いことも見落しできない。また、自営兼業に従事する農家の中で製炭、製薪、育林業、伐出業などの林産、林業関係に就労している農家もかなりの数に達している。農業センサスでは自営の林産、林業関係を兼業部門としていることには問題があるが、それはともかくとして、乙部地区では林産、林業関係に就労している農家が多いことは、飯岡地区、見前地区といちぢるしく相異なる点である。以上のことは「家」を単位にして就業構造の一つの特色を見たわけであるが、「人」を単位に概観すると次の如くである。すなわち、農業就業人口は男子865人、女子782人であり、専業農業就業人口率は男子が53.3%、女子が91.5%である。反面、兼業就業人口率（兼業が主+兼業だけ、の割合）は男子30%、女子が4.2%である。つまり「家」を単位として見た場合と見事に符合し、男子農業人口の兼業化傾向がきわめて顕著であることが指摘できる。60年センサス時点でこのような就業構造を示していたのであるが、その後の兼業化現象はさらに進行しているにちがいない。

表-2 「家」を単位としてみた就業状況

		第1種兼業	第2種兼業
やとわれ兼業	事務職員	48戸	20戸
	賃労働者	57	10
	役職	3	2
	季節出稼	11	2
	人夫、日雇	51	16
自営兼業	林産、林業	42	2
	大工、左官	30	10
	運送業、製造業、建設業、仲買など	11	8
	商店、床屋など	5	3
	内職、賃仕事	14	1

表-3 「人」を単位にみた就業状況

	男	女
農業だけ	461人	715人
農業が主	144	15
兼業が主	157	18
兼業だけ	103	34
計	865	782
農家人口	965	1,013

農家人口は15~59才の居住人口

つぎに、農業経営の基本的な事項について概観する。まず、経営土地は表-4の如くで畑地率が比較的高く、果樹もかなり導入されている。水田は沢沿いに帯状に入りこんでいるために基盤整備が進んでいない。ちなみに暗渠排水済が40ha、区画整理済が52haにすぎない。

表-4 経営土地面積

	戸数	面積
水田	510戸	350ha
樹園地	361	85
畑地	515	178
草地		264
山林	291	1,337

主要家畜の飼養状況は表-5のとおりである。この地域は以前、馬産（仔取生産）の盛んなところであつたが、馬の衰退に替るべき他家畜の飼養増加がみとめられない。販売農家がきわめて少いことに端的に示されているように、この地方における家畜の農業経営に占める役割りはきわめて希薄であるといわざるをえない。

役肉用牛と馬に関してはそれ自体の販売だけを目的としているのではなく、

むしろ既肥踏みの役割りが大であるといえるであろう。養豚は近年かなり伸びてきている。

表一五 家畜の飼養状況

	戸数	頭数	販売農家数
乳用牛	34戸	53頭	牛乳12戸
役肉用牛	87	97	8
馬	325	351	13
豚	93	118	28
めん羊	106	126	1
山羊	92	99	
にわとり	297	2,565	卵 25

示している。表一六は35年時点での主要作物の作付状況を見たものであるが、野菜類の栽培面積は畑地面積の31%にも達している。その結果、畑地の利用率(畑作物の作付面積の畑地面積に対する割合)も143%に及んでいる。旧来の雑穀作中心の畑地の利用方式はほぼ完全に消滅したといつてよいだろう。

表一六 主要作物の作付状況

	面積	畑作物の作付面積割合
いね(陸稻も含む)	333.0 ha	%
麦類	78.1	30.6
雑穀類	4.7	1.9
馬鈴薯	15.1	6.1
まめ類	70.1	27.5
果菜類	36.5	14.3
根菜類	30.2	11.9
葉茎菜類	12.9	5.1
工芸作物類	1.1	0.4
飼料作物類	5.5	2.2
果樹類	85.0	
(畑作物)	254.5	100.0

乙部地区は消費地盛岡市をひかえた野菜類とりんごの生産地でもある。しかし、これらの専業農家は見られず、むしろ稲作部門に次ぐ位置を占めているにすぎない。たとえばリンゴ栽培について見ると50a以上の栽培農家は35戸で全栽培農家346戸の10%にすぎない。野菜類は近年いちじるしい伸びを示している。

つぎに林業関係について概観しておくことにする。

乙部地区の林野面積は3,596 haで林野率は65.5%である。所有形態別では私有林が2,982 ha,国有林309 ha,公有林36 haで私有林の比重が高い。用材林率は20%を少し上回る程度で用材林業の進展度はけつして高くはない。しかし、年々の拡大造林が50 ha程

度で用材林業の進展度はけつして高くはない。しかし、年々の拡大造林が50 ha程度づつで急速に用材林化がはかられている。なお、属地調査によると50 ha以上の山林保有者は3戸でその保有面積は160 haである。

以上述べてきた乙部地区の就業構造と農業生産および林業の概況を整理すると次のとおりである。

- ① 中・下層農家層の通勤兼業化への傾向が顕著であること。
- ② 農業だけで自立経営をきずこうとする上層農家層は盛岡に近いという地理的有利性を活かして野菜類を導入し、集約的な多角経営による経営の安定的な向上をはかろうとしている。
- ③ しかし、記帳農家の所在する大ヶ生地区では自然的にも経済的にも立地条件が平坦地域に比較して恵まれていないために、プラスアルファ部門として野菜部門を導入しただけでは経営の安定的な向上をはかることが不可能であるので、期待部門として山林部門に目を向ける農家も増えてきた。
- ④ 乙部地区内においても以上のような地域差があるとはいえ、地区全体の農業と林業の特色を一口でいうならば、地方都市に隣接する典型的な農山村の特色をもつた地域であるといえるであろう。

## 2 紫波町長岡地区

紫波郡紫波町長岡地区は都南村乙部地区の真南に隣接する平地農村である。紫波町は旧日詰町、古館村、水分村、志和村、赤石村、彦部村、佐比内村、赤沢村、長岡村が大同合併してできた町である。彦部村以下の4村は北上川の東側、北上山系寄りに位置している。いずれも稲作が農業の主幹作物であるが、リンゴもかなり導入されている。赤沢地区にはタバコを導入している農家も多い。

以下、長岡地区の特色を見ていくことにしよう。

まず、農家戸数は340戸、専業農家が94戸、第1種兼業農家が184戸、第2種兼業農家が62戸であり、その兼業農家割合は72.5%である。長岡地区にお

いてもやはり専業農家の割合の低いのが目立つ。兼業の内容を見ると表-7に示すとおり、第1種兼業農家が相対的に多いこと、しかも、やとわれ通勤兼業農家が多いこと、それに季節出稼ぎも以外に多いのが特色である。また、自営兼業では大工、左官などのいわゆる職人的な自営兼業農家が多い。前述の乙部地区と比較してみた場合、やとわれ出稼ぎと自営の職人的な兼業に従事する農家が多いことは多少異なつた特色をもっているといえるが、やとわれ通勤的兼業農家が圧倒的に多いことはきわめて類似している。おそらくそれらの大部分は盛岡市方面への通勤兼業であるだろう。

表-7 「家」を単位としてみた就業状況

		第1種兼業	第2種兼業
やとわれ兼業	事務職員	34戸	11戸
	賃労働者	30	13
	役職	1	1
	季節出稼	39	1
	人夫, 日雇	37	11
自営兼業	林産, 林業	9	3
	医院など		1
	大工, 左官	25	9
	運送業, 製造業など	6	3
	商店, 床屋		8
	内職, 賃仕事	3	1

表-8 「人」を単位としてみた就業状況

	男	女
農業だけ	226人	456人
農業が主	118	25
兼業が主	112	20
農業だけ	64	8
計	520	509
16~59才の農家人口	581	633

そのことは表-8にも具体的に示される。すなわち、農業従事者のうち男子では実に56.5%が兼業に重きがおかれていることになる。昭和35年時点でさえこのような就業構造であつたのであるから、現時点では一層兼業化の傾斜がはげしいものと推察される。

つぎに、長岡地区の農業について概観する。

まず、表-9より、畑地率が34%であつて、乙部地区と同様に田畑の複合経営であることが容易にうかがわれる。地目別の1戸平均の耕地保有

規模も乙部地区と大同小異であるが、水田と畑地が若干大きく、樹園地(リンゴ園)は1戸平均17aであり、乙部地区に比して小さい。草地も長岡地区のほう小さい。

さらに、主要家畜の飼養状況と販売状況をみたのが表-10である。馬から役肉用牛へ、豚への交替の様相は乙部地区と同様であるが、肉用牛、豚、鶏卵の販売農家は長岡地区のほうが多い。しかし、馬については乙部地区でもそうであつたように、完全に姿を消したわけではない。

表-9 地目別経営地面積

	戸数	面積
水田	331戸	252ha
樹園地	180	30
畑地	336	145
草地	..	43
山林	165	453

表-10 家畜の飼養状況

	戸数	頭数	販売農家数
乳用牛	12戸	22頭	牛乳 9戸
役肉用牛	169	194	42
馬	252	148	14
豚	68	110	64
めん羊	180	227	3
山羊	88	92	1
にわとり	251	2,055羽	卵 114

長岡地区の約半数以上の農家はリンゴを栽培し、その所得の形成力は稲作に次いで高いが、栽培面積は小規模であり、50a以上を栽培する農家は僅かに8戸である。

さて、畑作部門に目を転ずると、麦類、雑穀類、馬鈴薯の作付割合は78.2%、同じく野菜類が16.1%、その他が5.7%である。乙部地区ではそれぞれ66.1%、31.3%、2.6%であつた。乙部地区に比較して麦類、豆類が多く、野菜類の作付割合が小さい。一方、工芸作物類と飼料用作物の作付割合は長岡地区のほうが高い。畑地全体の利用率は178%で乙部地区のそれを大きく上回っている。

表-11 主要作物の作付面積

	面積	畑作物の作付割合
いね	235.1ha	%
麦類	99.7	38.4
雑穀類	1.4	0.5
馬鈴薯	8.4	3.3
まめ類	93.6	36.0
果菜類	19.7	7.6
根菜類	12.9	4.9
葉茎菜類	9.3	3.6
工芸作物類	5.3	2.1
飼料作物類	9.3	3.6
果樹類	29.9	
桑園	0.4	
(畑作物)	259.6	100.0

さいごに、林業関係について概観しておく。長岡地区の総土地面積は1,578ha, そのうち林野面積は891haで、林野率は56.8%である。林野のうち原野が12haである。公有林野9haのほかはすべて私有林野である。一方、林業的な林野利用の進展度を示すところの用材林率は34.8% (人工林211ha, 天然生アカマツ林95ha)でこれも乙部地区のそれを15%程度上回っている。昭和34年4月から翌年3月までの1年間

の植林面積は20haであった。そのうち、人工林の伐跡地への再造林が3ha, 天然林の伐跡地(天然生アカマツ林を若干含む)への植林が14ha, 原野や畑地への植林が2haであった。比重が小さいけれども再造林がみられることからすれば乙部地区より育林生産が進んだ段階に達しつつあるといえるであろう。なお、50ha以上の山林保有者は1戸、その保有面積は約100ha程度である。以上述べてきた長岡地区の概況を整理しておくことにしよう。

- ① 地勢的には乙部地区より平坦状を呈していて、林野も平地林に近い傾斜の緩やかな地形を呈している。水稻の反収も乙部地区の大ヶ生に比して高い。
- ② 地理的に盛岡市への通勤圏に入り、通勤兼業者が近年ますます増えている。
- ③ 農業の中心はもちろん稲作であるが、プラスチック部門として肉用

牛、豚、にわとり、野菜類を導入しているほか、リンゴ作部門が有力な副次部門の位置にある。水田2ha以上、リンゴ50a前後の農家がこの地域における自立経営の可能な階層である。しかし、そうした階層農家も最近の労働力不足が深刻な問題となり、むしろリンゴ部門を縮小(開田)して、育林部門の拡大をはかろうとする農家もでてきた。

- ④ 長岡森林組合は岩手県内で活動の活発な組合である。紫波町の北上川東岸の5地区と都南村乙部地区を管下におさめた広域森林組合であるが、その直営製材事業と販売事業は県内でも屈指である。育林生産がおくれた地域であるだけに間伐生産に力をそそいできた。間伐木の選定などを通じて森林組合の技術員や地区担当Agと山林所有者の接する機会が多いこともあつて、小山林保有階層まで間伐技術がよく滲透している。また、そのために普及指導事業も割合スムーズにいつている。長岡地区はかつて林業改良モデル村に指定されたところでもある。

## IV 記帳農家の概要

### 1 S家(岩手県紫波郡都南村大字大ヶ生)

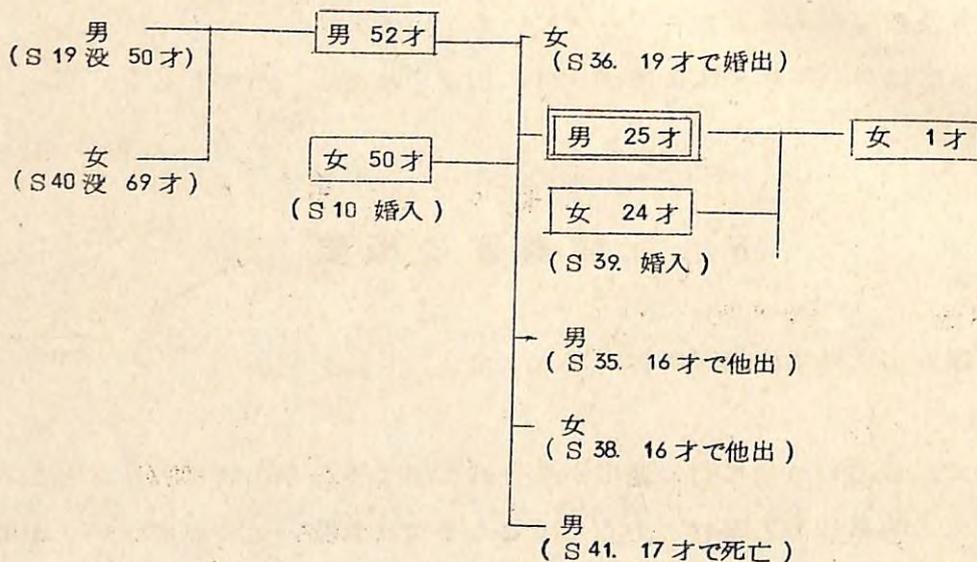
地理的には後述のO家に行く途中から分れて車で5分程山峡に入ったところである。この集落は旧乙部村の中心地(ここまでは常時バスの便がよい)まで徒歩で30分位なので盛岡方面への通勤には便利である。そうした交通条件を生かして、一部の農家ではイチゴの露地栽培やメロンのハウス栽培を行なっている。一方、通勤による兼業農家も最近ふえてきた。

#### (1) 家族構成

この農家の現在の世帯員数は5人である。世帯主は昭和41年4月より都南

村の教育長をつとめており、農業に従事することのできる家族労働力は経営主とその妻だけである。この農家の家族構成の変化の特徴的なことは、現世帯主に兄弟がなかつたことと、現在の経営主の兄弟姉妹もすでに他出していることである。きわめて単純化された家族構成だといえる。したがって消費経済面ではきわめて好条件であるといえるが、反面、労働力の不足をきたして、育林部門も後述のようにかなりの雇用労働に依存している。また、世帯主は完全にサラリーマン化している関係で実質的な経営活動にはノータッチである。経営主は若いながら経営改善に対して非常に意欲的である。彼は昭和34～35年に県立農業講習所に学んだ。その後続けて営農日記を記帳しており、今回の記帳の能力も十分身につけているであろう。

表-12 S家の家族構成の系譜

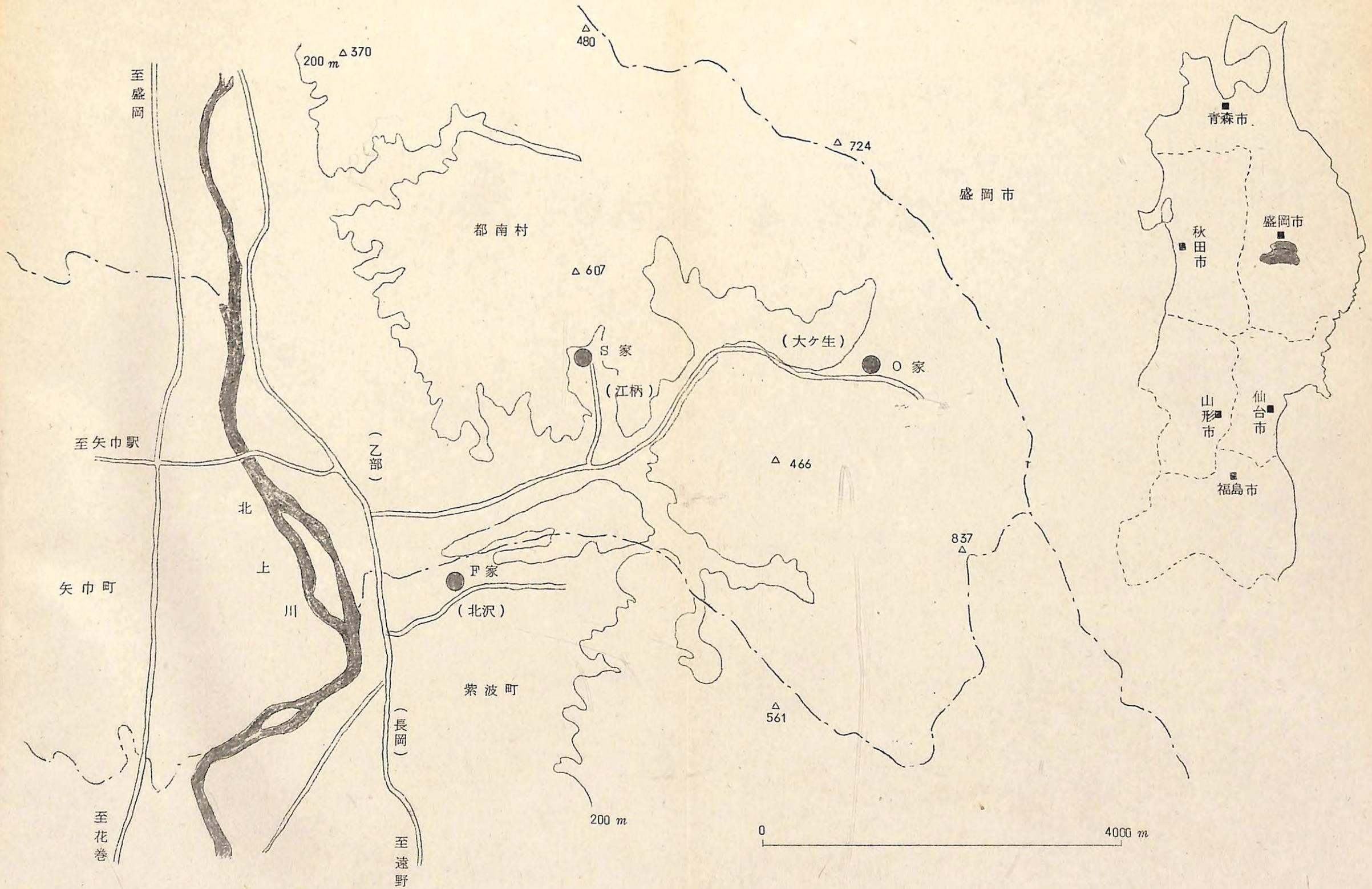


- 注) 1.    は現世帯員,    は経営主  
2. 年齢は41年12月現在の満年齢

## (2) 経営土地

経営規模は集落の中では大きい方である。農地改革によつて水田を50a解放しているが、その他に農用地の増減はみられない。昭和40年に共有採草地

図-1 記帳農家の位置図



を分割して数アール増えたが、そこにはすでに植林された。一方、昭和40年に2.21 haの山林（薪炭林）を購入した。しかし、これとて現在の所有山林60 ha余ということからすれば、その増加割合はそれ程大きいとはいえない。

表-13 地目別面積

地目	面積	備考
水田	1.32 ha	
普通畑	1.43	
果樹園	0.02	リンゴ
採草地	2.90	未利用
山林	60.46	

### (3) 大動物の飼養状況

現在、大家畜は飼育されていない。肥育目的で豚が11頭飼育されているが、林野利用との関係は皆無である。戦前においては、この地方も例にもれず馬産が盛んであつた。しかし、戦前、S家では役畜として1頭を飼育していたにすぎない。35年にそれも廃止されている。その後、緬羊（34～39年、最大飼育時には4頭）、朝鮮牛（37年のみ、1頭）、ホルスタイン（36～40年、育成）という具合にめまぐるしく畜種が変つたが、そのいずれも定着しなかつた。一時的には以上のようにいろいろの家畜の導入が試みられたといふものの、畜産部門に対しては無関心であるとさえみられる。だから2.90 haの採草地はあまり利用されていない。幼令人工林の下草も近在農家に対して無償で与えられているのである。畜産的な林野利用をめぐる問題はS家の場合それ程大きな問題ではないといえる。

### (4) 主要農機器

農用機械は一部の共用のものを含めてだいたい完備している。林業用機械としては、丸のこ（昭和35年購入）、チェーンソー（昭41）、下刈機械（昭37）をそれぞれ1機ずつ所有している。なお、昭和41年に乗用車1台を購入している。結局、昭和37年以降に購入した機械類は7機におよび、支出された購入代金は約53万円に達しており、そのほか上記の乗用車の購入に126万円が支出されているのである。

(5) 41年度の農林産物の販売額

41年度の農林産物の販売収入額は総計で125万円余であるが、そのうち用材販売収入が75万円で全体の60%近くに達している。これに次いで米の販売収入が多い。なお、41年度は冷害による減収割合が約35万円であった。メロンとイチゴは42年度以降縮小される予定である。いずれにしても、アカマツを主体にした用材生産部門のウエートの高いことが指摘される。

表-14 部門別販売額(41年度 概数)

	販 売 額	備 考
米	319,500 円	
ミ ヨ ウ ガ	80,000	
メ ロ ン	40,000	
イ チ ゴ	40,000	
林 産 物	780,000	用材 75万円, ナメコ 3万円
計	1,259,500	

(6) 山林部門の現状と動向

用薪別、樹種別に見たS家の林野利用の変遷は表-15のとおりである。まず、全林野面積の増加状況を見ると、先にも指摘したように、昭和40年に2.21ha購入したほかには増減がなかった。しかし、この地方で60ha余の保有規模は、農家としてはS家だけである。

表より明らかな如く、林種転換造林が急速度に進展するのは昭和30年以降である。それ以前は薪炭生産に重点があつたようである。すなわち、36年度までは年間約700俵ぐらいつつの製炭が行なわれていたのである。製炭形態は焼き製炭で製炭者も固定していた。たとえば36年当時の様子を見ると次の如くであつた。製炭に要する一切の材料費は製炭者の負担とされ、製炭者の焼賃は1俵につき80円であつた。当時の製炭地点から盛岡まで運搬費は30円、検査料などは20円であつたが、これはS家の負担とされた。一方、当時の盛

表一 15 林野利用の変遷 ( S 家 )

( ha )

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII以上	スギ	アカマツ 天	アカマツ 人	カラマツ	用材林	広草地	林野
昭 1	0.24	0.05	[0.04] 1.76			0.92			2.97			0.04	3.01	55.24	58.25
2	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92			2.97			0.04	3.01	55.24	58.25
3	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92			2.97			0.04	3.01	55.24	58.25
4	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92			2.97			0.04	3.01	55.24	58.25
5		0.29		[0.04] 1.76		0.92			2.97			0.04	3.01	55.24	58.25
6	0.04	0.24	0.05	[0.04] 1.76			0.92		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
7	0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
8	0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
9	0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
10	0.04		0.29		[0.04] 1.76		0.92		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
11		0.04	0.24	0.05	[0.04] 1.76			0.92	3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
12		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92	3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
13		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92	3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
14		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		0.92	3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
15		0.04		0.29		[0.04] 1.76		0.92	3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
16	0.92		0.04	0.24	0.05	[0.04] 1.76			3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
17	0.92		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
18	0.92		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		3.01			0.04	3.05	55.20	58.25
19	1.26		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54		3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
20	1.26		0.04		0.29		[0.04] 1.76		3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
21	0.34	0.92		0.04	0.24	0.05	[0.04] 1.76		3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
22	0.34	0.92		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54	3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
23	0.34	0.92		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54	3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
24		1.26		0.04	0.24	0.05	1.22	[0.04] 0.54	3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
25		1.26		0.04		0.29		[0.04] 1.76	3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
26		0.34	0.92		0.04	0.24	0.05	[0.04] 1.76	3.35			0.04	3.39	54.86	58.25
27	[0.37]	0.34	0.92		0.04	0.24	0.05	1.43	3.02			0.37	3.39	54.86	58.25
28	[0.37]	0.34	0.92		0.04	0.24	0.05	1.43	3.02			0.37	3.39	54.86	58.25
29	[0.37]		1.26		0.04	0.24	0.05	1.43	3.02			0.37	3.39	54.86	58.25
30	(0.23)[0.37] 2.01		1.26		0.04		0.29	0.21	3.81	0.23		0.37	4.41	53.84	58.25
31	(0.23)[0.37] 4.25		0.34	0.92		0.04	0.24	0.26	6.03	0.23		0.37	6.63	51.62	58.25
32	(0.23) (0.15)	4.94	0.34	0.92		0.04	0.24	0.26	6.74	0.23	0.15	0.37	7.49	50.76	58.25
33	(0.60) (0.15)	6.94	0.34	0.92		0.04	0.24	0.26	8.74	0.60	0.15	0.37	9.86	48.39	58.25
34	(0.60) (0.15)	7.17		1.26		0.04	0.24	0.26	8.97	0.60	0.15	0.37	10.09	48.16	58.25
35	(0.37) (0.15)	6.21	(0.23)[0.37] 2.01	1.26		0.04		0.50	10.02	0.60	0.15	0.37	11.14	47.11	58.25
36	(0.82) (0.15)	14.29	(0.23)[0.37] 4.25	0.34	0.92		0.04	0.50	20.32	1.05	0.15	0.37	21.89	36.36	58.25
37	(0.82) (0.15)	13.58	(0.23) (0.15)	0.34	0.92		0.04	0.50	20.32	1.05	0.15	0.37	21.89	36.36	58.25
38	(0.45) (0.15)	12.71	(0.60) (0.15)	0.34	0.92		0.04	0.50	21.45	1.05	0.15	0.37	23.02	35.23	58.25
39	(0.45) (0.15)	13.65	(0.60) (0.15)	0.34	0.92		0.04	0.50	22.99	1.05	0.15	0.37	24.56	33.69	58.25
40	(0.45) (0.15)	13.10	(0.37) (0.15)	0.34	0.92		0.04	0.50	23.12	1.05	0.28	0.37	24.69	35.77	60.46
41	(2.13)	2.80	(0.23)[0.37] 4.13		0.34	0.92		0.54	23.12	1.05	2.28	0.37	26.82	33.77	60.46

( )はアカマツ天然林, ( )はアカマツ人工林, [ ]はカラマツ

岡市での小売店への卸価格は「ナラの上」の場合 400 円前後であつた。結局、S 家と製炭者の手取分はそれぞれ 270 円，80 円であつたわけである。なお、この地方は白炭であるので、製炭者の 1 日当りの賃金収入は平均 5 俵を焼くとして、1 日 400 円になつたわけである。ところが 35 年頃になるとこの地方での地場労賃は 400 円に高騰し、製炭者も急激に少なくなつたのである。また、37 年に当部落までの自動車道路が完成し搬出に便利になつた。そのため従来せいぜい木炭生産が唯一の林産物であつたのが、広葉樹のパルプ原木向けとしての販路が開拓され、ついに 36 年度を最後として製炭は中止されたのである。

先の畜種の交替に特徴的に見られた如く、畜産的な林野利用の絆はすでに戦前において断ち切られていた。その点で後述の 2 事例とはちがう点である。

つぎに、41 年度末現在の用材林・薪炭林の面積はそれぞれ 26 ha 余，33 ha 余であり、用材林率は 44% である。樹種別にはスギ 23 ha 余，アカマツ 3 ha 余，カラマツ 0.37 ha で、大部分がスギの人工林である。しかし、林令構成は幼令林にかたよつていて、主伐可能なⅦ令級以上が僅かに 54 a にすぎないのに対して、保育を必要とするⅡ令級以下の林地は 20 ha 余りに達している。したがつて、近い将来、山林部門からの収入としてはアカマツの点在木と広葉樹以外に高く望めないであろう。今後数年、林転造林を持続するとすれば、多額の支払労賃を必要とするであろう。

つぎに、「林地原簿」を作成する際に分つたいくつかの特徴点にふれておくことにしよう。

- ① 用材の商品化が進展するのはつい最近になつてからであり、しかも 41 年の主伐販売以外はすべて間伐販売であつた。

表-16 用材販売量

	スギ	
	主伐	間伐
昭 34	石	9石
37		25
38		16
40		2
41	250	

- ② 造林活動の年次的な推移を見るために、植栽苗木本数を見ると戦前にも若干の植林が行なわれたが、そのほとんどが 30 年度以降である。しかも 36 年度以降次第に大面積造林になつてきた。一時カラマツ造林

表-17 植栽苗木本数

	スギ	カラマツ	アカマツ
昭6	120本	本	本
16	2,800		
19	1,000		
27		600	
30	4,430	500	
31	6,100		
32	1,950	30	600
33	6,000		
34	1,610		
35	2,000		
36	8,800		
37	6,000		
38	5,630		
39			1,500
40	280		2,000
41			8,000
計	46,720	1,130	12,100

の造林面積を表わしていないが、その大きさが70a程度であることが注目されることである。50a以上の施業地はすべて最近造林されたものである。これはちょうど雇用労働に依存するようになったこととも符合している。もちろん、伐採販売の際にも現在の施業単位がそのまま維持されるかどうかは別問題である。(註)

表-18 用材林の1施業単位の大きさ

	~0.2ha	0.21~0.30	0.31~0.50	0.51~0.70	0.71~1.00	1.10~	計 <sup>(1)</sup>	用材林 <sup>(2)</sup>	<sup>(2)</sup> / <sub>(1)</sub>
団地数	13	5	9	1	2	10	40	ha	ha
%	32.5	12.5	22.5	2.5	5.0	25.0	100.0	26.82	0.68

も試みられたが、東北各地にカラマツ先枯病が発生してからはアカマツ造林に変ってきた。なお、アカマツ造林が多くなってきた理由としては、スギの林転造林が自然立地的に限界にきていることにもよる。苗木はすべて購入苗木が用いられている。

③ 所有林は2つの団地に分れているが、両団地ともに宅地近傍に位置して管理面では好都合である。

表-18はS家の用材林の1施業単位の大きさを見たものである。1施業単位の平均の大きさは必ずしも1年当り

④ 投下労働の大部分が雇用労働である。少しは自家労働も投下されている

表-19 投下労働量 (のべ人)

	雇用労働	家族労働
昭6		4人
7		2
8		2
9		2
16		15
17		7
18		7
19		7
27	4	1
28	2	
30	40	9
31	61	15
32	37	26
33	102	15
34	45(5)	21
35	33	18
36	126	61
37	181(8)	12
38	114(7)	38
39	135	15
40	146	11
41	112	20
累計	1,138(20)	308

( )は素材生産労働、内数、製薪炭(焼子)労働は含まれていない。

(註) 「林地原簿」ではたとえ同一樹種であっても異林令の場合にはこれを二つに分けてそれぞれの施業単位とした。記帳単位としてこのように細分することが妥当かどうか、今後検討を要することである。

2 F家(岩手県紫波郡紫波町大字長岡字北沢)

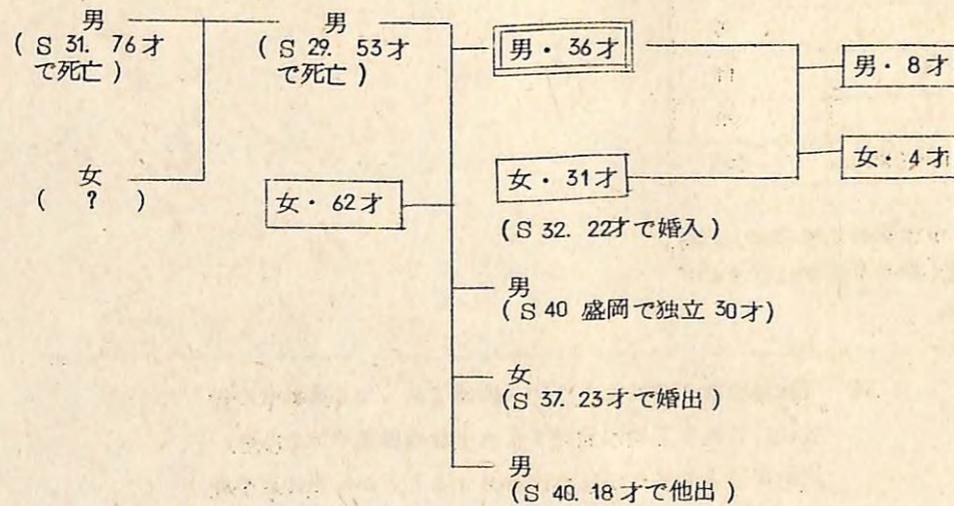
この農家は3事例の中ではもつとも交通立地的に恵まれた平地農村地帯に位置している。この地方の農業の中心はもちろん稲作であるが、リンゴを栽培する農家もかなりいる。

(1) 家族構成

現在の家族構成は経営主夫妻、長男、長女、母の5人であるが、農業に従事しうる労働力は経営主夫妻の2人だけである。祖父が大正時代から昭和25年まで家畜商を営んでいたために当時から雇用労働に対する依存度がかかり高かったようである。一方消費経済面では昭和37年から40年にかけて、弟、妹の教育費、分家、婚出などが集中し、多額の臨時的な家計支出を必要とした。

経営地が大であるのに対して家族労働力が乏しい関係で非常に多くの雇用労働に依存している。たとえば40年度の農業総投下労働は1,626人であったが、そのうち雇用労働は実に670人(のべ人員)に達している。山林部門への労働力調達の事情も同様である。41年度にリンゴ園67aを開田した事情もこうした労働不足に対処するためであった。

表-20 家族構成の系譜



(2) 経営土地

F家の経営農用地は3.89haである。とくに水田2.79haは経営規模の大きいことを端的に示しているといえる。農地改革までは自からも耕作する農地地主であった<sup>注</sup>。すなわち、水田5haを耕作するかたわら、8.5haを小作させていた。取得小作米は約250俵位づつであった。改革によつて村外で3ha、村内で4ha解放し、畑地3haも同様に解放された。かくして、農用地が半分以下に減少したわけであるが、それにしても現在の3ha近くの水田規模はきわめて大きいといえる。こうした稲作部門の安定した基礎の上に立つて、後に見るような山林部門の規模拡大がなされたのである。畑地のうち、70aはリンゴの未成園(植付後5年)である。40年まではリンゴの成園(85a)を経営し、稲作部門に次ぐ所得部門であったが、41年度に67aを開田してしまった。現在は18aのこつているにすぎない。この地目変換に踏み切つた事情は前述したように労働力の不足に原因している。最近におけるリンゴ作部門の縮小、稲作部門と山林部門の拡大がF家の大きな変化である。

表-21 農用地

	経営地	貸付地	備考
水田	2.79ha	0.59ha	
畑地	0.95*	0.17	*このうち70aはリンゴの未成園
果樹園	0.15	0.03	分家に貸付
計	3.89		

(3) 家畜

和牛2頭が飼養されている。37年度までは馬が飼われていた。戦前祖父が

注) 農地改革前の農地所有は次のとおり。

自作地 水田5ha, 畑地1ha  
 貸付地 水田8.5ha(村外4.5ha)  
 畑地3ha(村外2ha)

家畜商を営んでいた関係で一時的には20頭を飼育することもあったが、繁殖目的で飼養していた雌馬は常時5~6頭であった。詳しいことは分らないが、若干の貸付馬も所有していたにちがいない。

さて、馬産と林野利用の結びつきについてはここで改めて指摘するまでもなからう。当時の林野利用の推移については後に再びふれる。

リンゴ栽培には多量の堆厩肥を必要とする。現在の肉用牛の飼養はもちろん肥育後に現金収入を得ることが目的であるのだが、リンゴ栽培のための厩肥生産もけつして無視できない。

#### (4) 41年度の農林産物の販売額

F家の農家経済は農業・林業部門からの所得で維持されている。そこで農産物、林産物の販売収入状況を見ておくことにしよう。

まず、米は220俵生産され、194俵が販売されて130万円余の現金収入を得た。リンゴは開田によつて縮小されたために約6万円であった。一方、用材販売による現金収入は60万円余であった。結局41年度の農家現金収入は196万円、そのうちで用材販売収入が第2位で、その割合は30%以上を占めていることになる。所得額の大きさだけによつてその経営に占める山林部門の機能と役割を論ずることに問題はあがるが、後述のように投下労働もきわめて大であることからすれば、F家における育林生産部門は経営組織的に見ても稲作部門に次ぐ部門であるといえるであろう。

#### (5) 山林部門の現状と動向

F家の林野利用の変遷は表-22に示される。一見して明らかな如く、全山林がすでに林転造林を完了していること、しかも35年に3.4ha、40年に8.5haを購入して外延的な規模の拡大をはかっていること、などを総合的にみるとF家の育林経営に対する熱意といつたものがありありとかがわれるのである。

しかし、これまでの林野利用の変遷をつぶさにふり返つて見ると、この地域に普遍的に見られたような林野利用の足取りを読み取ることができる。すなわち、林種転換造林が急テンポで進展する年代は30年以降になつてからであること、それ以前の用材林は面積的にも小さく、しかもその伐採販売も臨時の出費の場合にのみ行なわれたという、つまり育林部門は予備的役割がより強大であつたといふことができる。林野利用はむしろ馬の飼料や敷料の供給や自給用の燃材、農業用資材を提供するものとして重視されたのである。そのことは終戦直後の利用種別の林野配置の状況からも容易に知ることができる。すなわち、立地条件のいちばん良い宅地近傍の林野は採草地として利用され、遠隔地は薪炭林として、その中間的なところが用材林と自給用の薪炭林として利用されていたのである(図-2参照)。

かくして、林野の草地利用は馬産と強く結びつき、秋季の乾草はもとより、夏季の舎飼期間の採草労働の節減ということからしても、もつとも宅地に近いところに草地が配置されたのである。それが39年度になるとすべて人工造林されることになる。これは前述の畜種の交替と飼養頭数の減少に見事に符合しているのである。

林野のもう一つの利用形態であつた薪炭利用について見ることにしよう。戦前の薪と木炭の生産状況については不詳な点が多いが、昭和20年と21年に粗朶を生産するために1ha前後伐採している。当時、北上川の堤防構築向けの需要がかなり高かつた。次いで32~34年に5,000把程度の薪を生産し販売している。道路渡して1把40円位で売れた。さらに35~37年に年間約400俵の製炭(白炭)が行なわれた。S家と同様に焼子による製炭であつたが、1俵当りの製炭者の取得額は材料費と検査料など一切を製炭者が負担して130~170円であつた。S家では36年時点で80円であつたのに比較して割高であつたといえる。ところでF家の場合製薪炭跡地は漸次、林転造林が行なわれていつたことからすれば、製薪炭が直接的な目的であつたのではなく、むしろ林種転換造林を行なうために焼子製炭をさせたものとみるべきであろう。

表-22 林野利用の変遷 (F家)

	I	II	III	IV	V	VI	VII
昭和1	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50		
2	(2.05)	(0.05)	(0.58)	(0.92)	0.50		
3	0.15 (0.15)	(2.10)	(0.48)	(0.10)	(0.92)	0.50	
4	0.15 (0.42)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50	
5	0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50	
6	0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50	
7	0.15 (0.27)	(2.05)	(0.05)	(0.58)	(0.92)	0.50	
8	(0.12)	0.15 (0.15)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50
9		0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50
10		0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50
11		0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)	0.50
12		0.15 (0.27)	(2.05)	(0.05)	(0.58)	(0.92)	0.50
13		(0.12)	0.15 (0.15)	(2.10)		(0.58)	(0.92)
14			0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)
15			0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)
16			0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)	(0.92)
17			0.15 (0.27)	(2.05)	(0.05)	(0.58)	(0.92)
18			(0.12)	0.15 (0.15)	(2.10)		(0.58)
19				0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)
20				0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)
21				0.15 (0.27)	(2.10)		(0.58)
22				0.15 (0.27)	(2.25)	(0.05)	(0.58)
23				(0.12)	0.15 (0.15)	(2.10)	

( ha )

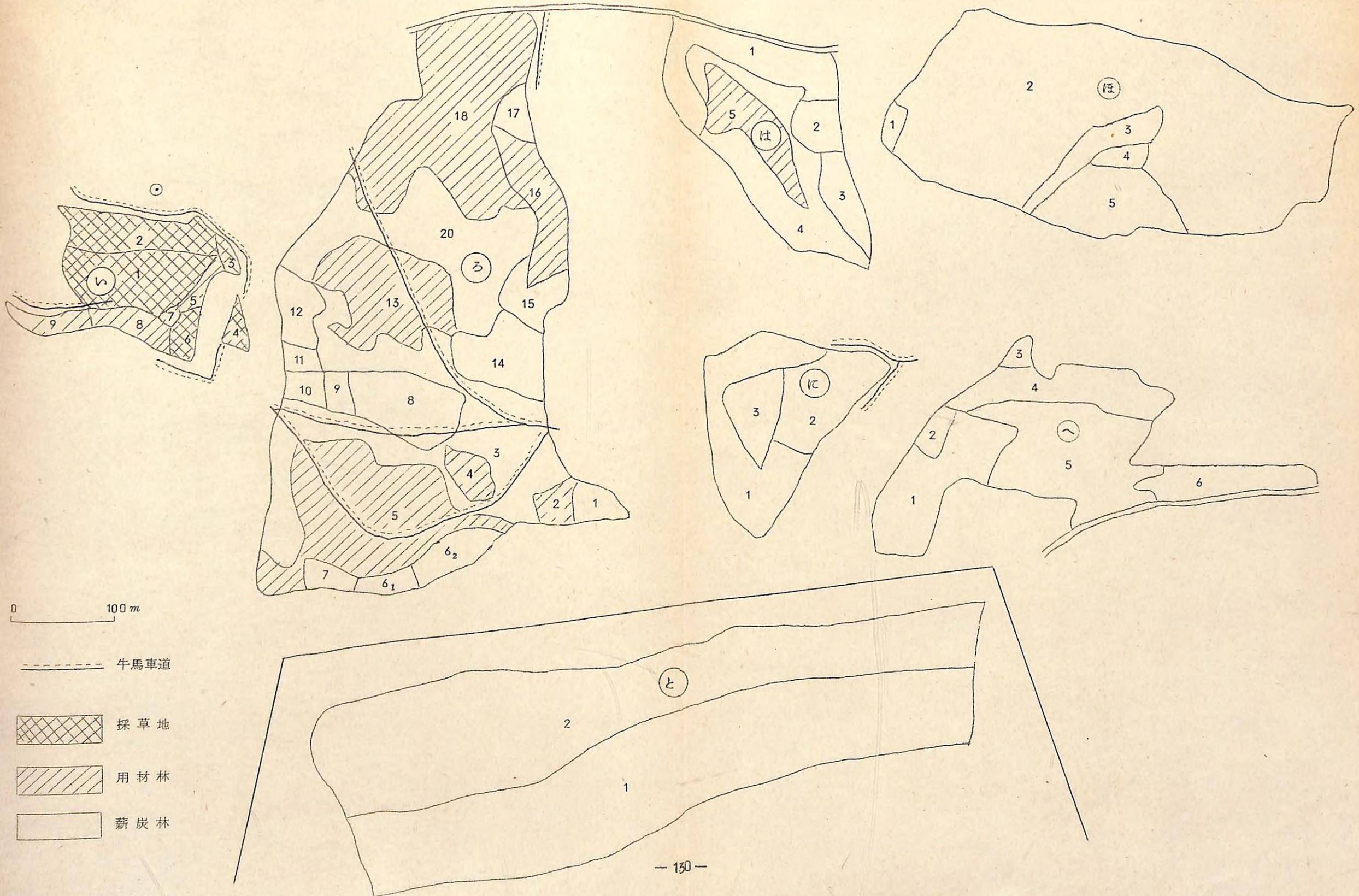
VIII	IX	X以上	計	用材林計	新炭林計	草地	合計
			0.50 (3.72)	4.22	17.40	1.48	23.10
			0.50 (3.72)	4.22	17.40	1.48	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
0.50			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
0.50			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
0.50			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
0.50			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
0.50			0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.92)	0.50		0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.92)	0.50		0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.92)	0.50		0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.92)	0.50		0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.92)	0.50		0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.58)	(0.92)	0.50	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10

	I	II	III	IV	V	VI	VII
昭和 24					0.15 (0.27)	(2.10)	
25					0.15 (0.27)	(2.10)	
26					0.15 (0.27)	(2.10)	
27					0.15 (0.27)	(2.05)	(0.05)
28					0.15 (0.12)	0.15 (0.15)	(2.10)
29						0.15 (0.27)	(2.10)
30	(0.08)					0.15 (0.27)	(2.10)
31	(0.08)					0.15 (0.27)	(2.10)
32	0.19 (0.08)					0.15 (0.27)	(2.10)
33	0.19 (2.43)					(0.12)	0.15 (0.15)
34	0.78 (2.53)						0.15 (0.27)
35	3.97 (3.46)	(0.54)	(0.75)				0.15 (0.27)
36	5.70 (7.46)	(0.54)	(0.75)				0.15 (0.27)
37	8.54 <sup>[1.78]</sup> (7.63)	0.19 (0.08)	(1.21)				0.15 (0.27)
38	8.84 <sup>[2.98]</sup> (6.28)	0.19 (2.43)	(0.46)	(0.75)			(0.12)
39	8.75 <sup>[3.56]</sup> (5.32)	0.78 (3.39)	(0.46)	(0.75)			
40	9.56 <sup>[8.06]</sup> (5.17)	3.97 (3.46)	(0.54)	(0.75)			
41	7.83 <sup>[8.06]</sup> (1.17)	5.70 (7.46)	(0.08)	(1.21)			

( )はアカマツ天然林, [ ]はアカマツ人工林

VIII	IX	X以上	計	用材林計	薪炭林計	草計	合計
(0.58)	(0.92)	0.50	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.58)	(0.92)	0.50	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.58)	(0.92)	0.50	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
(0.58)	(0.92)	0.50	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
	(0.58)	0.50 (0.92)	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
	(0.58)	0.50 (0.92)	0.65 (3.87)	4.52	17.25	1.33	23.10
	(0.58)	0.50 (0.92)	0.65 (3.95)	4.60	17.25	1.25	23.10
	(0.58)	0.50 (0.92)	0.65 (3.95)	4.60	17.25	1.25	23.10
	(0.58)	0.50 (0.92)	0.84 (3.95)	4.79	17.06	1.25	23.10
(2.10)		0.50 (1.50)	0.84 (6.30)	7.14	14.71	1.25	23.10
(2.10)		0.50 (1.50)	1.43 (7.26)	8.69	13.16	1.25	23.10
(2.10)		0.50 (1.50)	4.62 (8.62)	13.24	12.16	1.10	26.50
(2.10)		0.50 (1.50)	6.35 (12.62)	18.97	66.43	1.10	26.50
(2.05)		0.50 (1.50)	9.38 <sup>[1.78]</sup> (12.74)	23.90	1.60	1.00	26.50
0.15 (0.15)	(2.05)	0.50 (1.50)	9.68 <sup>[2.98]</sup> (13.74)	26.40		0.10	26.50
0.15 (0.27)	(2.05)	(1.02)	9.68 <sup>[3.56]</sup> (13.26)	26.50			26.50
0.15 (0.27)	(2.05)	(1.02)	13.68 <sup>[8.06]</sup> (13.26)	35.00			35.00
0.15 (0.27)	(2.05)	(1.02)	13.68 <sup>[8.06]</sup> (13.26)	35.00			35.00

図-2. 昭和21年当時の林野利用 (F家)



S家近辺より一般の地場賃金が若干高いことも作用していたであろうが、焼子製炭者の取得分がS家に比較して高かったという原因もそのへんにありそうである。

ところでこの地方は、地形的土壌的な制約を受けてスギの造林適地がきわめて限られる反面、素性のすぐれたアカマツが発生しやすい。F家の用材林化の端緒はアカマツの天然更新であつた。もちろん天然更新といつても天然に放置していたということではない。稚樹の発生と消失の状況に応じて地表処理や下木植栽、下刈、除伐などをきわめて集約的につみかさねてきている。そのためにアカマツの人工造林に較らべて労働多投になつている。しかしそうした集約的な更新・保育を行なつたとしても、人工造林に比較して伐期が5年位はおそくなる。F家では近年、天然更新地を少なくし、一斉人工造林が多くなつてきた。それは天然更新は労働多投的であることと、F家ではほとんど雇用労働に依存していることがりまくマッチしないことに原因している。もう一つの原因としては天然更新の場合、下刈機械の使用が制約されるという大きな欠陥をもつていることである。しかし、天然更新から一斉人工造林に移行してきた根本的な条件としては、以上のような育林技術的な側面というよりはF家の育林経営の発展段階より見た現段階の位置づけによつて理解する方が正しいものと考えられる。すなわちF家は所有林の林転はすべて完了し、目下外延的な経営規模の拡大に力を傾注している段階である。だから、集約化技術の採用ということよりも規模拡大の技術として一斉人工造林の方が重視されているものとみるべきであろう。そういう理解が成り立つとすれば現在進行中の規模拡大の条件が頭打ちの段階になつた場合には再びあらたな観点で天然更新技術も見なおされるにちがいない。

用材の販売が進むのは昭和31年度以降であり、38年度からは毎年継続して販売されていてその販売額も稲作部門に次いで大きい。販売石数は1,481石、天然アカマツ材が全体の75%を占めている。かつてアカマツの天然更新によつて林木蓄積が築かれたことを裏書きしている。

表-23 用材販売量

	スギ	アカマツ
昭31	石	515石
32		15
38		10
39	350	10
40	6	446
41	20	109
計	376	1,105

つぎに主要な投下要素である植栽苗木本数と投下労働量を年次別にみると次のとおりである。

植栽苗木本数は35年度以降急増し、当初、スギだけであつたものが、37年度からはアカマツ造林も積極的に進められる。ところで34年度から41年度まで8カ年間に植栽された苗木総本数は7万7千本余に達する。かりにha当3,300本植栽として年当り実に3ha余づつ人

工林が進められたことになる。F家の林転造林は予想以上にハイテンポであつたわけである。なお苗木はすべて購入されている。

表-24 植栽苗木本数

	スギ	アカマツ
昭32	600本	本
33		
34	2,250	
35	7,681	
36	6,850	
37	11,900	6,500
38	3,810	7,100
39	2,100	1,550
40	13,600	13,560
41	250	220
計	49,041	28,930

過去10カ年の育林部門への投下労働量はのべ2,282人(日)である。しかも34年度以降は年約200~300人の雇用労働が投下されており、完全な雇用力構成である。S家やO家の労働力構成と著しく相異なる。このように雇用労働力依存を持続できた基礎がなんであつたかということがわれわれの注目をひくところである。この条件を整理するにはなお詳細な経営構造と経営変遷についての分析が必要であるけれども、端的にいえることはF家の稲作部門がきわめて安定していたということがまず指摘できることである。

表-25 投下労働量

	自家労働	雇用労働
昭32		7
33		34
34		188
35		300
36		275
37		304
38	1	339
39	1	291
40		298
41		244

管理労働は含まれない。

### 3 O家(岩手県紫波郡都南村大字大ヶ生)

この集落は旧乙部村役場所在地から北上山系寄りにかなり入つた準高原状の山村である。盛岡市の中心地からバスで約1時間のところであるが、旧乙部村役場所在地からは朝夕各2便のバスが通つているにすぎない。3事例中もつとも山村的色彩の濃いところである。最近の動向として乳用牛(飼養数40戸、1戸平均2頭)が導入されたこととシイタケ生産農家がやままとまりを見せてきたことが注目される。

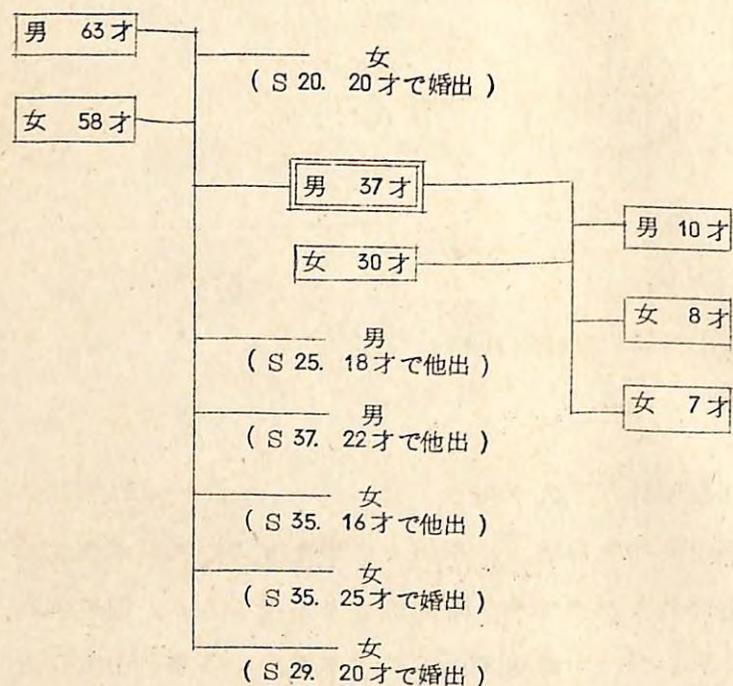
#### (1) 家族構成

世帯員は7人である。家族労働としては、基幹労働として経営主夫妻、補助労働として父母の2人、によつて構成されている。能力換算した労働力単位数は3.05人、一方消費力単位数は5.70人であつて、比較的恵まれた家族構成である。先代(現世帯主)以前の家族構成の推移は詳らかでないが、35年度

までは家族労働力が豊富であった反面、消費人口もかなり多かつた。

経営主は24年度から経営の全責任を引継いだ。それ以前の2カ年、県立農事試験場の実習を受講している。以後経営改善に対しても意欲のあるところを示し、シイタケ栽培に関してはこの地域の先覚者でもある。この農家は前述の2事例とは異なり家族労働力中心の経営方針が貫かれている。

表-26 F家の家族構成の系譜



## (2) 経営土地

経営農用地は共有採草地を除いて1.80 haであり、集落の中では中堅農家である。41年度に30 aを開田し水田を拡大した。すでに90 aが区画整理されており、山峡に入った割には基盤整備が進んでいる。畑地は35 aであるが、5 aを残して牧草が栽培されている。リンゴ園は41年度に5 a開田したために15 aに減り、ゴールデン、デリシャスのほか3品種、成木、未成木あわせて31本である。このうち、25本が23年生、残り6本が未成木である。

採草地3 haは9名共有の0家の持分であり、そのうち1.5 haは無償で貸付けている。この採草地はすでに簡易な草地改良が施されており、乳用牛を導入している農家では生草の採取として、その他の農家では乾草採取として利用している。

0家は農地改革の影響を受けなかつたし、その後、売買、譲与による土地の増減はなかつた。ただ昭和18年に山林(板橋22~25)を取得した際にその交換地として水田13 aを手離している。

一方、地目の変換としては、前述の牧草畑の造成のほか昭和19年の桑園→リンゴ園(20 a)、41年度のリンゴ園(5 a)普通畑(5 a)未利用地(20 a)→水田(30 a)があつた程度である。要するに経営規模が小さいながらも古くからの典型的な自作農家であつたわけである。

表-27 経営農用地

	経営地	備考
水田	1.30ha	90 a区画整理, 41年に30 a開田
普通畑	0.05	
牧草畑	0.30	38年10 a, 39年20 a導入
樹園地	0.15	
採草地	1.50	共有持分は3 ha, 1.5 haは貸付, 40年に草地造成
計	3.30	

## (3) 家畜

現在、肉生産目的で乳牛の雄2頭が飼育されている。38~40年には肥育目的で和牛2頭が飼育されていた。それ以前は仔生産目的で馬が飼われていた。常時2頭飼育し、年1頭の割合で仔馬を生産販売していた。畜種のちがひによる粗飼料(山野草)に対する依存度の相異についてはこれまでの事例研究によつて明らかにされているが、<sup>(註)</sup> 0家の林野利用の変遷を見てもそのことが容易に理解される(表-28参照)。とくに戦前の馬産時代においては採草地が2

naにも及んでいたのであるが、馬の頭数が1頭に減り、さらに肉用牛に交替したことによつてほとんど皆無になつていつた経過に注目していただきたい。また、図一三からも分るように、馬産時代の採草地は経営立地的にももつとも条件の良いところに配置されたのである。

さて、肉生産を目的として乳牛の雄を飼育している。もともと和牛導入の目的ももちろん肥育目的であつたであろうが、厩肥踏みとしての役割りもかなり重視されたにちがいない。したがつて乳牛の雄を導入した動機も案外単純であつたのかもしれない。たしかに最近の内用牛の市場価格は異常なほど高い。それがまた仔牛価格の高騰をまねいている。そうした異変によつて、極端な場合には搾乳牛までを肉用として販売する農家もあるとさえいわれている。一方、雄乳牛は捨値同様の価格で購入が可能であり、それが一定の肥育を経ると結構高い価格で販売できる。O家の畜種の交替はそのような諸条件をたくみに考慮した方法といえる。だから、O家の場合あくまでも過渡的な畜種交替といふことができる。

ともあれ、今後飼養頭数を飛躍的に増やすとか、あるいは搾乳牛の多頭飼育に変わるなどといつた畜産部門の大きな変化が起きないかぎり、戦前の馬産時代のような林野利用をめぐる林・畜の競合関係は生じないであろう。

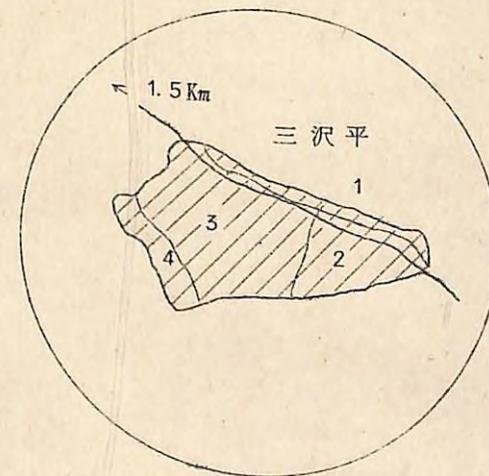
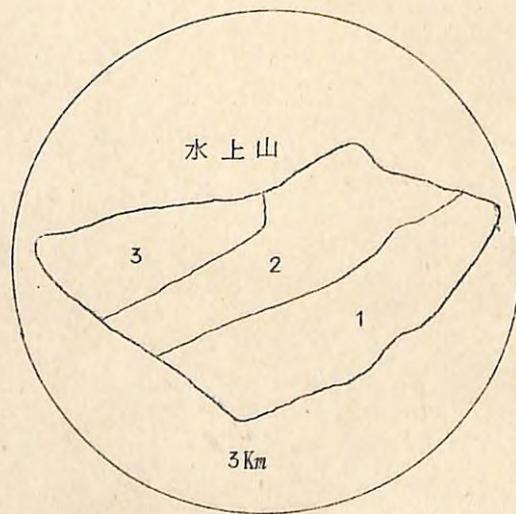
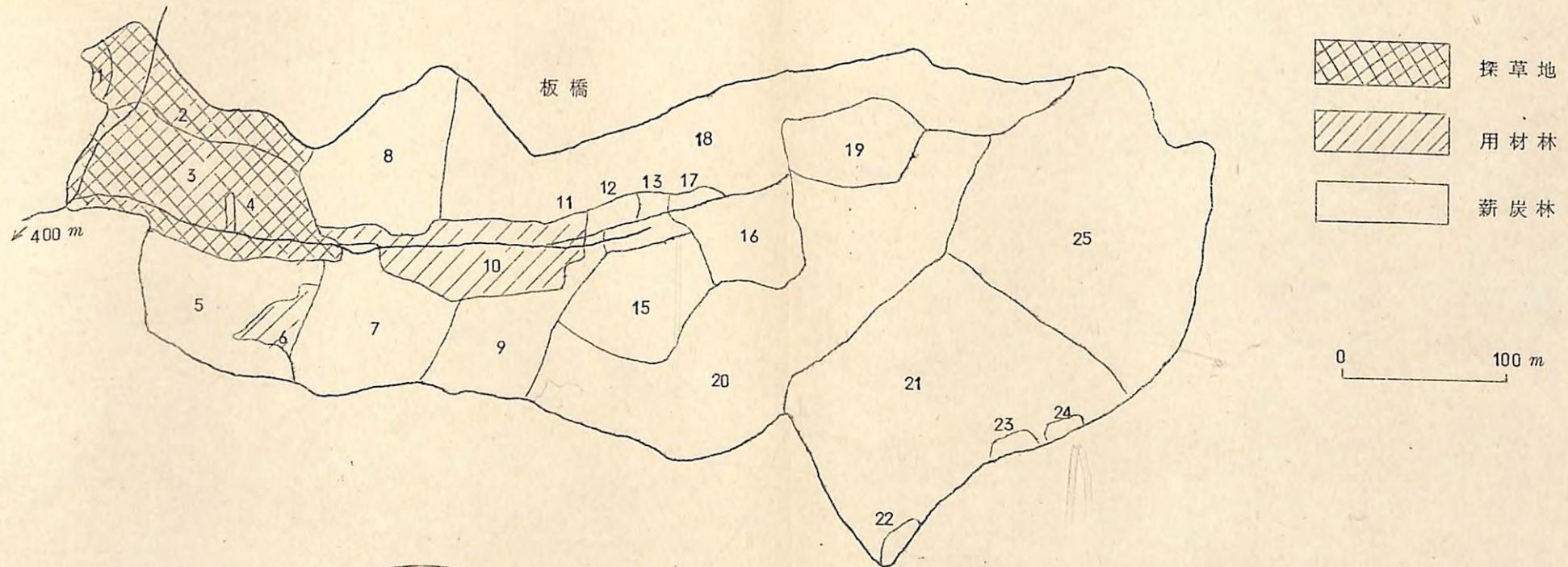
---

(注) (1) たとえば、舎飼期間の総飼料に対する山野草の割合は、繁殖用馬の場合は30.7%、乳用牛の場合は15.2%、肉用牛の場合はこれらの中間である(梶井功氏『牧野の研究』)。

(2) サンプルは少ないが、われわれの調査でも以上のことが実証される。(前掲92頁の表を参照)

---

図-3 昭和21年当時の林野利用 (0家)



#### (4) 41年度の現金収入額

41年度の農家総現金収入は50～60万円である。その内訳は米の販売収入が約21万円(30俵)、リンゴが84,000円(120箱)、シイタケが約20万円、ナメコ1万円であった。収入面で見ると限り稲作部門に次いでシイタケ部門が大きなウエートを占めている。シイタケ部門の導入の経過などについては後述する。

〇家の戦後における主要換金作物の動きをみると、リンゴ作部門の進展、30年の養蚕の廃止をあげることができる。戦前の最盛期における養蚕の規模は掃立量にして20♀程度であった。戦後は10♀程度に推移し、30年度に廃止された。掃立量で推察するとその規模はそれ程大きかったとはいえないが、農家経済の中に占める重要性ということからすれば、冬季の製炭収入とともに、夏季における主要な現金収入源であった。しかし、飼養技術、桑園の管理技術がともに低水準であつて、現段階で見るときわめて生産性が低かつた。

#### (6) 山林部門の現状と動向

〇家の林野利用の歴史的な変遷過程と、現在の林分構成は表-28のとおりである。

まず、林野面積の増加状況を見ると、昭和6年に3ha余(2.5ha購入、0.71ha水田と交換)、同18年に4ha余(購入)の拡大がはかられている。結局、昭和初期に10haに達していなかつた林野面積が2度にわたる積極的な拡大によつて17ha余になつたのである。この規模拡大の原動力はひとえに先代(現世帯主)の山林部門に対する意欲の一端にうかがうことができる。このことは後述の育林技術の変遷を見てもその精農家タイプによつても十分うかがい知ることができる。

〇家の林野利用の変遷過程では次の2点が特徴的である。第1は24年に採草地が消滅し造林地化したことである。これは前述の馬から肉用牛への畜種の交替と関連している。第2に林種転換造林が戦後徐々に行なわれてきたことで

表一28 林野利用の変遷(〇家)

(na)

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII以上	計	薪炭林	草地	合計
昭1			0.55	0.02		0.47			1.04	6.46	2.17	9.67
2				0.57		0.47			1.04	6.46	2.17	9.67
3				0.57	0.02	0.47	0.47		1.04	6.46	2.17	9.67
4				0.55	0.02		0.47		1.04	6.46	2.17	9.67
5				0.55	0.02		0.47		1.04	6.46	2.17	9.67
6				0.55	0.57		0.47		1.04	6.46	2.17	9.67
7					0.57		0.47		1.04	9.65	2.17	12.86
8					0.55	0.02	0.47		1.04	9.65	2.17	12.86
9					0.55	0.02		0.47	1.04	9.65	2.17	12.86
10					0.55	0.02	0.47		1.04	9.65	2.17	12.86
11	0.01					0.57		0.47	1.05	9.65	2.16	12.86
12	0.07					0.57		0.47	1.11	9.59	2.16	12.86
13	0.07					0.55		0.47	1.11	9.59	2.16	12.86
14	0.54					0.55			1.11	9.59	2.16	12.86
15	0.54					0.55			1.11	9.59	2.16	12.86
16	0.64	0.01							1.22	9.48	2.16	12.86
17	0.58	0.07							1.22	9.48	2.16	12.86
18	0.58	0.07							1.22	13.63	2.16	17.01
19	0.11	0.54					0.02		1.22	14.29	1.50	17.01
20	0.11	0.54					0.02		1.22	14.29	1.50	17.01
21	0.14	0.64	0.01				0.02		1.36	14.15	1.50	17.01
22	0.14	0.58	0.07				0.57		1.36	14.15	1.50	17.01

23	(1.08)	0.14	0.58	0.07					0.57	(1.08)	1.36	14.15	0.42	17.01
24	(1.08)	0.25	0.11	0.54					0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
25	(1.08)	0.25	0.11	0.54					0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
26	(1.08)	0.11	0.14	0.64	0.01				0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
27	(1.08)	0.11	0.14	0.58	0.07				0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
28	(1.08)	0.11	(1.08) 0.14	0.58	0.07				0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
29			(1.08) 0.25	0.11	0.54				0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
30		0.08	(1.08) 0.25	0.11	0.54				0.55	(1.08)	1.45	14.48		17.01
31	(0.45)	0.83	(1.08) 0.11	0.14	0.64	0.01			(1.08)	(0.45) 1.73	13.75	13.75		17.01
32	(0.45)	0.83	(1.08) 0.11	0.14	0.58	0.07			(1.08)	(0.45) 1.73	13.75	13.75		17.01
33	(0.45)	(0.02) 1.33	(1.08) 0.11	(1.08) 0.14	0.58	0.07			(1.08)	(0.45) 2.23	13.23	13.23		17.01
34	(0.45)	(0.02) 1.33	(1.08) 0.25	(1.08) 0.25	0.11	0.54			(1.08)	(0.45) 2.23	13.23	13.23		17.01
35	(0.45)	(0.02) 1.62	(1.08) 0.25	(1.08) 0.25	0.11	0.54			(1.08)	(0.45) 2.60	12.86	12.86		17.01
36	(0.02) 1.25	(0.45) 0.83	(1.08) 0.11	(1.08) 0.14	0.64	0.01			(1.08)	(0.45) 2.98	12.48	12.48		17.01
37	(0.02) 1.25	(0.45) 0.83	(1.08) 0.11	(1.08) 0.14	0.58	0.07			(1.08)	(0.45) 2.98	12.48	12.48		17.01
38	0.75	(0.45) (0.02) 1.33	0.11	(1.08) 0.14	0.58	0.07			(1.08)	(0.45) 2.98	12.48	12.48		17.01
39	1.59	(0.45) (0.02) 1.33	(1.08) 0.25	(1.08) 0.25	0.11	0.54			(1.08)	(0.45) 3.82	11.64	11.64		17.01
40	1.55	(0.45) (0.02) 1.62	(1.08) 0.25	(1.08) 0.25	0.11	0.54			(1.08)	(0.45) 4.15	11.31	11.31		17.01
41	1.80	(0.02) 1.25	(0.45) 0.83	(1.08) 0.11	0.14	0.64	0.01		(1.08)	(0.45) 4.78	10.68	10.68		17.01

( )アカマツ天下 ( )アカマツ人 ( )カラマツ

ある。林種転換造林が緩慢な進展にとどまつたという理由としては種々の事情があつたであろうが、もつとも大きな理由としては、所有林で毎年製炭が行なわれたために毎年製炭を継続するための一定の新炭林が確保されたこと、いま一つの理由としては、自家労働のみによる植林・保育が〇家の方針とされたことにより、その植林面積は制約されたこと、などがあげられる。また、この地方の用材の商品化がおくれてスタートしたことが造林投資をおくらせた根本的な要因であるが、山仕事（投資行為）に対する認識評価がもつばら経営権を後継者に委譲した後の老人の隠居仕事であるとされた一般的な風潮があつたことも無視出来ない。〇家の造林投資の足どりをひもどくと随所にそのようなことがうかがわれるのである。

41年度末時点での用材林は6.33ha、用材林率は37%である。面積割合ではスギがもつとも多く、次いでアカマツ天然林、アカマツ人工林、カラマツの順である。主伐可能令級の林分（Ⅶ令級以上）は僅かに1aであるので当分の間は間伐収入に依存せざるをえない。

さて、わが国における林野の所有構造の特質の一つとして零細性、分散性があげられるが、後者の林地の分散性について見ると、〇家の場合、14.32ha、1.94ha、0.75haの3団地に分れている。また、用材林の1施業単位の大きさは表-29のとおりである。最近の1年当りの造林面積は大きくなり、したがって施業単位も大きくなつてきているが、平均面積は0.23haと小さい。

（S家は0.68ha、F家は0.70haであつた。）

表-29 用材林の1施業単位の大きさ

	~0.2ha	0.21~0.30	0.31~0.50	0.51~0.70	0.71~	計(1)	用材林(2) (2)/(1)
団地数	15	1	6	3	2	27	6.33ha 0.23ha
%	55.6	3.7	22.2	11.1	7.4	100.0	

つぎに、前述の2事例と対比して相異すると考えられるいくつかの側面について要約しておくことにしよう。

① 間断的であつたが、これまでに間伐を主体にした用材生産がかなり行なわれている。すなわち、26年度の200石、40年度の15石以外は間伐生産であり、しかも最近は連年伐採が行なわれるようになってきた。また、注目すべきこととしてすでに2回以上の間伐実施林分もあることである。このことは主伐可能林分を保持していないことから、いきおい間伐収入に依存しなければならぬという林木蓄積の乏しさにも原因しているが、小規模農家林業のしかも林転換造林がおくれてスタートした経営が多いことを考えれば、主伐可能時点まで産出せず耐乏蓄積を増加させるというだけでなく、間伐をくり返すことによる方が間断作業によつて制約を受けるといわれる小規模農家林業の一つの欠陥をいくらかでもカバーすることができる。そういう観点からすれば、〇家の間伐励行は小規模農家林業の一つの行き方を示唆しているといえる。

表-30 用材販売量

	スギ	
	主伐	間伐
昭13	石	?石
22		?
23		?
26	200	
29		150
36		20
38		30
39		28
40	15	41
計	215	269

② 現世帯主は所有林の中に母樹を選定し、こつこつと自家養苗を続けてきた。最近植栽面積が大きくなるにつれて養苗だけでは自給が困難になつたために多くを購入苗に依存するようになってきたが、種子の採取から山出苗を育成するまでの一連の育苗技術の体得はいわば精農家タイプの一端を示しているものといえる。植栽後の生長のよしあしはともかくとして、自家養苗であればほとんど100%活着するという。これに対して購入苗だと20%の枯死を見込まなければならぬ。1年生苗

が入手できればよいのだがといっている。

表一 31 植栽苗木本数

	スギ		カラマツ	アカマツ
	自給	購入	購入	購入
昭 11	33			
12	50			
16	1,700			
17	20			
21	400			
24	190			
30	150	2,200		
31	400		1,000	
32		100		
33	50	1,550		80
35	1,100			
36	390			
37	1,005			
39	800			
40	710	810		
41		1,700		
累 計	6,998	6,360	1,000	80

降雨後の曇天の日を選んで植付たが、最近のように植付面積が大きくなってからはそれでは植付適期をおくらすことにもなりかねない。上記の諸作業が集中する時期には経営主夫妻、父がそれぞれ作業分担を決めて従事している。父はもつばら地拵、植付作業に専一的に従事している。そういう事情で考えだされたのが「植つぼ掘り」である。すなわち、晴天の日にも前もつて植穴を掘っておくことである。そして降雨後の曇天の日を選んで家族総出で植付を行なっているのである。

③ 植付直後の枯死を防止する作業として「植つぼ掘り」がある。この作業は購入苗木に依存し、従来よりも1年当りの植付面積が大きくなって以後に習得した農民的な地湧きの技術である。すなわち、植付作業はちょうど水稲作部門の播種・育苗作業、果樹作部門の消毒・施肥作業、シイタケ部門の最後の採取・出荷、櫓木の造成作業、などと競合する時期である。植付本数が少なかった頃には現世帯主が

④ 育林労働の主体は自家労働であり、28年度以降は連年継続して投下されている。素材生産も自家労働で行なわれている。この点は前述のS家、F家に比べて特異である。育林生産部門が成熟していく過程で今後もこのような推移をたどるかどうか、注目してゆきたい。

⑤ 林転造林推進の一つの迂回生産部門としてシイタケを栽培している。シイタケ部門の導入はかつて製炭原木として利用していた広葉樹を利用して、その附加価値の増大と冬季家族労働力の収益化をねらいとして始められたものであるが、スムーズに導入できた条件としては、販売面における農協の強力なバックアップ、生産技術面における林業改良指導員の援助、それに経営主が製炭作業のようなきつい肉体労働に従事できないという特殊事情、等々があげられる。39年度に1,500本、40年に5,000本、41年度に2,000本、(42年度の予定1,000本)と漸次櫓木を増やしてきた。現在の有効櫓木は約2,000本で、41年春から12月までの夏出しの売上額は約20万円、直接現金支出を差引いた現金収入は18

表一 32 投下労働量(人)

年次	自家労働	雇用労働
昭和11	1	
12	1	
13	1	
14	1	
15	1	
16	25	
17	12	
18	11	
19	11	
20	11	
21	7	
22	2	
23	2	
24	6	
25	3	
26	(20)23	
27	2	
28	-	
29	1	
30	9	
31	57	
32	18	
33	50	
34	30	
35	35	
36	(20)46	4
37	26	4
38	(20)37	4
39	(2)43	4
40	(8)55	
41	35	10

( )は素材生産、内数。製薪炭労働は含まない。

万円であつた。ナメコは41年500本、(42年の予定1,000本)を伏込み、41年度の粗収入は約1万円であつた。41年秋に8坪のフレームを新築し、冬出し生産にも取組むことになり、浸水・芽出しから出荷作業まで、ほとんど自家労働2人がかかりきりである。

かくして、冬季の家族労働力の収益化と、稲作部門に次ぐ第2の所得部門としての2側面でO家の経営変革の中核的な位置を占めるにいたつたのである。林転造林を推進していく過程の一つの踏み台として導入したのであるが、将来も副次部門として推移するかどうか、現段階では断言できない。ただ、生産技術面での改良の余地はまだたくさん残されている。経営技術的にもたとえば販売面において十分考慮しておかなければならないことがある。それは岩手県の林転農家の多くはシイタケ生産をはじめている。ちょうどO家と同様の動機で同時点に導入した農家が多い。だからここ2・3年のうちに地方都市を対象として大量の生シイタケが集中出荷されてくることは十分予想されることである。さらに消費市場を開拓するとか、乾シイタケに一部を切りかえるとか、あるいは生シイタケであつても生産ピークを前半(1月)にくりあげるような品種の選択や技術の採用が考慮されねばならないと考える。

以上のように経営技術的な面でまだまだ改善の余地が残されているが、林転途上の農家林業のとるべき一つの方向としてシイタケ部門を導入しているO家の今後の動きに注目していきたい。

## V 記帳農家の特色 — 総括 —

農業の経営仕組、林野の利用構造の変遷などを中心にして、個別的に検討してきた。ここでは以上の検討結果を総括する意味で3事例の同質点、異質点を要約する(表-33)。

- i) 交通立地的には3事例の間にそれ程めだつた優劣差は認められず、しいて指摘すればF家よりS家、S家よりO家というように立地差が若干あるようであるが、用材生産に関しては3事例ともきわめて恵まれているといえる。また、S家とO家とは完全に盛岡への通勤圏に入るのに対して、O家は通勤に不便なところに位置している。
- ii) したがつて、地域的には今後兼業農家が増加するものと予想される。しかし、S家の世帯主が村役場の特別職(教育長)についているほかは、F家、O家とも通勤型の労働力流出はみられず、就職型の労働力流出が進行している。そのため、家族構成は経営主中心の単純型に近く、消費圧(消費能力単位数と労働能力単位数の比)はそれぞれ1.62人、1.65人、1.84人と小さい。つまり労働者1人で負担すべき消費者が2人以下であり、これはきわめて恵まれた家族構成であるといえる。
- iii) F家はかつては自作地に匹敵する小作地を貸付けていた自作兼地主農家であつた。これに対してS家とO家は典型的な自作農家であつた。F家は農地改革により耕地規模が半減したのであるが、農地改革を契機に山林経営に力を注ぐようになった。F家はそれ程大規模の地主経営であつたわけではないが、農地改革を契機に山林経営に転じていった。このような事例が東北地方に多い。S家は部落内における社会的地位が高かつたけれども、一貫して自作農家であつたし、O家はいわゆる精農家タイプの自作農家であつた。こうした戦前の性格が現時点での育林生産活動に有形、無形に反映されているのである。
- iv) 経営組織について要約すると、3事例とも水稻作部門が経営の中心であることにはかわりないが、稲作に次ぐ第2以下の部門は区々である。すなわち、S家とF家では山林部門が副次部門の位置であるのに対して、O家ではシイタケ部門、リンゴ部門、山林部門であり、そのいずれも単一的に完全に副次部門になつていない。つまり、S家とF家では少くとも経営の2本の柱ができあがり、経営組織もやや単純化されているのに

対して、O家のそれは4部門で構成された多角経営である。O家のように経営の多角化により経営全体の安定性を重視するというビヘビオは中小の農家林業が多かれ少かれもついている過渡的な性格といえるであろう。

V) 農家経営に占める山林部門の位置づけは以上の如く整理されるが、その山林部門の現状と、過去の林野利用の変遷を整理してみよう。林野利用の歴史的な変遷過程は、農業的・家計的利用段階→薪炭生産を主体とする半商品的な生産段階→商品生産的・育林経営段階という系譜を描くことができる。これに即して言えば3事例とも最後の段階にさしかかっているといえる。ただ、いずれの事例もその形成初期の段階であることで共通している。

そこで用材林の形成度合を比較してみよう。F家ではすでにすべてが用材林化されている。これに対してS家とO家の用材林率(全山林に対する用材林の面積割合)はそれぞれ44.4%、37.2%である。F家のそれに対比してまだ低水準であるが、東北地方全体の水準に比較すればきわめて高い。ところで、用材林化が急速度で進展するのは3事例とも30年度以降である点は3事例とも共通している。そのスピードが違う結果、現時点での差異をもたらしているのである。以上のことを整理すると、F家は林転完了型、S家は林転急増型、O家は林転漸増型といえることができる。したがって経営改善に関する対応の仕方もそれぞれちがっているわけである。

これまでの林産物の商品生産の進展状況についても薪炭生産を経てやうやく用材生産の段階に達しつつあることでは共通している。しかし、近年の林産物の生産は、S家では広葉樹のパルプ原料材生産とスギの間伐生産、F家はアカマツ(天)の主伐生産、O家ではスギの間伐生産とシイタケ生産が主体である。これは過去における林木資産蓄積の多少にかかわっている。

かつてはもつとも支配的な林業的な林野利用の方法であった製炭は、

S家は36年度まで、F家が37年度まで、O家は38年度までというぐあいになり、つい最近まで続けられていた。ただ、S家とF家はいわゆる焼子製炭をさせていたのに対して、O家は原木自給による自営製炭であった。S家とF家は同様に焼子製炭をさせていたが、F家では林転造林促進のための製炭で、製炭者の焼歩が割高であり、しかも35~37年に集中的に製炭され、伐採跡地は翌年ただちに植林された。一方、S家では林転造林推進というよりは製炭による利益追求が目的とされ、製炭者の焼歩はF家より低かつたし、S家自からが盛岡市の小売店までの運搬にたずさわっていた。製炭を中心にする3事例の対応の様相は以上の如くまちまちであり、そのちがいが林転造林の進展に大きく作用しているのである。とくにO家の場合、冬季間の家族労働力の収益化の手段として重視されたために造林も年々小面積に限られ、必然的に大面積の林転造林がひかえられたのである。

VI) 3事例ともに育林経営の歴史が浅いために特記すべき技術をもっているわけではない。

ただ、主要な投下要素である労働力の構成を見ると、F家では雇用労働力だけによつて経営が維持されており、S家も雇用労働の比重がきわめて高い。これに対してO家ではほとんどが自家労働である。もちろんこのような労働力構成の特質は、育林部門の規模、育林部以外の規模と経営仕組、経営内外の労働力事情、などによつて規定されるが、将来、家族構成が現状程度に推移するものとするれば、雇用労働力に対する依存関係も現時点のように推移するであろう。そういう意味でF氏が「アカマツ天然更新は不利である」と述べている如く、この地方に広範に見られるアカマツの天然更新を採用した事例は次第に少なくなっていくにちがいない。

O家では長い間、自家養苗を行なってきた。間伐励行とともに注目されることである。また、普遍化された技術ではないが、「植つぽぽり」も

自然適応技術として高く評価される。以上いくつかの生産技術（＝部分技術）のほかに林転造林推進の一つの迂回生産としてシイタケ部門を導入していることも、前2事例とらがる点である。東北地方の農家林業がもっている多くの問題点を具体的に示す好個の事例と考える。

vii.) 最後に記帳能力についてふれておく。経営主（＝記帳の主体者）はいずれも青年層であり、これまでになんらかの営農記録をつけた経験者である。S氏とO氏は農業講習所に学んだ方でもあり、それぞれ部落におけるリーダーでもある。F氏はこれまでにいくども農林省の生産費調査などの記帳の経験をもっている。3事例ともわれわれに信頼度の高い資料を提供して下さるものと信じている。

（昭和42年3月）

表-33 記帳3農家の特色

主たる 記帳者	所在地	交通の便	戦前の農 家の性格	労働力の消費 力の単位数	営農類型	現金粗収入額	山林部門の現況		山林の利用状況		その他の特色			
							樹種別面積	戦後の拡大 林地面積	木材生産	薪炭生産	労働力調達	苗木の調達	育林技術	
S 家	都南村大字 大ヶ生字江 柄	やや良	自作農家	2.60人 4.20 (世帯主は恒 常的職員)	①水 稲 ②山 林 (③俸給)	100 ~ 150 万円	60.46 ha 用材林の内訳 スギ 23.12 アカマツ・人 2.28 アカマツ・天 1.05 カラマツ 0.37 計 26.82	購入2.21ha	スギの間伐 広葉樹のバ ル材生産	昭36まで 歩焼製炭を させた	雇用労働主	購入	大面積一斉 人工造林	経営主 (25才)
F 家	紫波町大町 長岡字北沢	良	自作兼地 主農家	2.30 2.80	①水 稲 ②山 林 (③リンゴ)	150万円以上	35.00 スギ 13.68 アカマツ・天 13.26 アカマツ・人 8.06 計 35.00	購入12.90	アカマツの 主伐生産が 多い。	昭32~ 34薪生産。 35~37 歩焼製炭を させた。	雇用労働の み	購入	一斉人工造 林と天然下 種更新併用	経営主 (36才)
O 家	都南村大字 大ヶ生字上 大ヶ生	良	自作農家	3.10 5.70	①水 稲 ②シイタケ ③リンゴ ④山 林	100万円以下	17.01 スギ 4.78 アカマツ・天 1.08 アカマツ・人 0.45 カラマツ 0.02 計 6.33	なし	スギの間伐 生産。 シイタケ原 木自給	昭35年ま で原木自給 製炭	自家労働主 雇用労働従	自家養苗が 多かったが、 最近購入苗 も増えてき た。	間伐励行	経営主 (37才)